

土木請負工事監督・検査諸規程

令和6年8月

京都市建設局

土木請負工事監督・検査諸規程

- 1 土木請負工事監督・検査要綱**
- 2 工事関係書類**
- 3 検査に必要な工事関係書類一覧表**

1 土木請負工事監督・検査要綱

土木請負工事監督・検査要綱の目次

土木請負工事監督・検査要綱（22条で構成）	1
現場中間検査実施要領	12
工場等派遣中間検査を要する工種別要領	12
検査及び成績採点の要領	13
工事成績評定点等通知実施要領	14
検査職員通知書(別紙)及び(別紙)参考様式	15
工事成績採点の考查項目の考查項目別運用表	別紙1～別紙5

土木請負工事監督・検査要綱

(目的)

第1条 この要綱は、土木請負工事の監督・検査に必要な事項を定め、もって工事の適正な施工を確保するとともに、工事に関する技術水準の向上に資することを目的とする。

(総則)

第2条 京都市建設局において行う土木請負工事の監督及び検査は、地方自治法第234条の2（契約の履行の確保）第1項、同法施行令第167条の15（監督又は検査の方法）第1項、第2項、京都市契約事務規則（以下「事務規則」という。）の関係条項、工事請負契約書（以下「契約書」という。）の関係条項、土木工事共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）の関係条項、京都市事務分掌条例の関係条項の趣旨に基づき、この要綱の定めるところにより実施するものとする。

(検査の種類)

第3条 検査の種類は、以下のとおり定めるものとする。

- (1) 共通仕様書3-1-1-8条に基づき行う工事の中間段階における現場中間検査
- (2) 共通仕様書3-1-1-8条に基づき行う工事の中間段階における工場等派遣中間検査
- (3) 契約書第40条の規定に基づき行う工事の出来形部分及び設計図書で指定した工事材料を対象とした既済部分検査（部分払）
- (4) 契約書第41条の規定に基づき行う設計図書で工事の完成に先立って引渡しを受けるべきことを指定した部分を対象とした既済部分検査（部分引渡し）
- (5) 契約書第48条（甲の解除権）及び契約書第55条（解除に伴う措置）の各規定に基づき行う既済部分検査に準じた検査
- (6) 契約書第34条（検査及び引渡し）の規定に基づき行う完成した工事目的物を対象とした完成検査

(監督職員の業務)

第4条 当該工事を担当する総括監督員、主任監督員及び担当監督員（それぞれの監督員を総称して、以下「監督職員」という。）は、以下に定める業務を遂行するものとする。

- (1) 契約書及び共通仕様書等に定められた事項の処理
 - (2) 工事現場における施工体制の点検に関する業務
- 2 担当監督員のほか、主任監督員又は総括監督員は完成検査及び既済部分検査に先立って現場を確認するものとする。

(監督職員となるべき職員等)

第5条 監督職員は、以下に定める職員が行うものとする。ただし、各号ア、イ、ウ、エの順に

優先して行うものとする。

(1) 総括監督員

- ア 各所属長
- イ 各課又は各土木事務所（以下「各事業課」という。）の所属長（以下「各所属長」という。）が認めた担当課長（以下「各事業課長」という。）
- ウ 各所属長が認めた係長（以下「各事業係長」という。）

(2) 主任監督員

- ア 各所属長が認めた各事業係長
- イ 各所属長が認めた主任級以下の職員
- ウ 各所属長が認めた各事業課長
- エ 各所属長

(3) 担当監督員

- ア 各所属長が認めた主任級以下の職員
- イ 各所属長が認めた各事業係長
- ウ 各所属長が認めたその他の者

(監督の技術基準)

第6条 監督職員が監督を行うにあたって必要な技術基準は、別に定めるところによるものとする。

(検査職員の業務)

第7条 検査職員は、契約書及び共通仕様書に基づき、第3条に定める検査を行うものとする。

- 2 検査職員は、工事目的物その他の成果品が設計図書、かつ、「土木工事施工管理基準及び規格値」に適合しない場合は、監督職員を通じて請負者に対して、是正の指導又は第18条に基づく手直し工事を指示するものとする。
- 3 前項における各専決者は、検査職員が所属する所属長に帰属させるものとする。

(検査職員となるべき職員)

第8条 検査職員は、以下に定める職員が行うものとする。

- (1) 最終請負金額が500万円以下の工事の検査は各所属長が行う。ただし、各所属長に事故があるとき又は事務が輻輳するときは、次の順に優先して行うものとする。
 - ア 各所属長が指名した各課長級の技術職員
 - イ 各所属長が指名した係長級の技術職員
- (2) 最終請負金額が500万円を超える工事の検査は、監理検査課長、監理検査課係長級及び監理検査課再任用の技術職員が行う。ただし、事務が輻輳するときは、次の順に優先して行うものとする。
 - ア 監理検査課長が指名した課長級以上の技術職員、ただし当該工事を担当する所属の課長級以上の職員を除く。
 - イ 監理検査課長が指名した係長級の技術職員、ただし当該工事を担当する所属の職員を除く。

く。

- 2 監理検査課長は、監理検査課職員以外の職員を検査職員として指名した場合は、その旨を別紙様式に（別紙）参考様式の一覧表を添えて各所属長に通知するものとする。

（検査の技術基準）

第9条 検査職員が検査を行うにあたって必要な技術基準は、別に定めるところによるものとする。

（監督職員と検査職員の兼務の禁止）

第10条 事務規則第49条の規定に基づき、監督職員と検査職員を兼務してはならない。このため各所属長は、監督職員と検査職員を定める場合は、監督職員が検査職員の職務を兼務することのないようにそれぞれの監督職員を定めるものとする。

- 2 各所属長は、前項において必要な場合は、第5条の規定にかかわらずそれぞれの監督員の職務を兼務させる等の措置をとるものとする。

（監督・検査の公平）

第11条 監督職員及び検査職員は、各々の業務を実施するにあたっては、厳正、かつ、公平に行うものとする。

（受検の準備）

第12条 監督職員は、検査に先立ち、受注者に対して、起終点、測点、仮ベンチマーク出来形の測定ポイント等を点検させ、失われている場合は復元させておくものとする。

- 2 監督職員が、共通仕様書3-1-1-4条3項に基づき、受注者に準備させる検査に必要な一般的な器具等は、以下に定めるものをいう。

(1) 一般的な器具等

土木請負工事必携、筆記用具、電卓、懐中電灯、カメラ、コンベックス、布巻尺、鋼巻尺、ポール、箱尺、リボンテープ、シュミットハンマー、スラントルール、ノギス、小型バール、バール、配筋検査用磁石、塗膜検測器、コア採取機、穿孔機、簡易地耐力測定機、トランシット、レベル。

(2) その他監督職員が指示する器具等

（現場中間検査の手続き）

第13条 現場中間検査の手続きは、「現場中間検査実施要領」に基づき、以下に定める順序で実施するものとする。

- (1) 監督職員は、受注者との契約ができ次第、検査職員と協議を行い、現場中間検査の実施時期、対象工種を決めることとする。
- (2) 監督職員は、受注者から「中間検査申請書（様式10-1）」及び関係資料が提出されたときは、これらに記載誤りや不備がないことを確認するものとする。
- (3) 監督職員は、同「申請書（様式10-1）」や関係資料に誤りや不備がない場合は、検査職員

に対して、同「申請書（様式10-1）」、関係資料、「中間検査調書（様式63）」、「中間検査結果通知書（様式64）」及び「現場中間検査・既済部分（部分引渡し）検査の成績採点表（様式73）」を作成し、検査日の3日前に提出するものとする。

- (4) 監督職員は、検査職員が決定した検査日に基づき、「中間検査日通知書（様式62）」を作成し、受注者に対して、同「通知書（様式62）」を交付するものとする。
 - (5) 検査職員は、検査が終了又は中断したいずれの場合も、特別の理由がない限り、監督職員に対して、関係資料を返却するものとする。
 - (6) 監督職員は、検査職員が工事の施工を認められないとして第18条の処理を行った場合は、当該処理が完了したと検査職員が認めるまで次号以下の処理をしてはならないものとする。
 - (7) 検査職員は、工事の施工を認めた場合は、「中間検査調書（様式63）」、「中間検査結果通知書（様式64）」及び「現場中間検査・既済部分（部分引渡し）検査の成績採点表（様式73）」に必要事項を記入し、監理検査課長の確認を得た後、監督職員に対して、これらの書類を送付するものとする。
 - (8) 監督職員は、上記書類を受領したときは、同「調書（様式63）」の原本及び同「採点表（様式73）」の原本を保存するとともに、受注者に対して、同「通知書（様式64）」を交付するものとする。
 - (9) 各事業課の職員が当該検査の検査職員の場合は、第7号の「監理検査課長」を「各所属長」と読み替えるものとする。
- 2 前項でいう関係資料とは、「現場中間検査に必要な工事関係書類一覧表」に示す資料、その他検査職員が必要と認めた資料をいう。
- 3 監督職員は、第1項の検査を必要とする工事の設計書にあっては、特記仕様書にその主旨を明記するものとする。

（工場等派遣中間検査の手続き）

第14条 工場等派遣中間検査の手続きは、「工場等派遣中間検査を要する工種別要領」に基づき、以下に定める順序で実施するものとする。

- (1) 監督職員は、受注者との契約ができ次第、検査職員と協議を行い、工場等派遣中間検査の実施時期、検査内容等を決めてることとする。
- (2) 監督職員は、受注者から「中間検査申請書（様式10-1）」及び関係資料が提出されたときは、これらに記載誤りや不備がないことを確認するものとする。
- (3) 監督職員は、同「申請書（様式10-1）」や関係資料に記載誤りや不備がない場合は、検査職員に対して、同「申請書（様式10-1）」、関係資料を検査日の2週間前に提出するものとする。
- (4) 監督職員は、検査職員が決定した検査日に基づき、「中間検査日通知書（様式62）」を作成し、受注者に対して、同「通知書（様式62）」を交付するものとする。
- (5) 検査職員は、検査が終了又は中断したいずれの場合も、特別の理由がない限り、監督職員に対して、関係資料を返却するものとする。
- (6) 検査職員及び監督職員は、検査が終了した時点において「工場等派遣（製品・材料）中間検査記録書（様式10-2）」に署名し、監督職員は、受注者から同「記録書（様式10-2）」の

写しを受理するものとする。

- (7) 監督職員は、検査職員が工事の施工を認められないとして第18条の処理を行った場合は、当該処理が完了したと検査職員が認めるまで次号以下の処理をしてはならないものとする。
- (8) 監督職員は、検査職員が工事の施工を認めた場合は、受注者に対して、「工場等派遣（製品・材料）中間検査報告書（様式10-3）」、同「記録書（様式10-2）」の原本及び関係図書を後日に提出するよう求めるものとする。
- (9) 監督職員は、上記書類及び関係図書が提出されたときは、これらに記載誤りや不備がないことを確認するとともに、「工場等派遣中間検査復命書（様式65）」、「中間検査調書（様式63）」、「中間検査結果通知書（様式64）」を作成し、検査職員に対して、これらの書類（ただし、復命書は、様式65の監理検査課用のみ。）と併せ、関係図書を提出するものとする。
- (10) 検査職員は、上記書類及び関係図書が提出されたときは、必要事項を記入し、監理検査課長の確認を得た後、監督職員に対して、これらの書類及び関係図書を送付するとともに、同「復命書（様式65の監理検査課用）」の原本を保存するものとする。
- (11) 監督職員は、これらの書類及び関係図書を受領したときは、同「調書（様式63）」の原本を保存するとともに、受注者に対して、同「通知書（様式64）」を交付するものとする。
- (12) 各事業課の職員が当該検査の検査職員の場合は、第10号の「監理検査課長」を「各所属長」と読み替えるものとする。
- 2 前項でいう関係資料とは、工場等の所在地図、検査実施計画書（試験方法）、樹木等の材料写真及び設計図書をいい、関係図書とは、検査記録写真、試験結果を含む品質管理資料、出来形図その他検査職員が必要と認めた資料をいう。
- 3 監督職員は、第1項の検査を必要とする工事の設計書にあっては、特記仕様書にその主旨を明記するものとする。
- 4 工場等派遣中間検査は、原則として、担当監督員又は主任監督員のいずれか1名と検査職員が担当するものとする。

（既済部分検査（部分払）の手続き）

第15条 既済部分検査（部分払）の手続きは、以下に定める順序で実施するものとする。

なお、既済部分検査に準じた検査の場合は、この手続きを準用するものとする。

- (1) 監督職員は、あらかじめ検査職員と協議を行い、既済部分検査（部分払）の実施時期、実施工種等を決ることとする。
- (2) 監督職員は、受注者から「既済部分検査請求書（様式10-4）」及び関係図書が提出されたときは、これらに記載誤りや不備がないことを確認するものとする。
- (3) 監督職員は、同「請求書（様式10-4）」に記載誤り若しくは不備がある場合は、受注者が正確に記載、訂正するまで受理しないものとする。
- (4) 監督職員は、関係図書に不備がある場合は、検査に支障が生じるため、受注者に対して、整備し直すよう指示するとともに、同「請求書（様式10-4）」の原本を添えて、一旦返却するものとする。
- (5) 監督職員は、同「請求書（様式10-4）」や関係図書に記載誤りや不備がない場合は、「既

済部分検査調書（様式67）」及び「既済部分検査結果通知書（様式68）」を作成し、検査職員に対して、これらの書類の原本（契約書、設計図書等を含む）と関係図書を検査日の3日前に提出するものとする。

- (6) 監督職員は、検査職員が決定した検査日に基づき、「既済部分検査日通知書（様式66）」を作成し、受注者に対して、同「通知書（様式66の正）」を交付するものとする。
 - (7) 検査職員は、検査が終了又は中断したいずれの場合も、特別の理由がない限り、監督職員に対して、関係図書を返却するものとする。
 - (8) 監督職員は、検査職員が工事の施工を認められないとして第18条の処理を行った場合は、当該処理が完了したと検査職員が認めるまで次号以下の処理をしてはならないものとする。
 - (9) 検査職員は、工事の施工を認めた場合は、同「調書（様式67）」の原本及び同「通知書（様式68）」の原本に必要事項を記入し、監理検査課長の確認を得た後、監督職員に対して、これらの書類を送付するものとする。
 - (10) 監督職員は、これらの書類を受領したときは、同「調書（様式67）」の原本を保存するとともに、受注者に対して、同「通知書（様式68）」を交付するものとする。
 - (11) 各事業課の職員が当該検査の検査職員の場合は、第9号の「監理検査課長」を各「所属長」と読み替えるものとする。
- 2 前項でいう関係図書とは、「既済部分検査（部分払）に必要な工事関係書類一覧表」に示す資料、その他検査職員が必要と認めた資料をいう。

（既済部分検査（部分引渡し）の手続き）

第16条 既済部分検査（部分引渡し）の手続きは、以下に定める順序で実施するものとする。

- (1) 監督職員は、あらかじめ検査職員と協議を行い、既済部分検査（部分引渡し）の実施時期、実施工種等を決めてることとする。
- (2) 監督職員は、受注者から「指定部分完成通知書（様式11-1）」及び関係図書が提出されたときは、これらに記載誤りや不備がないことを確認するものとする。
- (3) 監督職員は、同「通知書（様式11-1）」に記載誤り若しくは不備がある場合は、受注者が正確に記載、訂正するまで受理しないものとする。
- (4) 監督職員は、関係図書に不備がある場合は、検査に支障が生じるため、受注者に対して、整備し直すよう指示するとともに、同「通知書（様式11-1）」の原本を添えて、一旦返却するものとする。
- (5) 監督職員は、同「通知書（様式11-1）」や関係図書に記載誤りや不備がない場合は、「既済部分検査調書（様式67）」、「既済部分検査結果通知書（様式68）」及び「現場中間検査・既済部分（部分引渡し）検査の成績採点表（様式73）」を作成し、検査職員に対して、これらの書類の原本（契約書、設計図書等を含む）と関係図書を速やかに提出するものとする。
- (6) 監督職員は、検査職員が決定した検査日に基づき、「既済部分検査日通知書（様式66）」を作成し、受注者に対して、同「通知書（様式66）」を交付するものとする。
- (7) 検査職員は、検査が終了又は中断したいずれの場合も、特別の理由がない限り、監督職員に対して、関係図書を返却するものとする。
- (8) 監督職員は、検査職員が工事の施工を認められないとして第18条の処理を行った場合は、

当該処理が完了したと検査職員が認めるまで次号以下の処理をしてはならないものとする。

- (9) 検査職員は、工事の施工を認めた場合は、同「調書（様式67）」の原本、同「通知書（様式68）」の原本及び同「採点表（様式73）」の原本に必要事項を記入し、監理検査課長の確認を得た後、監督職員に対して、これらの書類を送付するものとする。
- (10) 監督職員は、これらの書類を受領したときは、同「調書（様式67）」の原本及び同「採点表（様式73）」の原本を保存するとともに、受注者に対して、同「通知書（様式68）」を交付するものとする。
- (11) 各事業課の職員が当該検査の検査職員の場合は、第9号の「監理検査課長」を各「所属長」と読み替えるものとする。

2 前項でいう関係図書とは、「既済部分検査（部分引渡し）に必要な工事関係一覧表」に示す資料、その他検査職員が必要と認めた資料をいう。

（完成検査の手続き）

第17条 完成検査の手続きは、以下に定める順序で実施するものとする。

- (1) 監督職員は、受注者から「完成通知書（様式12）」及び関係図書が提出されたときは、これらに記載誤りや不備がないことを確認するものとする。
- (2) 監督職員は、同「通知書（様式12）」の提出日等に記載誤り若しくは不備がある場合は、受注者が正確に記載・訂正するまで受理しないものとする。
- (3) 監督職員は、関係図書に不備がある場合は、検査に支障が生じるため、受注者に対して、整備し直すよう指示するとともに、同「通知書（様式12）」の原本を添えて、一旦返却するものとする。ただし、受注者がこれに応じない場合は、この限りでない。
- (4) 監督職員は、同「通知書（様式12）」や関係図書に記載誤りや不備がない場合（関係図書不備のまま検査を実施することとなった場合を含む。）は、「完成検査調書（様式70）」、「完成検査結果通知書（様式71）」及び「完成検査の成績採点表（様式74-1[既済部分（部分引渡し）検査がない場合]又は様式74-2[既済部分（部分引渡し）検査（現場中間検査を兼ねる場合も含む）がある場合]）」を作成するとともに、検査職員に対してこれらの書類と併せ、同「通知書（様式12）」の原本（工事請負契約書、変更契約書、設計図書等を含む）及び関係図書並びに第13条から第16条までの規定により保存していた中間段階の各「調書（様式63、67）」の原本、同「採点表（様式73）」の原本及び設計図書を検査日の3日前に提出するものとする。
- (5) 監督職員は、検査職員が決定した検査日に基づき、「完成検査日通知書（様式69）」を作成し、受注者に対して同「通知書（様式69）」を交付するものとする。
- (6) 検査職員は、検査が終了又は中断したいたずれの場合も、特別の理由がない限り、監督職員に対して、関係図書を返却するものとする。
- (7) 監督職員は、検査職員が工事施工の完了を認められないとして第18条の処理を行った場合は、当該処理が完了したと検査職員が認めるまで次号以下の処理をしてはならないものとする。
- (8) 検査職員は、工事施工の完了を認めた場合は、同「調書（様式70）」、同「通知書（様式71）」、「完成検査報告書（様式72）」及び同「採点表（様式74-1又は様式74-2）」の原本に

必要事項を記入し、中間段階の各「調書（様式63、67）」の原本、同「採点表（様式73）」の原本、手直し工事があった場合は、「手直し工事指示書（様式61）」の写しを添えて、監理検査課長の確認を得た後、これらの書類の写しを保存するとともに、監督職員に対してこれらの書類を送付するものとする。

(9) 監督職員は、これらの書類及び関係図書を受領したときは、同「調書（様式70）」の原本及び同「採点表（様式74-1又は様式74-2）」の原本を保存するとともに、受注者に対して、同「通知書（様式71）」を交付し、契約課長に対しては受領後10日以内に、同「報告書（様式72）」を提出するものとする。

(10) 各事業課の職員が当該検査の検査職員の場合は、第8号の「監理検査課長」を「各所属長」と読み替えるものとする。

2 前項でいう関係図書とは、「完成検査に必要な工事関係書類一覧表」に示す資料、その他検査職員が必要と認めた資料をいう。

（手直し工事）

第18条 契約書第34条第6項に基づく修補又は改造（以下「手直し工事」という。）を指示する場合は、「手直し工事指示書（様式61）」に基づき、以下に定める順序で実施するものとする。

(1) 同「指示書（様式61）」は、検査職員名で発行（検査職員の私印は不要）するものとする。なお、指示後、検査職員は、同「指示書（様式61）」の写しを保管し、監督職員に対して、同「指示書（様式61）」の原本を渡し、受注者に対して、同「指示書（様式61）」の原本を発行するものとする。この場合、検査職員は、同「指示書（様式61）」の写しについて監理検査課長の事後確認を、監督職員も同様に、同「指示書（様式61）」の写しについて各所属長等の事後確認を、それぞれ受けるものとする。

(2) 監督職員は、遅延日数の算定に当たっては、別に定める検査技術マニュアルにより行うものとする。

(3) 監督職員は、受注者から受注者側の完了確認欄に記名（署名または押印含む）された同「指示書（様式61）」の原本が提出されたときは、写真等関係資料及び現地の状況により手直しの有無を確認するものとし、確認できた場合は、同「指示書（様式61）」の原本に所属長等の完了確認のうえ、その原本を検査職員に提出するものとし、確認できない場合は、同「指示書（様式61）」の原本をいったん返却し、引き続き工事を行うよう指導するものとする。この場合の工事日は、手直し工事期間に上積みするものとする。

(4) 検査職員は、監督職員から同「指示書（様式61）」の原本が提出されたときは、写真等関係資料又は現地において、その適否を検査するものとする。

(5) 検査職員は、手直し工事が完了したと認めた場合は、同「指示書（様式61）」の原本に記名（署名または押印含む）の後、監理検査課長の確認を受け、その写しを保存するとともに、その原本を監督職員に送付することにより、第13条から第17条までの規定による工事の施工を認めた場合とみなすものとする。

(6) 監督職員は、検査職員から同「指示書（様式61）」の原本を受理したときは、その写しを保存するとともに、その原本を受注者に交付するものとする。

(7) 検査職員は、手直し工事が完了したと認められない場合は、受注者に対して、監督職員

を通じて同「指示書（様式61）」の原本をいったん返却し、引き続いて手直し工事を行うよう指導するものとする。この場合の工事日数は、手直し工事期間に上積みするものとする。

- (8) 各事業課の職員が検査職員の場合は、第1号及び第5号の「監理検査課長」を「各所属長」と読み替えるものとする。

(成績採点の要領)

第19条 現場中間検査、既済部分検査（部分引渡し）及び完成検査の成績採点は、「検査及び成績採点の要領」に基づき行うものとする。

(評定点の通知等)

第20条 「完成検査成績採点表」の「評定点合計」の通知等については、別に「工事成績評定点等通知実施要領」に定める。

(評定点の修正)

第21条 監督職員は、「評定点合計」の結果を通知した後、契約不適合が判明した場合等で「評定点合計」を修正すべきと認める場合は、「評定点合計」を修正し、その結果を当該工事の受注者に通知するものとする。

(その他)

第22条 この要綱に定めのない事項は、監理検査課長がこれを定めるものとする。

付 則

(施行期日) 第1条 この要綱は、制定日の昭和40年6月 日から施行する。

付 則

(施行期日) 第1条 この要綱は、昭和43年10月 日から施行する。

付 則

(施行期日) 第1条 この要綱は、昭和44年6月 日から施行する。

付 則

(施行期日) 第1条 この要綱は、昭和50年8月11日から施行する。

付 則

(施行期日) 第1条 この要綱は、昭和59年4月 日から施行する。

付 則

(施行期日) 第1条 この要綱は、昭和60年11月 日から施行する。

付 則

(施行期日) 第1条 この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日) 第1条 この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日) 第1条 この要綱は、平成10年11月1日から施行する。

付 則

(施行期日) 第1条 この要綱は、平成13年8月2日から施行する。

付 則

(施行期日) この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日) 第1条 この要綱は、平成14年10月21日から施行する。

付 則

(施行期日) 第1条 この要綱は、平成16年3月1日から施行する。

付 則

(施行期日) 第1条 この要綱は、平成22年3月1日から施行する。

付 則

(施行期日) 第1条 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日) 第1条 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日) 第1条 この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

付 則

(施行期日) 第1条 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

(**施行期日**) 第1条 この要綱は、令和5年1月4日から施行する。

(ただし、要綱第8条（検査職員となるべき職員）については、令和4年10月から施行する。)

付 則

(**施行期日**) 第1条 この要綱は、令和5年9月1日から施行する。

付 則

(**施行期日**) 第1条 この要綱は、令和6年8月9日から施行する。

(ただし、この要綱は、当初設計書において、基準適用年月が令和6年8月以降の工事に適用する。)

現場中間検査実施要領

- 1 現場中間検査は、原則として予定価格が1億円以上かつ工期が6箇月以上の工事を対象として実施する。ただし、単純工事（維持、舗装、除草、除雪、区画線、植樹管理等）は実施しない。
- 2 検査の対象工種及び実施時期は、完成、既済の検査時期及び当該工事の主要工種並びに不可視となる工事の埋め戻し前等、施工上の重要な変化点である段階確認の実施時期等を考慮して定めるものとする。
- 3 実施回数は1回以上とし、その工事の重要度に応じて監督職員が決定する。なお、既済部分検査を兼ねることができるものとする。

工場等派遣中間検査を要する工種別要領

工場等派遣中間検査を要する資材・製品は、下記要領に基づき行うものとする。

以下に定めるもの以外で、特に同検査を必要とする場合及び契約後において新たに同検査をする必要が生じた場合は、監理検査課と協議を行うものとする。

なお、JIS製品は同検査を必要としない。

資材・製品名	工種・品名	検査時期	検査内容	備考
橋梁等製作品	鋼 橋	仮組立て時	監理検査課と協議	
	P・C 橋	現場納入前		
	排水ポンプ (エンジン含む)	現場納入前		
	水門、ゲート	現場納入前		
	特殊製作品	現場納入前		
鉄筋コンクリート 二次製品	大型製品かつ 特殊寸法品(規格品以外)	現場納入前		

- ※ 大型製品とは、擁壁であれば、製品高1.0m以上、ボックスカルバート又は、水路であれば、内幅2.0m以上をいう。また、特殊寸法品(規格品以外)とは、製造業者のカタログに明記がない寸法・規格をいう。
- ※ 同検査において、監理検査課と協議により、遠隔臨場に変更することができる。遠隔臨場にて実施する場合は、材料確認とする。
- ※ 資材・製品において、工場等派遣中間検査の該当の有無について、判断に迷う場合は、監理検査課と協議すること。

検査及び成績採点の要領

検査（現場中間検査、工場等派遣中間検査、既済部分検査及び完成検査）にあたっては、共通仕様書の各章及び「土木工事施工管理基準及び規格値」並びに「検査技術マニュアル」等に基づき、設計図書に対して、これらの適否を判定・確認するものとする。

成績採点は「工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（以下「運用表」という。）に定める考査項目ごとに担当監督員及び主任監督員は「別紙－1」（別紙－1【14】は主任監督員のみ）、総括監督員は「別紙－2」、検査職員は「別紙－3」の各運用表を用い、「別紙－4」「別紙－5」を活用して行うものとする。

なお、標準的な考え方や留意事項を以下に示す。

留 意 事 項

（採 点）

採点は、完成検査の成績採点表（様式74-1[既済部分（部分引渡し）検査がない場合]又は様式74-2[既済部分（部分引渡し）検査（現場中間検査を兼ねる場合も含む）がある場合]）、現場中間検査・既済部分（部分引渡し）検査の成績採点表（様式73）の考査項目細別欄ごとに採点する。

（工種が特定できない場合）

工種が複数に及ぶ場合は、主な工種で選択し、「運用表」にない工種の場合は、当該工事により近い工種を参考にして選択するものとする。

（文書による改善、又は破壊を行った場合等の評価）

評価対象項目にd又はeが1つでもある場合は、評価対象項目の該当項目によらず、d又はeの判定を行う。

（運用表の中の評価対象外項目）

評価対象項目で評価対象外の項目は削除したうえ、判定を行う。

（ばらつきによる基準）

- 品質管理

現場打ちコンクリートが主体となる工事のみとし、ばらつきはスランプ及び空気量で判断すること。なお、試料数は品質管理基準の試験時期・頻度（摘要）に基づき10以上すること。

- 出来形管理

当該工種に該当する出来形管理基準の測定項目、測定基準及び測定箇所に基づき実施していること。なお、試料数は10以上とすること。

- その他については、評価対象項目で判定を行うことを基本とする。

（品質、出来ばえの評価）

品質、出来ばえについての評価はそれぞれの工種で判定を行う。

工事成績評定点等通知実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、「土木請負工事監督・検査要綱」（以下「要綱」という。）に基づき、工事成績評定点等の通知、説明請求及びそれに対する回答に関する事務処理について、必要な事項を定めるものとする。

(評定点等の通知)

第2条 監督職員は、検査職員から成績採点に係る書類の送付を受けたときは、要綱の様式71により、当該工事の受注者に、検査結果及び「完成検査成績採点表」の「評定点合計」（以下「評定点」という。）を、様式71（別表）を添えて速やかに通知するものとする。ただし単価契約にかかる工事の場合は、評定点の記載を省略し、合否のみを通知するものとする。

(説明請求)

第3条 第2条の通知を受けた受注者は、通知を受けた日から起算して14日以内に、書面により、市長に対して評定点について説明を求めることができる。

2 前項の書面の提出先は、事業担当課（所）とする。

(説明請求に対する回答)

第4条 市長は前条第1項の説明請求を受けたときは、文書により速やかに当該受注者に対して回答するものとする。

2 前項の事務は、事業担当課（所）の長の依頼により、監理検査課長が、事業担当課（所）の長と協議のうえ、行うものとする。

(再説明請求)

第5条 第4条の回答を受けた受注者は、通知を受けた日から起算して14日以内に、書面により、苦情処理検討委員会に対して評定点について審査を求めることができる。

2 前項の書面の提出先は、事業担当課（所）とする。

(苦情処理検討委員会の意見に対する処理)

第6条 苦情処理検討委員会から評定点の修正について意見があった場合は、市長は、当該意見に対して必要な処理を行うとともに、その結果を受注者に通知するものとする。

2 前項の事務は、監理検査課長が、関係職員と協議のうえ、行うものとする。

令和　年　月　日

検査職員通知書

所属長様

監理検査課長

土木請負工事監督・検査要綱第8条第2項の規定により、別紙のとおり通知します。

工事成績採点の考查項目の考查項目別運用表

【担当監督員】 【主任監督員】

考査項目	細別	a 適切である	b ほぼ適切である	c 他の評価に該当しない	d やや不適切である	e 不適切である
1 施工体制	I 施工体制一般	<p>●評価対象項目</p> <p><input type="checkbox"/> 「施工プロセス」のチェックリストのうち、施工体制一般について指示事項がない。</p> <p><input type="checkbox"/> 施工計画書を、工事着手前又は施工方法が確定した時期に提出している。</p> <p><input type="checkbox"/> 作業分担の範囲を、施工体制台帳及び施工体系図に明確に記載している。</p> <p><input type="checkbox"/> 品質証明員が関係書類、出来形、品質等の確認を工事全般にわたって実施して、品質証明に係る体制が有効に機能している。</p> <p><input type="checkbox"/> 元請が下請の作業成果を検査している。</p> <p><input type="checkbox"/> 施工計画書の内容と現場施工方法が一致している。</p> <p><input type="checkbox"/> 緊急指示、災害、事故等が発生した場合の対応が速やかである。</p> <p><input type="checkbox"/> 現場に対する本店や支店による支援体制を整えている。</p> <p><input type="checkbox"/> 工場製作期間における技術者を適切に配置している。</p> <p><input type="checkbox"/> 機械設備、電気設備等について、製作工場における社内検査体制(規格値の設定や確認方法等)を整えている。</p> <p><input type="checkbox"/> 電気設備等について、設備更新時の新旧設備の切り替え作業における予期できない事象等に対応できる体制を整えている。</p> <p><input type="checkbox"/> その他〔理由: _____]</p> <p>●判断基準</p> <p>評価値が90%以上a</p> <p>評価値が80%以上90%未満.....b</p> <p>評価値が80%未満c</p> <p>① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)の値で評価する。 ③ 評価値(%)=該当項目数()/評価対象項目数() ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。</p>	<p><input type="checkbox"/> 施工体制一般に関して、監督職員が文書による改善指導を行った。</p>	<p><input type="checkbox"/> 施工体制一般に関して、監督職員からの文書による改善指導に従わなかった。</p>		

【担当監督員】 【主任監督員】

考査項目	細別	a 適切である	b ほぼ適切である	c 他の評価に該当しない	d やや不適切である	e 不適切である
1 施工体制	II 配置技術者 (現場代理人等)	<p>●評価対象項目 【全体を評価する項目】</p> <p><input type="checkbox"/> 「施工プロセス」のチェックリストのうち、配置技術者について指示事項がない。</p> <p><input type="checkbox"/> 作業に必要な作業主任者及び専門技術者を選任及び配置している。</p> <p>【現場代理人を評価する項目】</p> <p><input type="checkbox"/> 現場代理人が、工事全体を把握している。</p> <p><input type="checkbox"/> 設計図書と現場との相違があった場合は、監督職員と協議するなどの必要な対応を行っている。</p> <p><input type="checkbox"/> 監督職員への報告・連絡を適時及び的確に行っている。</p> <p>【監理(主任)技術者を評価する項目】</p> <p>※特例監理技術者の指導により、監理技術者補佐が適正に実施した場合も評価するものとする</p> <p><input type="checkbox"/> 事前協議を踏まえ、共通仕様書及び諸基準に基づき、工事書類の簡素化の趣旨に則り、工事書類を適切に作成し、提出又は提示している。</p> <p><input type="checkbox"/> 契約書、設計図書、適用すべき諸基準等を理解し、施工に反映している。</p> <p><input type="checkbox"/> 施工上の課題となる条件(作業環境、気象、地質等)への対応を図っている。</p> <p><input type="checkbox"/> 下請の施工体制及び施工状況を把握し、技術的な指導を行っている。</p> <p><input type="checkbox"/> 監理(主任)技術者が、明確な根拠に基づいて技術的な判断を行っている。</p> <p><input type="checkbox"/> その他〔理由: _____]</p> <p>●判断基準 評価値が90%以上a 評価値が80%以上90%未満.....b 評価値が80%未満c</p> <p>① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)の値で評価する。 ③ 評価値(%)=該当項目数()／評価対象項目数() ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。</p>	<p><input type="checkbox"/> 配置技術者に関して、監督職員が文書による改善指導を行った。</p>	<p><input type="checkbox"/> 配置技術者に関して、監督職員からの文書による改善指導に従わなかった。</p>		

【担当監督員】 【主任監督員】

考査項目	細別	a 適切である	b ほぼ適切である	c 他の評価に該当しない	d やや不適切である	e 不適切である
2 施工状況	I 施工管理	<p>●評価対象項目</p> <p><input type="checkbox"/> 「施工プロセス」のチェックリストのうち、施工管理について指示事項がない。</p> <p><input type="checkbox"/> 施工計画書が、設計図書及び現場条件を反映したものとなっている。</p> <p><input type="checkbox"/> 現場条件の変化に対して、適切に対応している。</p> <p><input type="checkbox"/> 工事材料の品質に影響がないよう保管している。</p> <p><input type="checkbox"/> 日常の出来形管理を、設計図書及び施工計画書に基づき適時及び的確に行っている。</p> <p><input type="checkbox"/> 日常の品質管理を、設計図書及び施工計画書に基づき適時及び的確に行っている。</p> <p><input type="checkbox"/> 現場内の整理整頓を日常的に行っている。</p> <p><input type="checkbox"/> 指定材料の品質証明書及び写真等を保管している。</p> <p><input type="checkbox"/> 工事打合せ簿を、事前協議に基づき、過不足なく整理している。</p> <p><input type="checkbox"/> 建設副産物の再利用等への取り組みを適切に行っている。</p> <p><input type="checkbox"/> 工事全般において、低騒音型、低振動型、排出ガス対策型の建設機械及び車両を使用している。</p> <p><input type="checkbox"/> 電気設備等について、設備更新時の新旧設備の切り替え作業(作業手順や確認方法等)を適切に行っている。</p> <p><input type="checkbox"/> その他〔理由: _____]</p>	<p><input type="checkbox"/> 施工管理に関して、監督職員が文書による改善指導を行った。</p>	<p><input type="checkbox"/> 施工管理に関して、監督職員からの文書による改善指導に従わなかった。</p>		

【担当監督員】 【主任監督員】

考査項目	細別	a 適切である	b ほぼ適切である	c 他の評価に該当しない	d やや不適切である	e 不適切である
2 施工状況	II 工程管理	<p>●評価対象項目</p> <p><input type="checkbox"/> 「施工プロセス」のチェックリストのうち、工程管理について指示事項がない。</p> <p><input type="checkbox"/> 工程に与える要因を的確に把握し、それらを反映した計画工程表を作成している。</p> <p><input type="checkbox"/> 実施工程表の作成及びフォローアップを行っており、適切に工程を管理している。</p> <p><input type="checkbox"/> 現場条件の変化への対応が迅速であり、施工の停滞が見られない。</p> <p><input type="checkbox"/> 時間制限や片側交互通行等の各種制約への対応が適切であり、大きな工程の遅れがない。</p> <p><input type="checkbox"/> 工事の進捗を早めるための取り組みを行っている。</p> <p><input type="checkbox"/> 適切な工程管理を行い、工程の遅れがない。</p> <p><input type="checkbox"/> 休日の確保を行っている。</p> <p><input type="checkbox"/> 計画工程以外の時間外作業がほとんどない。</p> <p><input type="checkbox"/> その他〔理由: _____〕</p>		<p><input type="checkbox"/> 工程管理に関して、監督職員が文書による改善指導を行った。</p>		<p><input type="checkbox"/> 工程管理に関して、監督職員からの文書による改善指導に従わなかった。</p>

【担当監督員】 【主任監督員】

考査項目	細別	a 適切である	b ほぼ適切である	c 他の評価に該当しない	d やや不適切である	e 不適切である
2 施工状況	III 安全対策	<p>●評価対象項目</p> <p><input type="checkbox"/> 「施工プロセス」のチェックリストのうち、安全対策について指示事項がない。</p> <p><input type="checkbox"/> 災害防止協議会等を1回／月以上行っている。</p> <p><input type="checkbox"/> 安全教育及び安全訓練等を半日／月以上実施している。</p> <p><input type="checkbox"/> 新規入場者教育の内容に、当該工事の現場特性を反映している。</p> <p><input type="checkbox"/> 工事期間を通じて、労働災害及び公衆災害が発生しなかった。</p> <p><input type="checkbox"/> 過積載防止に取り組んでいる。</p> <p><input type="checkbox"/> 仮設工の点検及び管理を、チェックリスト等を用いて実施している。</p> <p><input type="checkbox"/> 保安施設の設置及び管理を、各種基準及び関係者間の協議に基づき実施している。</p> <p><input type="checkbox"/> 地下埋設物及び架空線等に関する事故防止対策に取り組んでいる。</p> <p><input type="checkbox"/> その他〔理由: _____〕</p>		<p><input type="checkbox"/> 安全対策に関して、監督職員が文書による改善指導を行った。</p>		<p><input type="checkbox"/> 安全対策に関して、監督職員からの文書による改善指導に従わなかった。</p>

【担当監督員】 【主任監督員】

考査項目	細別	a 適切である	b ほぼ適切である	c 他の評価に該当しない	d やや不適切である	e 不適切である
2 施工状況	IV 対外関係	<p>●評価対象項目</p> <p><input type="checkbox"/> 「施工プロセス」のチェックリストのうち、対外関係について指示事項がない。</p> <p><input type="checkbox"/> 関係官公庁などと調整を行い、トラブルの発生がない。</p> <p><input type="checkbox"/> 地元との調整を行い、トラブルの発生がない。</p> <p><input type="checkbox"/> 第三者からの苦情がない。もしくは、苦情に対して適切な対応を行っている。</p> <p><input type="checkbox"/> 関連工事との調整を行い、円滑な進捗に取り組んでいる。</p> <p><input type="checkbox"/> 工事の目的及び内容を、工事看板などにより地域住民や通行者等に分かりやすく周知している。</p> <p><input type="checkbox"/> その他〔理由: _____〕</p> <p>●判断基準</p> <p>評価値が90%以上a</p> <p>評価値が80%以上90%未満.....b</p> <p>評価値が80%未満c</p> <p>① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)の値で評価する。 ③ 評価値(%) = 該当項目数() / 評価対象項目数() ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。</p>	<p><input type="checkbox"/> 対外関係に関して、監督職員が文書による改善指導を行った。</p>	<p><input type="checkbox"/> 対外関係に関して、監督職員からの文書による改善指導に従わなかった。</p>		

【担当監督員】 【主任監督員】

考査項目	細別	a	b	c	d	e	
3 出来形及び出来ばえ I 出来形	全般	<p><input type="checkbox"/> 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内である。</p> <p>※ ばらつきの判断は別紙一4参照</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 出来形の評定は、工事全般を通じて評定するものとする。 ② 出来形とは、設計図書に示された工事目的物の形状及び寸法をいう。 ③ 出来形管理とは、「土木工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づき所定の出来形を確保する管理体系であるが、当該管理基準によりがたい場合等については、監督職員と協議の上で出来形管理を行うものである。 ④ 出来形管理項目を設定していない工事は「c」評価とする。 	<p><input type="checkbox"/> 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内である。</p>	<p><input type="checkbox"/> 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内である。</p>	<p><input type="checkbox"/> 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指導を行った。</p>		<p><input type="checkbox"/> 契約書第19条に基づき、監督職員が改造請求を行った。</p>

【担当監督員】 【主任監督員】

考査項目	工種	a 適切である	b ほぼ適切である	c 他の評価に該当しない	d	e
3 出来形及び出来ばえ I 出来形	機械設備工事 ※上記欄によらず、当該欄で評価	<p>●評価対象項目</p> <p><input type="checkbox"/> 据付に関する出来形管理が、出来形管理図及び出来形管理表により確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> 設備全般にわたり、形状及び寸法の実測値が許容範囲内である。</p> <p><input type="checkbox"/> 施工管理基準の撮影記録が撮影基準を満足している。</p> <p><input type="checkbox"/> 設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督職員と協議の上で管理している。</p> <p><input type="checkbox"/> 不可視部分の出来形を写真撮影している。(監督職員等が臨場した箇所は除く)</p> <p><input type="checkbox"/> 塗装管理基準の塗膜厚管理を適切にまとめている。</p> <p><input type="checkbox"/> 溶接管理基準の出来形管理を適切にまとめている。</p> <p><input type="checkbox"/> 社内の管理基準に基づき管理している。</p> <p><input type="checkbox"/> 設計図書に定められている予備品に不足がない。</p> <p><input type="checkbox"/> 分解整備における既設部品等の摩耗、損傷等について、整備前と整備後の劣化状況及び回復状況を図表等に記録している。</p> <p><input type="checkbox"/> その他〔理由: _____]</p> <p>●判断基準 評価値が90%以上a 評価値が80%以上90%未満.....b 評価値が80%未満c</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> ① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)の値で評価する。 ③ 評価値(%) = 該当項目数() / 評価対象項目数() ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。 </div>			<input type="checkbox"/> 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指導を行った。	<input type="checkbox"/> 契約書第19条に基づき、監督職員が改造請求を行った。

【担当監督員】 【主任監督員】

考査項目	工種	a 適切である	b ほぼ適切である	c 他の評価に該当しない	d	e
3 出来形及び出来ばえ I 出来形	電気設備工事・通信設備工事・受変電設備工事 ※上記欄によらず、当該欄で評価	<p>●評価対象項目</p> <p><input type="checkbox"/> 据付に関する出来形管理が、出来形管理図及び出来形管理表により確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> 機器等の測定(試験)結果が、その都度管理図表などに記録され、適切に管理している。</p> <p><input type="checkbox"/> 不可視部分の出来形を写真撮影している。(監督職員等が臨場した箇所は除く)</p> <p><input type="checkbox"/> 設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督職員と協議の上で管理している。</p> <p><input type="checkbox"/> 設備全般にわたり、形状及び寸法の実測値が許容範囲内である。</p> <p><input type="checkbox"/> 設備の据付及び固定方法が設計図書又は承諾図書通り施工している。</p> <p><input type="checkbox"/> 配管及び配線が、設計図書又は承諾図書通りに敷設している。</p> <p><input type="checkbox"/> 測定機器のキャリブレーションを、定期的に実施している。</p> <p><input type="checkbox"/> 行先などを表示した名札がケーブルなどに分かり易く堅固に取り付けている。</p> <p><input type="checkbox"/> 配管及び配線の支持間隔や絶縁抵抗等について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> 社内の管理基準に基づき管理している。</p> <p><input type="checkbox"/> 設計図書に定められている予備品等に不足が無い。</p> <p><input type="checkbox"/> 高温部等の危険箇所への二重表示、二重防護など運用における不可抗力を想定した安全対策がなされている。</p> <p><input type="checkbox"/> その他〔理由: _____]</p> <p>●判断基準</p> <p>評価値が90%以上a</p> <p>評価値が80%以上90%未満.....b</p> <p>評価値が80%未満c</p> <p>① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)の値で評価する。 ③ 評価値(%)=該当項目数()／評価対象項目数() ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。</p>	<input type="checkbox"/> 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。	<input type="checkbox"/> 契約書第19条に基づき、監督職員が改造請求を行った。		

【担当監督員】 【主任監督員】

考査項目	細別	a	b	c	d	e
3 出来形及び出来ばえ II 品質	全般	<p><input type="checkbox"/> 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内である。</p> <p>※ ばらつきの判断は別紙-4参照</p> <p>① 品質の評定は、工事全般を通じて評定するものとする。 ② 品質とは、設計図書に示された工事目的物の規格である。 ③ 品質管理とは、「土木工事施工管理基準」の試験項目、試験基準及び規格値に基づく全ての段階における品質確保のための管理体系である。なお、当該管理基準によりがたい場合等については、監督職員と協議の上で品質管理を行うものである。 ④ 品質管理項目を設定していない工事は「c」評価とする。</p>	<p><input type="checkbox"/> 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内である。</p>	<p><input type="checkbox"/> 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内である。</p>	<p><input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指導を行った。</p>	<p><input type="checkbox"/> 契約書第19条に基づき、監督職員が改造請求を行った。</p>

【担当監督員】 【主任監督員】

考査項目	工種	a 適切である	b ほぼ適切である	c 他の評価に該当しない	d	e
3 出来形及び出来ばえ II 品質	機械設備工事 ※上記欄によらず、当該欄で評価	<p>●評価対象項目</p> <p><input type="checkbox"/> 材料、部品の品質照合の書類(現物照合)の内容が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> 設備の機能及び性能を、承諾図書のとおり確保している。</p> <p><input type="checkbox"/> 設計図書の仕様を踏まえた詳細設計を行い、承諾図書として提出している。</p> <p><input type="checkbox"/> 機器の品質、機能及び性能が設計図書を満足して、成績書にまとめられている。</p> <p><input type="checkbox"/> 溶接管理基準の品質管理項目について規格値を満足している。</p> <p><input type="checkbox"/> 塗装管理基準の品質管理項目について規格値を満足している。</p> <p><input type="checkbox"/> 操作制御設備について、操作スイッチや表示灯を承諾図書のとおり配置し、正常に作動することが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> 操作制御設備の安全装置及び保護装置が承諾図書のとおり機能している。</p> <p><input type="checkbox"/> 小配管、電気配線・配管が、承諾図書のとおり敷設している。</p> <p><input type="checkbox"/> 設備の取扱説明書を適切に作成している。</p> <p><input type="checkbox"/> 完成図書(取扱説明書)に定期的な点検及び交換を必要とする部品並びに箇所を明示している。</p> <p><input type="checkbox"/> 機器の配置が点検しやすくしている。</p> <p><input type="checkbox"/> 設備の構造や機器の配置について、部品等の交換作業が容易にできる。</p> <p><input type="checkbox"/> 二次コンクリートの配合試験及び試験練りが実施され、試験成績表にまとめられている。</p> <p><input type="checkbox"/> バルブ類の平時の状態を示すラベルなどが見やすい状態で表示している。</p> <p><input type="checkbox"/> 計器類に運転時の適用範囲を見やすく表示している。</p> <p><input type="checkbox"/> 回転部や高温部等の危険箇所に表示又は防護をしている。</p> <p><input type="checkbox"/> 構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> 現地状況を勘案し施工方法等について提案を行うなど、積極的に取り組んでいる。</p> <p><input type="checkbox"/> その他[理由:] _____]</p> <p>●判断基準 評価値が90%以上 a 評価値が80%以上90%未満 b 評価値が80%未満 c</p> <p>① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)の値で評価する。 ③ 評価値(%) = 該当項目数() / 評価対象項目数() ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。</p>	<p><input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指導を行った。</p>	<p><input type="checkbox"/> 契約書第19条に基づき、監督職員が改造請求を行った。</p>		

工事成績採点の考查項目の考查項目別運用表

【担当監督員】 【主任監督員】

考査項目	工種	a 適切である	b ほぼ適切である	c 他の評価に該当しない	d	e
3 出来形及び出来ばえ II 品質	電気設備工事・通信設備工事・受変電設備工事 ※上記欄に よらず、当該欄 で評価	<p>●評価対象項目</p> <p><input type="checkbox"/> 製作着手前に、品質や性能の確保に係る技術検討を実施している。。</p> <p><input type="checkbox"/> 材料、部品の品質照合の結果が、品質保証書等(現物照合を含む)で確認でき、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> 機器の品質、機能及び性能が、設計図書を満足し、成績書にまとめている。</p> <p><input type="checkbox"/> 操作スイッチや表示灯が承諾図書のとおり配置され、正常に作動することが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> ケーブル及び配管の接続などの作業が施工計画書に記載された手順に沿って行われ、不具合がない。</p> <p><input type="checkbox"/> 設備の機能及び性能が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> 操作制御関係の機能及び性能が、仕様を満足していることが確認できるとともに、必要な安全装置及び保護装置の作動が確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> 設備の総合性能が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> 現場条件によって機器(製品)の機能及び性能が確認できない場合において、工場試験などで確認している。</p> <p><input type="checkbox"/> 設備全体についての取扱説明書を適切に作成(修繕(改造・更新含む)の場合は、修正又は更新)している。</p> <p><input type="checkbox"/> 完成図書で定期的な点検や交換を要する部品及び箇所を明示している。</p> <p><input type="checkbox"/> 設備の構造において、点検や消耗品の取替え作業が容易にできる。</p> <p><input type="checkbox"/> 障害、災害発生を想定した代替機能、迂回などのフェールセーフ機能を現地試験等で確認している。</p> <p><input type="checkbox"/> 設備の耐震設計について、受注者自らが確認、精査したことが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> その他〔理由: _____]</p> <p>●判断基準 評価値が90%以上 a 評価値が80%以上90%未満 b 評価値が80%未満 c</p> <p>① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)の値で評価する。 ③ 評価値(%) = 該当項目数() / 評価対象項目数() ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。</p>	<p><input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指導を行った。</p>	<p><input type="checkbox"/> 契約書第19条に基づき、監督職員が改造請求を行った。</p>		

【担当監督員】 【主任監督員】

考査項目	工種	工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表			d	e
		a 適切である	b ほぼ適切である	c 他の評価に該当しない		
3 出来形及び出来ばえ II 品質	維持・修繕工事 ※上記欄によらず、当該欄で評価	<p>●評価対象項目</p> <p><input type="checkbox"/> 常に緊急的な作業に対応できる体制を整えている。</p> <p><input type="checkbox"/> 緊急的な作業に対し、迅速に対応している。</p> <p><input type="checkbox"/> 監督職員の指示事項に対し、現地状況を勘案し、施工方法や構造について提案を行うなど、積極的に取り組んでいる。</p> <p><input type="checkbox"/> 施工後のメンテナンスに対する提言や修繕サイクル等を勘案した提案等を行っている。</p> <p><input type="checkbox"/> 理由: _____</p> <p><input type="checkbox"/> 理由: _____</p> <p><input type="checkbox"/> 理由: _____</p> <p><input type="checkbox"/> 理由: _____</p> <p>●判断基準</p> <p>※該当項目が6項目以上a</p> <p>※該当項目が4項目以上b</p> <p>※該当項目が3項目以下c</p> <p>注 記載の4項目を必須の評価対象項目とし、この他に適宜項目を追加して評価するものとする ただし、評価対象項目は最大8項目とする。</p>			<input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指導を行った。	<input type="checkbox"/> 契約書第19条に基づき、監督職員が改造請求を行った。

【主任監督員】

工事成績採点の考查項目の考查項目別運用表

考査項目	細別	工夫事項
5 創意工夫	I 創意工夫	<p>【施工】</p> <p><input type="checkbox"/> 施工に伴う器具、工具、装置等に関する工夫又は設備据付後の試運転調整に関する工夫</p> <p><input type="checkbox"/> コンクリート二次製品などの代替材の利用に関する工夫</p> <p><input type="checkbox"/> 土工、地盤改良、橋梁架設、舗装、コンクリート打設等の施工に関する工夫</p> <p><input type="checkbox"/> 部材並びに機材等の運搬及び吊り方式などの施工方法に関する工夫</p> <p><input type="checkbox"/> 設備工事における加工や組立等又は電気工事における配線や配管等に関する工夫</p> <p><input type="checkbox"/> 給排水工事や衛生設備工事等における配管又はポンプ類の凍結防止、配管のつなぎ等に関する工夫</p> <p><input type="checkbox"/> 照明などの視界の確保に関する工夫</p> <p><input type="checkbox"/> 仮排水、仮道路、迂回路等の計画的な施工に関する工夫</p> <p><input type="checkbox"/> 運搬車輌、施工機械等に関する工夫</p> <p><input type="checkbox"/> 支保工、型枠工、足場工、仮桟橋、覆工板、山留め等の仮設工に関する工夫</p> <p><input type="checkbox"/> 盛土の締固度、杭の施工高さ等の管理に関する工夫</p> <p><input type="checkbox"/> 施工計画書の作成、写真的管理等に関する工夫</p> <p><input type="checkbox"/> 出来形又は品質の計測、集計、管理図等に関する工夫</p> <p><input type="checkbox"/> 施工管理ソフト、土量管理システム等の活用に関する工夫</p> <p><input type="checkbox"/> ICT 活用工事加点として起工測量から電子納品までの何れかの段階でICTを活用した工事(電子納品のみは除く) ※本項目は1点の加点とする。</p> <p><input type="checkbox"/> ICT 活用工事加点として起工測量から電子納品までの全ての段階でICTを活用した工事。 ※本項目は2点の加点とする。</p> <p><input type="checkbox"/> 特殊な工法や材料を用いた工事</p> <p><input type="checkbox"/> 優れた技術力又は能力として評価する技術を用いた工事</p>

【主任監督員】

工事成績採点の考查項目の考查項目別運用表

考査項目	細別	工夫事項			
5 創意工夫	I 創意工夫	<p>【品質】</p> <p><input type="checkbox"/> 土工、設備、電気の品質向上に関する工夫 <input type="checkbox"/> コンクリートの材料、打設、養生に関する工夫 <input type="checkbox"/> 鉄筋、PCケーブル、コンクリート二次製品等の使用材料に関する工夫 <input type="checkbox"/> 配筋、溶接作業等に関する工夫</p> <p>【安全衛生】</p> <p><input type="checkbox"/> 建設業労働災害防止協会が定める指針に基づく安全衛生教育を実施している ※本項目は2点の加点とする。</p> <p><input type="checkbox"/> 安全を確保するための仮設備等に関する工夫(落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場等) <input type="checkbox"/> 安全教育、技術向上講習会、安全パトロール等に関する工夫 <input type="checkbox"/> 現場事務所、労務者宿舎等の空間及び設備等に関する工夫 <input type="checkbox"/> 有毒ガス並びに可燃ガスの処理及び粉塵防止並びに作業中の換気等に関する工夫 <input type="checkbox"/> 一般車輌突入時の被害軽減方策又は一般交通の安全確保に関する工夫 <input type="checkbox"/> 厳しい作業環境の改善に関する工夫 <input type="checkbox"/> 環境保全に関する工夫</p> <p>【電子検査】</p> <p><input type="checkbox"/> 電子検査を実施した。</p>			
		評点	情報共有システム	情報共有システム+電子納品	情報共有システム+電子納品+電子検査
	—	—	1		
<p>【その他】</p> <p><input type="checkbox"/> その他[理由: 遠隔臨場を実施した。_____]</p> <p><input type="checkbox"/> その他[理由: _____]</p>					
記述評価 (レマークを付した評価内容を詳細記述)	※2 合計点: _____ 点	※5 合計点×2= _____ 評定点: _____ 点	【創意工夫の詳細評価】工夫の内容及び具体的な内容を記載		

※1 特に評価すべき创意工夫事例を加点評価する。

※2 評価は各項目において1つれ点が付されれば1、2、3、4点で評価し、合計点は最大7点の評価とする。

※3 上記の考查項目の他に評価に値する企業の工夫があれば、その他に具体的な内容を記載して加点する。

※4 「エラーあり」とは、発注者が、CAD製図基準(案)に準じた図面を受注者に提供できなかった場合に限る。この際、「エラーあり」の図面の提出を認めるものとする。(写真及び書類のエラー状態のままの提出は、原則認めない。)

※5 合計点に重み2倍をかけ評定点とする。(評定点は14点満点とする。)

工事成績採点の考查項目の考查項目別運用表

考査項目	細別	a 優れている	b やや優れている	c 他の評価に該当しない	d やや劣っている	e 劣っている
2 施工状況	II 工程管理	<p>●評価対象項目</p> <p><input type="checkbox"/>隣接する他の工事などとの工程調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。</p> <p><input type="checkbox"/>地元及び関係機関との調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。</p> <p><input type="checkbox"/>工程管理を適切に行なうことにより、夜間工事の回避等を行い、工事による地域への影響を軽減させた。</p> <p><input type="checkbox"/>工程管理に係る積極的な取り組みが見られた。</p> <p><input type="checkbox"/>災害復旧工事など特に工期的な制約がある場合において、余裕をもって工事を完成させた。</p> <p><input type="checkbox"/>工事施工箇所が広範囲に点在している場合において、工程管理を的確に行い、余裕をもって工事を完成させた。</p> <p><input type="checkbox"/>設備更新等の工事において、機能停止期間の短縮など、工事による利用者への影響を軽減させた。</p> <p><input type="checkbox"/>その他〔理由: _____]</p>				
	III 安全対策	<p>●評価対象項目</p> <p><input type="checkbox"/>建設労働災害及び公衆災害の防止に向けた取り組みが顕著であった。</p> <p><input type="checkbox"/>安全衛生を確保するための管理体制を整備し、組織的に取り組んだ。</p> <p><input type="checkbox"/>安全衛生を確保するため、他の模範となるような活動に積極的に取り組んだ。</p> <p><input type="checkbox"/>安全対策に関する技術開発や創意工夫に取り組んだ。</p> <p><input type="checkbox"/>災害防止協議会等での活動に積極的に取り組んだ。</p> <p><input type="checkbox"/>安全対策に係る取り組みが地域から評価された。</p> <p><input type="checkbox"/>その他〔理由: _____]</p>	<p>a 優れている</p> <p>b やや優れている</p> <p>c 他の評価に該当しない</p>	<p>d やや劣っている</p>	<p>e 劣っている</p>	

工事成績採点の考查項目の考查項目別運用表

【総括監督員】

考査項目	細目	対応事項	【事例】具体的な施工条件等への対応事例
4 工事特性	I 施工条件等への対応	<p>I 構造物の特殊性への対応</p> <p><input type="checkbox"/> 1 対象構造物の高さ、延長、施工(断)面積、施工深度等の規模が特殊な工事</p> <p><input type="checkbox"/> 2 対象構造物の形状が複雑であることなどから、施工条件が特に変化する工事</p> <p><input type="checkbox"/> 3 その他〔理由: _____〕</p> <p>※上記の対応事項に1つ以上レ点が付けば4点の加点とする。</p>	<p>(1)について)</p> <p>切土の土工量:20万m³以上、盛土の土工量:15万m³以上、護岸・築堤の平均高さ:10m以上、トンネル(シールド)の直径:8m以上、ダム用水門の設計水深:25m以上、樋門又は樋管の内空断面積:15m²以上、揚排水機場の吐出管径:2,000mm以上、堰又は水門の最大径間長:25m以上、堰又は水門の径間数:3径間以上、堰又は水門の扇体面積:50m²/門以上、トンネル(開削工法)の開削深さ:20m以上、トンネル(NATM)の内空平均面積:100m²以上、トンネル(沈埋工法)の内空平均面積:300m²以上、堤防、護岸、突堤又は離岸堤の水深:10m以上、地滑り防止工:幅100m以上かつ法長150m以上、浚渫工の浚渫土量:100万m³以上、流路工の計画高水流量:500m³以上、砂防ダムの堤高:15m以上、ダムの堤高:150m以上、転流トンネルの流下能力:400m³/s以上、橋梁下部工の高さ:30m以上、橋梁上部工の最大支間長:100m以上</p> <p>(2)について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・砂防工事などにおいて、現地合わせに基づいて再設計が必要な工事 ・鉄道に隣接した橋脚の耐震補強工事又は河道内の流水部における橋脚の撤去工事 ・供用中の道路トンネルの拡幅工事 <p>(3)について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その他、構造物固有の難しさへの対応が特に必要な工事 ・その他、技術固有の難しさへの対応が必要である工事 ・地山強度が低い又は土被りが薄いため、FEM解析などによる検討が必要な工事
	II 都市部等の作業環境、社会条件等への対応	<p>II 都市部等の作業環境、社会条件等への対応</p> <p><input type="checkbox"/> 4 地盤の変形、近接構造物、地中埋設物への影響に配慮する工事</p> <p><input type="checkbox"/> 5 周辺環境条件により、作業条件、工程等に大きな影響を受ける工事</p> <p><input type="checkbox"/> 6 周辺住民等に対する騒音・振動を特に配慮する工事</p> <p><input type="checkbox"/> 7 現道上での交通規制に大きく影響する工事</p> <p><input type="checkbox"/> 8 事故や災害発生直後等の緊急的な対応が必要な工事</p> <p><input type="checkbox"/> 9 施工箇所が広範囲にわたる工事</p> <p><input type="checkbox"/> 10 その他〔理由: _____〕</p> <p>※上記の対応事項に1つ以上レ点が付けば6点の加点とする。</p>	<p>(4)について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・供用中の鉄道又は道路と交差する橋梁などの工事 ・市街地等の家屋密集地での、鉄道又は道路をアンダーパスする工事 ・監視などの結果に基づき、工法の変更を行った工事 <p>(5)について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ガス管、水道管、電話線等の支障物件の移設について、施工工程の管理に特に注意を要した工事 ・地元調整や環境対策などの制約が特に多い工事 ・そのほかの各種制約があり、施工に特に厳しい制限を受けた工事 <p>(6)について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周辺住民等に特に配慮する必要のある、市街地での夜間工事 ・周辺住民等に特に配慮する必要のある、DID地区での工事 <p>(7)について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日交通量が概ね1万台以上の道路で片側交互通行の交通規制をした工事 ・供用している自動車専用道路等の路上工事で、交通規制が必要な工事 ・工事期間中の大半にわたって、交通解放を行うため規制標識の設置撤去を日々行った工事 <p>(8)について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事故や災害発生直後の緊急的な対応が必要な工事で、24時間対応の施工等により早期の完成が求められる工事 <p>(9)について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・作業現場が広範囲に分布している工事 <p>(10)について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施工ヤードの広さや高さに制限があり、機械の使用など施工に制約を受けた工事 ・その他、周辺環境又は社会条件への対応が特に必要な工事

【総括監督員】

工事成績採点の考查項目の考查項目別運用表

考査項目	細目	対応事項	【事例】具体的な施工条件等への対応事例
4 工事特性	I 施工条件等への対応	<p>III 厳しい自然・地盤条件への対応</p> <p><input type="checkbox"/> 11 特殊な地盤条件への対応が必要な工事</p> <p><input type="checkbox"/> 12 雨・雪・風・気温等の自然条件の影響が大きな工事</p> <p><input type="checkbox"/> 13 被災箇所の措置や急峻な地形及び土石流危険渓流内の工事</p> <p><input type="checkbox"/> 14 動植物等の自然環境の保全に特に配慮しなければならない工事</p> <p><input type="checkbox"/> 15 維持修繕工事等規模に比して地元調整等の手間がかかる工事</p> <p><input type="checkbox"/> 16 その他〔理由: _____〕</p> <p>※上記の対応事項に1つ以上レ点が付けば4点の加点とする。</p>	<p>(11について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川内の橋脚工事において地下水位が高く、ウェルポイント工法などによる排水や大規模な山留めなどが必要な工事 ・支持地盤の形状が複雑なため、深基礎基礎毎に地質調査を実施するなど支持地盤を確認しながら再設計した工事 ・施工不可能日が多いことから、施工機械の稼働率や台数などを的確に把握する必要が生じた工事 <p>(12について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川区域内のため、設計書で計上する以上に波浪等の影響で不稼働日が多く、主に作業船や台船を使用する工事 ・潜水夫を多用した工事又は波浪や水位変動が大きいため作業構台等を設置した工事 <p>(13について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災箇所における二次災害の危険性に対する注意が必要とされる工事 ・急峻な地形のため、作業構台や作業床の設置が制限される工事。もしくは、命綱を使用する必要があった工事(法面工は除く) ・斜面上又は急峻な地形直下での工事のため、工事に伴う地滑り防止対策等の安全対策を必要とした工事 ・土石流危険渓流に指定された区域内における工事 <p>(14について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・イヌワシ等の猛禽類などの貴重な動植物への配慮のため、工程や施工方法に制約を受けた工事 <p>(15について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・維持修繕工事等規模に比して地元調整等の手間がかかる工事 <p>(16について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その他、自然条件又は地盤条件への対応が必要であった工事 ・その他、災害等における臨機の措置のうち特に評価すべき事項が認められる工事
	IV 長期工事における安全確保への対応	<p><input type="checkbox"/> 17 12ヶ月を超える工期で、事故がなく完成した工事 (全面一時中止期間は除く) ※但し、文書注意に至らない事故は除く。</p> <p><input type="checkbox"/> 18 その他〔理由: _____〕</p> <p>※上記の対応事項に1つ以上レ点が付けば6点の加点とする。</p>	
	VICT活用工事への対応	<p><input type="checkbox"/> 19 ICT活用工事加点として起工測量から電子納品までの何れかの段階でICTを活用した工事(電子納品のみは除く) ※本項目は2点の加点とする。</p> <p><input type="checkbox"/> 20 ICT活用工事加点として起工測量から電子納品までの全ての段階でICTを活用した工事。 ※本項目は4点の加点とする。</p>	<p>(19について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ICT活用工事の施工プロセス①3次元起工測量、②3次元設計データ作成、③ICT建設機械による施工、④3次元出来形管理等の施工管理、⑤3次元データの納品の何れかを活用した工事(ただし、①3次元起工測量の1プロセスのみの活用は除く) <p>(20について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ICT活用工事の施工プロセス①3次元起工測量、②3次元設計データ作成、③ICT建設機械による施工、④3次元出来形管理等の施工管理、⑤3次元データの納品の全てを活用した工事
	評価	評点: _____ 点	

※ 工事特性は、最大20点の加点評価とする。

※ 評価にあたっては、担当監督員・主任監督員の意見も参考に評価する。

工事成績採点の考查項目の考查項目別運用表

考査項目	細別	a	a'	b	b'	c
6 社会性等	I 地域への貢献等	優れている	bより優れている	やや優れている	cより優れている	他の評価に該当しない
		<p>●評価対象項目</p> <p><input type="checkbox"/>周辺環境への配慮に積極的に取り組んだ。</p> <p><input type="checkbox"/>現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせるなど、積極的に周辺地域との調和を図った。</p> <p><input type="checkbox"/>定期的に広報紙の配布や現場見学会等を実施して、積極的に地域とのコミュニケーションを図った。</p> <p><input type="checkbox"/>道路清掃などを積極的に実施し、地域に貢献した。</p> <p><input type="checkbox"/>地域が主催するイベントへ積極的に参加し、地域とのコミュニケーションを図った。</p> <p><input type="checkbox"/>災害時などにおいて、地域への支援又は行政などによる救援活動への積極的な協力を行った。</p> <p><input type="checkbox"/>その他〔理由: _____〕</p>				

【総括監督員】

工事成績採点の考查項目の考查項目別運用表

考査項目	法 令 遵 守 等 の 該 当 項 目 一 観 表																														
7 法令遵守等	<table border="1"> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td>該当項目なし</td> </tr> <tr> <td></td> <td>措置内容</td> <td>点数</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td>1 指名停止3ヶ月以上</td> <td>-20点</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td>2 指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満</td> <td>-15点</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td>3 指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満</td> <td>-13点</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td>4 指名停止2週間以上1ヶ月未満</td> <td>-10点</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td>5 文書注意</td> <td>- 8点</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td>6 口頭注意</td> <td>- 5点</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td>7 工事関係者事故又は公衆災害が発生したが、当該事故に係る安全管理の措置の不適 切な程度が軽微なため、口頭注意以上の処分が行われなかった場合</td> <td>- 3点</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td>8 その他(理由: _____)</td> <td>- 点</td> </tr> </table>		<input type="checkbox"/>	該当項目なし		措置内容	点数	<input type="checkbox"/>	1 指名停止3ヶ月以上	-20点	<input type="checkbox"/>	2 指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満	-15点	<input type="checkbox"/>	3 指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満	-13点	<input type="checkbox"/>	4 指名停止2週間以上1ヶ月未満	-10点	<input type="checkbox"/>	5 文書注意	- 8点	<input type="checkbox"/>	6 口頭注意	- 5点	<input type="checkbox"/>	7 工事関係者事故又は公衆災害が発生したが、当該事故に係る安全管理の措置の不適 切な程度が軽微なため、口頭注意以上の処分が行われなかった場合	- 3点	<input type="checkbox"/>	8 その他(理由: _____)	- 点
<input type="checkbox"/>	該当項目なし																														
	措置内容	点数																													
<input type="checkbox"/>	1 指名停止3ヶ月以上	-20点																													
<input type="checkbox"/>	2 指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満	-15点																													
<input type="checkbox"/>	3 指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満	-13点																													
<input type="checkbox"/>	4 指名停止2週間以上1ヶ月未満	-10点																													
<input type="checkbox"/>	5 文書注意	- 8点																													
<input type="checkbox"/>	6 口頭注意	- 5点																													
<input type="checkbox"/>	7 工事関係者事故又は公衆災害が発生したが、当該事故に係る安全管理の措置の不適 切な程度が軽微なため、口頭注意以上の処分が行われなかった場合	- 3点																													
<input type="checkbox"/>	8 その他(理由: _____)	- 点																													
<p>① 本考查項目(7 法令遵守等)で評価する事例は、施工にあたって工事関係者が下記の適応事例で上表の措置があつた場合に適用する。</p> <p>② 「施工」とは、請負契約書の記載内容(工事名、工期、施工場所等)を履行することに限定する。</p> <p>③ 「工事関係者」とは、当該工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、品質証明員、請負会社の現場従事職員及び当該工事にあたって下請契約し、それを履行するため従事する者に限定する。</p> <p>④ 総合評価落札方式における技術提案が、受注者の責により履行されなかつた場合は、8 その他の項目で減ずる措置を行う。</p> <p>(不履行に対しては文書注意のうえ8点を減ずるものとし、文書注意等により履行された場合は5点~3点を目安に減ずるものとする。)</p>																															
<p>【上記で評価する場合の適応事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1 入札前に提出した調査資料などにおいて、虚偽の事実が判明した。 ・ 2 承諾なしに権利又は義務を第三者に譲渡又は承継した。 ・ 3 使用人に関する労働条件に問題があり送検された。 ・ 4 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等の関係法令に違反する事実が判明した。 ・ 5 当該工事関係者が贈収賄などにより逮捕又は公訴された。 ・ 6 一括下請けや技術者の専任違反等の建設業法に違反する事実が判明した。 ・ 7 入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検された。 ・ 8 労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。 ・ 9 監督又は検査の実施を、不当な圧力をかけるなどにより妨げた。 ・ 10 下請代金を期日以内に支払っていない、不正に下請代金の額を減じているなど下請代金支払遅延等防止法第4条に規定する親事業者の遵守事項に違反する行為がある。 ・ 11 過積載等の道路交通法違反により、逮捕又は送検された。 ・ 12 受注企業の社員に「指定暴力団」又は「指定暴力団の傘下組織(団体)」に所属する構成員、準構成員、企業会員等の暴力団関係者がいることが判明した。 ・ 13 下請に暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第9条に記されている砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、土木作業員やガードマンの受け入れ、土木作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。 ・ 14 安全管理が不適切であったことから、死傷者を生じさせた工事関係者事故又は重大な損害を与えた公衆損害事故を起こした。 ・ 15 受注者が社会保険等未加入建設業者の下請負人と契約を締結した。(措置内容について、指名停止等の区分による) 																															

【検査職員】

工事成績採点の考查項目の考查項目別運用表

考査項目	細別	a 優れている	b やや優れている	c 他の評価に該当しない	d やや劣っている	e 劣っている
2 施工状況	I 施工管理	<p>●評価対象項目</p> <p><input type="checkbox"/> 契約書第20条第1項第1号～4号に基づく設計図書の照査を行っていることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> 施工計画書が工事着手前又は施工方法が確定した時期に提出され、所定の項目が記載されているとともに、設計図書の内容及び現場条件を反映したものとなっていることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> 工事期間を通じて、施工計画書の記載内容と現場施工方法が一致していることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> 現場条件又は計画内容に重要な変更が生じた場合(工期や数量等の軽微な変更は除く)は、その都度当該工事着手前に変更計画書を提出していることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> 工事材料を品質に影響がないよう保管していることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> 立会確認の手続きを事前に行っていることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> 建設副産物の再利用等への取り組みを行っていることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> 施工体制台帳及び施工体系図を法令等に沿った内容で的確に整備していることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> 下請に対する引き取り(完成)検査を書面で実施していることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> 品質証明体制が確立され、ISO9001 又は品質証明員による関係書類、出来形、品質等の確認を工事全般にわたって行っていることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> 工事の関係書類を事前協議に基づき不足なく簡潔に整理していることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> 社内の管理基準の設定、管理方法が工種毎に明確であり、その内容に基づき管理していることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> 電気設備等について、設備更新時の新旧設備の切り替え作業を、作業手順書やチェックリストにより適切に実施していることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> その他<u>[理由:]</u></p> <p>●判断基準 評価値が90%以上a 評価値が80%以上90%未満b 評価値が80%未満c</p> <p>① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)の値で評価する。 ③ 評価値(%) = 該当項目数() / 評価対象項目数() ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。</p>	<p><input type="checkbox"/> 施工管理について、監督職員が文書による改善指導を行った。</p>	<p><input type="checkbox"/> 施工管理について、監督職員からの文書による改善指導に従わなかった。</p>		

工事成績採点の考查項目の考查項目別運用表

【検査職員】

考査項目	細別	a	a'	b	b'	c	d	e
3 出来形及び出来ばえ I 出来形	全般	<p><input type="checkbox"/> 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内で、下記の「評定対象項目」の4項目以上が該当する。</p> <p>●評価対象項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図及び出来形管理表を工夫していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 不可視部分の出来形が写真で確認できる。 <input type="checkbox"/> 写真管理基準の管理項目を満足している。 <input type="checkbox"/> 出来形管理基準が定められていない工種について、監督職員と協議の上で管理していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> その他〔理由: _____〕 <p>※ ばらつきの判断は別紙一4参照</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> ① 出来形は、工事全般を通じて評定するものとする。 ② 出来形とは、設計図書に示された工事目的物の形状及び寸法をいう。 ③ 出来形管理とは、「土木工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づき所定の出来形を確保する管理体系である。 ④ 出来形管理項目を設定していない工事は「c」評価とする。 </div>	<p><input type="checkbox"/> 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われおり、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内で、下記の「評定対象項目」の3項目以上が該当する。</p>	<p><input type="checkbox"/> 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われおり、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内で、下記の「評定対象項目」の3項目以上が該当する。</p>	<p><input type="checkbox"/> 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われおり、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内で、下記の「評定対象項目」の2項目以上が該当する。</p>	<p><input type="checkbox"/> 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われおり、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内で、下記の「評定対象項目」の1項目以上が該当する。</p>	<p><input type="checkbox"/> 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指導を行い改善された。</p>	<p><input type="checkbox"/> 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。</p>

工事成績採点の検査項目の検査項目別運用表

考査項目	工種	a 優れている	a' bより優れている	b やや優れている	b' cより優れている	c 他の評価に該当しない	d やや劣っている	e 劣っている
3 出来形及び出来ばえ I 出来形	機械設備工事 ※上記欄に よらず、当該欄 で評価	<p>●評価対象項目</p> <input type="checkbox"/> 据付に関する出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図などを工夫していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 設備全般にわたり、形状及び寸法の実測値が許容範囲内であり、出来形の確認ができる。 <input type="checkbox"/> 施工管理基準の撮影記録が撮影基準を満足し、出来形の確認ができる。 <input type="checkbox"/> 設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督職員と協議の上で管理していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 不可視部分の出来形が写真で確認できる。 <input type="checkbox"/> 塗装管理基準の塗膜厚管理が適切にまとめられており、出来形の確認ができる。 <input type="checkbox"/> 溶接管理基準の出来形管理が適切にまとめられており、出来形の確認ができる。 <input type="checkbox"/> 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 設計図書に定められている予備品に不足がないことが確認できる。 <input type="checkbox"/> 分解整備における既設部品等の摩耗、損傷等について、整備前と整備後の老化状況及び回復状況が図表等に記録していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> その他〔理由: _____〕	<input type="checkbox"/> 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指導を行い改善された。	<input type="checkbox"/> 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。				
		<p>●判断基準</p> 評価値が90%以上a 評価値が80%以上90%未満.....a' 評価値が70%以上80%未満.....b 評価値が60%以上70%未満.....b' 評価値が60%未満c	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)の値で評価する。 ③ 評価値(%) = 該当項目数() / 評価対象項目数() ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。 </div>					

工事成績採点の考查項目の考查項目別運用表

【検査職員】

考査項目	工種	a	a'	b	b'	c	d	e
3 出来形及び出来ばえ I 出来形	電気設備工事・通信設備工事・受変電設備工事 ※上記欄に よらず、当該欄 で評価	<p>優れている</p> <p>●評価対象項目</p> <p><input type="checkbox"/> 据付に関する出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図及び出来形管理表を工夫していることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> 機器等の測定(試験)結果が、その都度出来形管理図及び出来形管理表などに記録され、適切に管理していることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> 写真管理基準の管理項目を満足している。</p> <p><input type="checkbox"/> 不可視部分の出来形が写真で確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> 設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督職員と協議の上で管理していることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> 設備全般にわたり、形状、寸法の実測値が許容範囲内であることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> 設備の据付、固定方法が、設計図書又は承諾図書どおり施工していることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> 配管及び配線が設計図書又は承諾図書どおり敷設していることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> 行先などを表示した名札が、ケーブルなどに分かり易く堅固に取り付けている。</p> <p><input type="checkbox"/> 配管及び配線の支持間隔や絶縁抵抗等について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> 設計図書に定められている予備品等に不足が無い。</p> <p><input type="checkbox"/> 高温部等の危険個所への二重表示、二重防護など運用における不可抗力を想定した安全対策がなされている。</p> <p><input type="checkbox"/> その他[理由: _____]</p>	<p>bより優れている</p> <p>cより優れている</p> <p>他の評価に該当しない</p>	<p>やや優れている</p> <p>やや劣っている</p>	<p>出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指導を行い改善された。</p>	<p>出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。</p>		
		<p>●判断基準</p> <p>評価値が90%以上a</p> <p>評価値が80%以上90%未満.....a'</p> <p>評価値が70%以上80%未満.....b</p> <p>評価値が60%以上70%未満.....b'</p> <p>評価値が60%未満c</p> <p>① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)の値で評価する。 ③ 評価値(%) = 該当項目数() / 評価対象項目数() ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。</p>						

工事成績採点の検査項目の検査項目別運用表

【検査職員】

考査項目	工種	a	a'	b	b'	c	d	e																												
3 出来形及び出来ばえ II 品質	コンクリート構造物工事	<input type="checkbox"/> 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。<判断基準参照> [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別紙一4参照。 ●評価対象項目 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質(強度・W/C、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等)が確認できる。 <input type="checkbox"/> コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。 <input type="checkbox"/> 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 施工条件や気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ及び締固め方法が、定められた条件を満足していることが確認できる。(寒中及び暑中コンクリート等を含む) <input type="checkbox"/> コンクリートの圧縮強度を管理し、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> コンクリートの打設前に、打継ぎ目処理を適切に行ってていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 鉄筋の品質が、証明書類で確認できる。 <input type="checkbox"/> コンクリート打設までにさび、どろ、油等の有害物が鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 鉄筋の組立及び加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 圧接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> コンクリートの養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> スペーサーの品質及び個数が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 有害なクラックがない。 <input type="checkbox"/> その他〔理由: _____〕 	<input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指導を行い改善された。	<input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。																																
		●判断基準 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">評価値</th> <th colspan="3">ばらつきで判断可能</th> <th rowspan="2">ばらつきで判断不可能</th> </tr> <tr> <th>50%以下</th> <th>80%以下</th> <th>80%を超える</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>90%以上</td> <td>a</td> <td>a'</td> <td>b</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td>75%以上90%未満</td> <td>a'</td> <td>b</td> <td>b'</td> <td>b'</td> </tr> <tr> <td>60%以上75%未満</td> <td>b</td> <td>b'</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> <tr> <td>60%未満</td> <td>b'</td> <td>c</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> </tbody> </table> <p>注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断が出来ない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する。</p> <p>① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)の値で評価する。 ③ 評価値(%) = 該当項目数() / 評価対象項目数() ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。</p>							評価値	ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能	50%以下	80%以下	80%を超える	90%以上	a	a'	b	b	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'	60%以上75%未満	b	b'	c	c	60%未満	b'	c	c	c
評価値	ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能																																
	50%以下	80%以下	80%を超える																																	
90%以上	a	a'	b	b																																
75%以上90%未満	a'	b	b'	b'																																
60%以上75%未満	b	b'	c	c																																
60%未満	b'	c	c	c																																

工事成績採点の検査項目の検査項目別運用表

考査項目	工種	a	a'	b	b'	c	d	e																												
3 出来形及び出来ばえ II 品質	土工事 (切土、盛土、堤防等工事)	<input type="checkbox"/> 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。<判断基準参照> [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別紙一4参照。					<input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指導を行い改善された。	<input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。																												
		●評価対象項目 <input type="checkbox"/> 雨水による崩壊が起らないように、排水対策を実施していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 段切りを設計図書に基づき行っていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 置換えのための掘削を行うあたり、掘削面以下を乱さないように施工していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 締固めが設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 一層あたりのまき出し厚を管理していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 芝付け及び種子吹付を設計図書に定められた条件で行っていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 構造物周辺の締固めを設計図書に定められた条件で行っていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 土羽土の土質が設計図書を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> CBR試験などの品質管理に必要な試験を行っていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 法面に有害な亀裂がない。 <input type="checkbox"/> 伐開除根作業が設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> その他〔理由: _____〕																																		
●判断基準 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">評価値</th> <th colspan="3">ばらつきで判断可能</th> <th rowspan="2">ばらつきで判断不可能</th> </tr> <tr> <th>50%以下</th> <th>80%以下</th> <th>80%を超える</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>90%以上</td> <td>a</td> <td>a'</td> <td>b</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td>75%以上90%未満</td> <td>a'</td> <td>b</td> <td>b'</td> <td>b'</td> </tr> <tr> <td>60%以上75%未満</td> <td>b</td> <td>b'</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> <tr> <td>60%未満</td> <td>b'</td> <td>c</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> </tbody> </table> <p>注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断が出来ない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)の値で評価する。 ③ 評価値(%) = 該当項目数() / 評価対象項目数() ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。 </div>									評価値	ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能	50%以下	80%以下	80%を超える	90%以上	a	a'	b	b	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'	60%以上75%未満	b	b'	c	c	60%未満	b'	c	c	c
評価値	ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能																																
	50%以下	80%以下	80%を超える																																	
90%以上	a	a'	b	b																																
75%以上90%未満	a'	b	b'	b'																																
60%以上75%未満	b	b'	c	c																																
60%未満	b'	c	c	c																																

工事成績採点の検査項目の検査項目別運用表

考査項目	工種	a	a'	b	b'	c	d	e																												
3 出来形及び出来ばえ II 品質	護岸・根固・水制工事	<input type="checkbox"/> 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。<判断基準参照> [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別紙一4参照。					<input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指導を行い改善された。	<input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。																												
		●評価対象項目 <input type="checkbox"/> 施工基面を平滑に仕上げていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 裏込材及び胴込めコンクリートの締固めを、空隙が生じないよう十分に行っていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 緑化ブロック、石積(張)、法枠、かごマット等における材料のかみ合わせ又は連結が、裏込材の吸出しがないよう行っていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 石積(張)工において、大きさ及び重さが設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 護岸工の端部や曲線部の処理が適切であり、必要な強度及び水密性を確保していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 遮水シートが所定の幅で重ね合わせられ、端部処理が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 植生工で、植生の種類、品質、配合及び養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 根固工、水制工、沈床工、捨石工等において、材料の連結及びかみ合わせが設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 指定材料の品質が、証明書類で確認できる。 <input type="checkbox"/> 基礎工において、掘り過ぎがなく施工していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> コンクリートブロック等を損傷なく設置していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 施工にあたって、床掘箇所の湧水及び滯水等は、排除して施工していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 埋戻し材料について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 有害なクラックがない。 <input type="checkbox"/> その他〔理由: _____〕																																		
●判断基準 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">評価値</th> <th colspan="3">ばらつきで判断可能</th> <th rowspan="2">ばらつきで判断不可能</th> </tr> <tr> <th>50%以下</th> <th>80%以下</th> <th>80%を超える</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>90%以上</td> <td>a</td> <td>a'</td> <td>b</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td>75%以上90%未満</td> <td>a'</td> <td>b</td> <td>b'</td> <td>b'</td> </tr> <tr> <td>60%以上75%未満</td> <td>b</td> <td>b'</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> <tr> <td>60%未満</td> <td>b'</td> <td>c</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> </tbody> </table> <p>注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断が出来ない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する。</p> <p>① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)の値で評価する。 ③ 評価値(%) = 該当項目数() / 評価対象項目数() ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。</p>									評価値	ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能	50%以下	80%以下	80%を超える	90%以上	a	a'	b	b	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'	60%以上75%未満	b	b'	c	c	60%未満	b'	c	c	c
評価値	ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能																																
	50%以下	80%以下	80%を超える																																	
90%以上	a	a'	b	b																																
75%以上90%未満	a'	b	b'	b'																																
60%以上75%未満	b	b'	c	c																																
60%未満	b'	c	c	c																																

工事成績採点の検査項目の検査項目別運用表

考査項目	工種	a	a'	b	b'	c	d	e																												
3 出来形及び出来ばえ II 品質	鋼橋工事 (RC床版工事はコンクリート構造物に準ずる)	<input type="checkbox"/> 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。<判断基準参照> [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別紙一4参照。					<input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指導を行い改善された。	<input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。																												
		●評価対象項目 【工場製作関係】 <input type="checkbox"/> 鋼材の種別、品質を適切に管理している。 <input type="checkbox"/> 溶接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 溶接作業にあたり、溶接材料の使用区分が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 溶接施工に係る施工計画書を提出していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 孔空けによって生じたまぐれが削り取られているなど、きめ細やかに製作していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 欠陥部の発生が見られないことが確認できる。 <input type="checkbox"/> 塗装作業にあたり、塗布面を十分に乾燥させて施工していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 素地調整を行う場合、第1種ケレン後4時間以内に金属前処理塗装を実施していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 塗料の空缶管理について、写真等で確実に空であることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 塗料の品質が出荷証明書、塗料成績表により、製造年月日、ロット番号、色彩、数量が確認できる。 【架設関係】 <input type="checkbox"/> ボルトの締付確認が実施され、記録を保管していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> ボルトの締付機及び測定機器のキャリブレーションを実施していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 高力ボルトの締め付けを、中心から外側に向かって行っていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 高力ボルトの品質が、証明書類で確認できる。 <input type="checkbox"/> 支承の据付で、コンクリート面のチッピング及び仕上げ面に水切勾配がついていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 架設にあたって、部材の応力と変形等を十分検討していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 架設に用いる仮設備及び架設用機材について品質、性能が確保できる規模及び強度を有していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 現場塗装部のケレン及び膜厚管理を適切に行ってていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 現場塗装において、温度、湿度、風速等の確認を行っていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> その他〔理由: _____〕																																		
●判断基準 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">評価値</th> <th colspan="3">ばらつきで判断可能</th> <th rowspan="2">ばらつきで判断不可能</th> </tr> <tr> <th>50%以下</th> <th>80%以下</th> <th>80%を超える</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>90%以上</td> <td>a</td> <td>a'</td> <td>b</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td>75%以上90%未満</td> <td>a'</td> <td>b</td> <td>b'</td> <td>b'</td> </tr> <tr> <td>60%以上75%未満</td> <td>b</td> <td>b'</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> <tr> <td>60%未満</td> <td>b'</td> <td>c</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> </tbody> </table> <p>注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断が出来ない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する。</p> <p>① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)の値で評価する。 ③ 評価値(%) = 該当項目数() / 評価対象項目数() ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。</p>									評価値	ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能	50%以下	80%以下	80%を超える	90%以上	a	a'	b	b	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'	60%以上75%未満	b	b'	c	c	60%未満	b'	c	c	c
評価値	ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能																																
	50%以下	80%以下	80%を超える																																	
90%以上	a	a'	b	b																																
75%以上90%未満	a'	b	b'	b'																																
60%以上75%未満	b	b'	c	c																																
60%未満	b'	c	c	c																																

工事成績採点の検査項目の検査項目別運用表

考査項目	工種	a	a'	b	b'	c	d	e																												
3 出来形及び出来ばえ II 品質	砂防構造物工事	<input type="checkbox"/> 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。<判断基準参照> [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別紙一4参照。					<input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指導を行い改善された。	<input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。																												
		●評価対象項目 <input type="checkbox"/> コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質(強度・W/C、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等)が確認できる。 <input type="checkbox"/> コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。 <input type="checkbox"/> 圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 運搬時間、打設時の投入高さ、締固時のバイブレーターの機種及び養生方法が、施工条件及び気象条件に適しており、定められた条件を満足していることが確認できる。(寒中及び暑中コンクリート等を含む) <input type="checkbox"/> コンクリートの圧縮強度を管理しており、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取外しを行っている。 <input type="checkbox"/> 地山との取り合わせを適切に行っていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 鉄筋及び鋼材の品質が、証明書類で確認できる。 <input type="checkbox"/> 有害なクラックがない。 <input type="checkbox"/> コンクリート打設までさび、どろ、油等の有害物が、鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 鉄筋の組立及び加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 施工基面を平滑に仕上げていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> アンカーの施工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> ポルトの締付確認が実施され、記録を保管していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> ポルトの締付機及び測定機器のキャリブレーションを実施していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> その他〔理由: _____〕																																		
●判断基準 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">評価値</th> <th colspan="3">ばらつきで判断可能</th> <th rowspan="2">ばらつきで判断不可能</th> </tr> <tr> <th>50%以下</th> <th>80%以下</th> <th>80%を超える</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>90%以上</td> <td>a</td> <td>a'</td> <td>b</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td>75%以上90%未満</td> <td>a'</td> <td>b</td> <td>b'</td> <td>b'</td> </tr> <tr> <td>60%以上75%未満</td> <td>b</td> <td>b'</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> <tr> <td>60%未満</td> <td>b'</td> <td>c</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> </tbody> </table> <p>注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断が出来ない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する。</p> <p>① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)の値で評価する。 ③ 評価値(%) = 該当項目数() / 評価対象項目数() ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。</p>									評価値	ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能	50%以下	80%以下	80%を超える	90%以上	a	a'	b	b	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'	60%以上75%未満	b	b'	c	c	60%未満	b'	c	c	c
評価値	ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能																																
	50%以下	80%以下	80%を超える																																	
90%以上	a	a'	b	b																																
75%以上90%未満	a'	b	b'	b'																																
60%以上75%未満	b	b'	c	c																																
60%未満	b'	c	c	c																																

工事成績採点の検査項目の検査項目別運用表

考査項目	工種	a	a'	b	b'	c	d	e																												
3 出来形及び出来ばえ II 品質	地すべり防止工事 (集水井工事を含む)	<input type="checkbox"/> 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。<判断基準参照> [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別紙一4参照。					<input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指導を行い改善された。	<input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。																												
		●評価対象項目 <input type="checkbox"/> コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質(強度・W/C、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等)が確認できる。 <input type="checkbox"/> コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。 <input type="checkbox"/> 圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 運搬時間、打設時の投入高さ、締固時のバイプレーターの機種及び養生方法が、施工条件及び気象条件に適しており、定められた条件を満足していることが確認できる。(寒中及び暑中コンクリート等を含む) <input type="checkbox"/> コンクリートの圧縮強度を管理しており、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取外しを行っている。 <input type="checkbox"/> 地山との取り合わせを適切に行っていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 鉄筋及び鋼材の品質が、証明書類で確認できる。 <input type="checkbox"/> 有害なクラックがない。 <input type="checkbox"/> アンカーの施工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> ライナープレートの組み立てにあたり、偏心と歪みに配慮して施工していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> ライナープレートと地山との隙間が少なくなるように施工していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 集・排水ボーリング工の方向及び角度が、適正となるように施工上の配慮をしていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> その他〔理由: _____〕																																		
●判断基準 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">評価値</th> <th colspan="3">ばらつきで判断可能</th> <th rowspan="2">ばらつきで判断不可能</th> </tr> <tr> <th>50%以下</th> <th>80%以下</th> <th>80%を超える</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>90%以上</td> <td>a</td> <td>a'</td> <td>b</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td>75%以上90%未満</td> <td>a'</td> <td>b</td> <td>b'</td> <td>b'</td> </tr> <tr> <td>60%以上75%未満</td> <td>b</td> <td>b'</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> <tr> <td>60%未満</td> <td>b'</td> <td>c</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> </tbody> </table> <p>注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断が出来ない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する。</p> <p>① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)の値で評価する。 ③ 評価値(%) = 該当項目数() / 評価対象項目数() ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。</p>									評価値	ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能	50%以下	80%以下	80%を超える	90%以上	a	a'	b	b	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'	60%以上75%未満	b	b'	c	c	60%未満	b'	c	c	c
評価値	ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能																																
	50%以下	80%以下	80%を超える																																	
90%以上	a	a'	b	b																																
75%以上90%未満	a'	b	b'	b'																																
60%以上75%未満	b	b'	c	c																																
60%未満	b'	c	c	c																																

工事成績採点の検査項目の検査項目別運用表

考査項目	工種	a	a'	b	b'	c	d	e																								
3 出来形及び出来ばえ II 品質	舗装工事 (アスファルト舗装工)	<input type="checkbox"/> 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。<判断基準参照> [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別紙一4参照。					<input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指導を行い改善された。	<input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。																								
		<p>●評価対象項目</p> <p>【路床・路盤工関係】</p> <p><input type="checkbox"/> 設計図書に定められた試験方法でCBR値を測定していることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> 路床及び路盤工のブルーフローリングを行っていることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> 路床及び路盤工の密度管理が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> 路床の安定処理は材料が均一になるよう施工していることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> 路盤の施工に先立って、路床面、下層路盤面の浮き石及び有害物を除去してから施工していることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> 路床盛土において、一層の仕上がり厚を20cm以下とし、各層ごとに締固めて施工していることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> 路床盛土において、構造物の隣接箇所や狭い箇所における締固めが、タンパ等の小型締固め機械により施工していることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> その他〔理由: _____〕</p> <p>【アスファルト舗装工関係】</p> <p><input type="checkbox"/> アスファルト混合物の品質が、配合設計及び試験練りの結果又は事前審査制度の証明書類により確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> 舗装工の施工にあたって、上層路盤面の浮き石などの有害物を除去していることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> プラント出荷時、現場到着時、舗設時等において、アスファルト混合物の温度管理を記録していることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> 舗設後の交通開放が、定められた条件を満足していることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> 各層の継ぎ目の位置が、設計図書に定められた数値以上であることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> 縦縫目及び横縫目の位置、構造物との接合面の処理等が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> アスファルト混合物の運搬及び舗設にあたって、気象条件を配慮していることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> 密度管理が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> その他〔理由: _____〕</p> <p>●判断基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">評価値</th> <th colspan="3">ばらつきで判断可能</th> <th rowspan="2">ばらつきで判断不可能</th> </tr> <tr> <th>50%以下</th> <th>80%以下</th> <th>80%を超える</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>90%以上</td> <td>a</td> <td>a'</td> <td>b</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td>75%以上90%未満</td> <td>a'</td> <td>b</td> <td>b'</td> <td>b'</td> </tr> <tr> <td>60%以上75%未満</td> <td>b</td> <td>b'</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> <tr> <td>60%未満</td> <td>b'</td> <td>c</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> </tbody> </table> <p>注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断が出来ない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する。</p> <p>① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)の値で評価する。 ③ 評価値(%) = 該当項目数() / 評価対象項目数() ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。</p>	評価値	ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能	50%以下	80%以下	80%を超える	90%以上	a	a'	b	b	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'	60%以上75%未満	b	b'	c	c	60%未満	b'	c	c	c		
評価値	ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能																												
	50%以下	80%以下	80%を超える																													
90%以上	a	a'	b	b																												
75%以上90%未満	a'	b	b'	b'																												
60%以上75%未満	b	b'	c	c																												
60%未満	b'	c	c	c																												

工事成績採点の検査項目の検査項目別運用表

考査項目	工種	a	a'	b	b'	c	d	e																								
3 出来形及び出来ばえ II 品質	舗装工事 (コンクリート舗装工) (ブロック・薄層舗装工)	<input type="checkbox"/> 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。<判断基準参照> 〔関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験〕 ※ ばらつきの判断は別紙一4参照。					<input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指導を行い改善された。	<input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。																								
		<p>●評価対象項目</p> <p>【路床・路盤工関係】</p> <p><input type="checkbox"/> 設計図書に定められた試験方法でCBR値を測定していることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> 路床及び路盤工のブルーフローリングを行っていることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> 路床及び路盤工の密度管理が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> 路床及び路盤の安定処理は材料が均一になるよう混合し、所定の混合深さで施工していることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> 路盤の施工に先立って、路床面、下層路盤面の浮き石及び有害物を除去してから施工していることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> 路床盛土において、一層の仕上がり厚を20cm以下とし、各層ごとに締固めて施工していることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> 路床盛土において、構造物の隣接箇所や狭い箇所における締固めが、タンバ等の小型締固め機械により施工していることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> その他〔理由: _____]</p> <p>【コンクリート舗装工関係】</p> <p><input type="checkbox"/> コンクリートの配合試験及び試験練習を行っており、コンクリートの品質(強度・W/C、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等)が確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> 舗装工の施工に先立って、上層路盤面の浮き石等の有害物を除去してから施工していることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> 運搬時間、打設方法及び養生方法が、施工条件及び気象条件に適しており、設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> 材料が分離しないようコンクリートを敷均していることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> チェー及びタイバーを損傷などが発生しないよう保管していることが確認できる。</p> <p>【ブロック・薄層舗装工関係】</p> <p><input type="checkbox"/> 基礎を入念に締め固め、勾配を路盤面で確保している。</p> <p><input type="checkbox"/> 目地砂の充填が確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> 基盤面に異常がないか確認し、有害物は除去されている。</p> <p>●判断基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">評価値</th> <th colspan="3">ばらつきで判断可能</th> <th rowspan="2">ばらつきで判断不可能</th> </tr> <tr> <th>50%以下</th> <th>80%以下</th> <th>80%を超える</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>90%以上</td> <td>a</td> <td>a'</td> <td>b</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td>75%以上90%未満</td> <td>a'</td> <td>b</td> <td>b'</td> <td>b'</td> </tr> <tr> <td>60%以上75%未満</td> <td>b</td> <td>b'</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> <tr> <td>60%未満</td> <td>b'</td> <td>c</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> </tbody> </table> <p>注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断が出来ない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する。</p> <p>① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)の値で評価する。 ③ 評価値(%) = 該当項目数() / 評価対象項目数() ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。</p>	評価値	ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能	50%以下	80%以下	80%を超える	90%以上	a	a'	b	b	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'	60%以上75%未満	b	b'	c	c	60%未満	b'	c	c	c		
評価値	ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能																												
	50%以下	80%以下	80%を超える																													
90%以上	a	a'	b	b																												
75%以上90%未満	a'	b	b'	b'																												
60%以上75%未満	b	b'	c	c																												
60%未満	b'	c	c	c																												

工事成績採点の検査項目の検査項目別運用表

考査項目	工種	a	a'	b	b'	c	d	e
3 出来形及び出来ばえ II 品質	法面工事 (種子吹付工、客土吹付工、植生基材吹付工)	<input type="checkbox"/> 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。<判断基準参照> [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別紙一4参照。					<input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指導を行い改善された。	<input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。
		<p>●評価対象項目</p> <p>【共通】</p> <p><input type="checkbox"/> 施工基面を平滑に仕上げていることが確認できる。(特に法枠工、コンクリート又はモルタル吹付工関係)</p> <p><input type="checkbox"/> 施工に際して、品質に害となる施工面の浮き石やゴミ等を除去してから施工していることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> 盛土の施工にあたり、法面の崩壊が起らぬよう締固めを十分行っていることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> 雨水による崩壊が起らぬよう、排水対策を実施していることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> その他〔理由: _____〕</p> <p>【種子吹付工、客土吹付工、植生基材吹付工関係】</p> <p><input type="checkbox"/> 土壌試験の結果を施工に反映していることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> ネットなどの境界に隙間が生じていないことが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> ネットなどが破損を生じていないことが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> 吹付け厚さが均等であることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> 使用する材料の種類、品質、配合等が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> 施工時期が定められた条件を満足していることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> その他〔理由: _____〕</p>						

●判断基準

評価値	ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
	50%以下	80%以下	80%を超える	
90%以上	a	a'	b	b
75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
60%以上75%未満	b	b'	c	c
60%未満	b'	c	c	c

注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断が出来ない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する。

- ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
- ② 削除項目のある場合は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)の値で評価する。
- ③ 評価値(%) = 該当項目数() / 評価対象項目数()
- ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

工事成績採点の検査項目の検査項目別運用表

考査項目	工種	a	a'	b	b'	c	d	e																							
3 出来形及び出来ばえ II 品質	法面工事 (コンクリート又はモルタル吹付工)	<input type="checkbox"/> 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。<判断基準参照> [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別紙一4参照。					<input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指導を行い改善された。	<input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。																							
		<p>●評価対象項目</p> <p>【共通】</p> <p><input type="checkbox"/> 施工基面を平滑に仕上げていることが確認できる。(特に法枠工、コンクリート又はモルタル吹付工関係)</p> <p><input type="checkbox"/> 施工に際して、品質に害となる施工面の浮き石やゴミ等を除去してから施工していることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> 盛土の施工にあたり、法面の崩壊が起こらないよう締固めを十分行っていることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> 雨水による崩壊が起こらないように、排水対策を実施していることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> その他〔理由: _____〕</p> <p>【コンクリート又はモルタル吹付工関係】</p> <p><input type="checkbox"/> 使用する材料の種類、品質及び配合が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> 金網の重ね幅が、10cm以上確保されていることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> 金網が破損を生じていないことが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> 吸水性の吹付け面において、事前に吸水させてから施工していることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> 吹付け厚さが均等であることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> 吹付け厚さに応じて2層以上に分割して施工していることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> 圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> 不良箇所が生じないよう跳ね返り材料の処理を行っていることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> 法肩の吹き付けにあたり、地山に沿って巻き込んで施工していることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> その他〔理由: _____〕</p> <p>●判断基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">評価値</th> <th colspan="3">ばらつきで判断可能</th> <th rowspan="2">ばらつきで判断不可能</th> </tr> <tr> <th>50%以下</th> <th>80%以下</th> <th>80%を超える</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>90%以上</td> <td>a</td> <td>a'</td> <td>b</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td>75%以上90%未満</td> <td>a'</td> <td>b</td> <td>b'</td> <td>b'</td> </tr> <tr> <td>60%以上75%未満</td> <td>b</td> <td>b'</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> <tr> <td>60%未満</td> <td>b'</td> <td>c</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> </tbody> </table> <p>注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断が出来ない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する。</p> <p>① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)の値で評価する。 ③ 評価値(%) = 該当項目数() / 評価対象項目数() ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。</p>	評価値	ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能	50%以下	80%以下	80%を超える	90%以上	a	a'	b	b	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'	60%以上75%未満	b	b'	c	c	60%未満	b'	c	c	c	
評価値	ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能																											
	50%以下	80%以下	80%を超える																												
90%以上	a	a'	b	b																											
75%以上90%未満	a'	b	b'	b'																											
60%以上75%未満	b	b'	c	c																											
60%未満	b'	c	c	c																											

工事成績採点の検査項目の検査項目別運用表

考査項目	工種	a	a'	b	b'	c	d	e																							
3 出来形及び出来ばえ II 品質	法面工事 (現場打法枠工、 プレキャスト法枠工 アンカーワーク)	<input type="checkbox"/> 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。<判断基準参照> [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別紙一4参照。					<input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指導を行い改善された。	<input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。																							
		<p>●評価対象項目</p> <p>【共通】</p> <p><input type="checkbox"/> 施工基面を平滑に仕上げていることが確認できる。(特に法枠工、コンクリート又はモルタル吹付工関係)</p> <p><input type="checkbox"/> 施工に際して、品質に害となる施工面の浮き石やゴミ等を除去してから施工していることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> 盛土の施工にあたり、法面の崩壊が起らぬよう締固めを十分行っていることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> 雨水による崩壊が起らぬよう、排水対策を実施していることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> その他〔理由: _____〕</p> <p>【現場打法枠工関係(プレキャスト法枠工含む)】</p> <p><input type="checkbox"/> 使用する材料の種類、品質及び配合が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> アンカーを設計図書どおりの長さで施工していることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> 現場養生が、設計図書の仕様を満足するよう実施されていることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> 強度試験に使用したコンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> 枠内に空隙がないことが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> 層間にはく離がないことが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> 不良箇所が生じないよう跳ね返り材料の処理を行っていることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> その他〔理由: _____〕</p> <p>【アンカーワーク関係】</p> <p><input type="checkbox"/> 削孔径、位置、長さ、方向が確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> 孔内洗浄が実施されている。</p> <p><input type="checkbox"/> グラウト注入が的確に実施されている。</p> <p><input type="checkbox"/> 頭部処理が的確に実施されている。</p> <p><input type="checkbox"/> 多サイクル、1サイクル確認試験を実施し品質が確認されている。</p> <p>●判断基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">評価値</th> <th colspan="3">ばらつきで判断可能</th> <th rowspan="2">ばらつきで判断不可能</th> </tr> <tr> <th>50%以下</th> <th>80%以下</th> <th>80%を超える</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>90%以上</td> <td>a</td> <td>a'</td> <td>b</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td>75%以上90%未満</td> <td>a'</td> <td>b</td> <td>b'</td> <td>b'</td> </tr> <tr> <td>60%以上75%未満</td> <td>b</td> <td>b'</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> <tr> <td>60%未満</td> <td>b'</td> <td>c</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> </tbody> </table> <p>注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断が出来ない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する。</p> <p>① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)の値で評価する。 ③ 評価値(%) = 該当項目数() / 評価対象項目数() ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。</p>	評価値	ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能	50%以下	80%以下	80%を超える	90%以上	a	a'	b	b	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'	60%以上75%未満	b	b'	c	c	60%未満	b'	c	c	c	
評価値	ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能																											
	50%以下	80%以下	80%を超える																												
90%以上	a	a'	b	b																											
75%以上90%未満	a'	b	b'	b'																											
60%以上75%未満	b	b'	c	c																											
60%未満	b'	c	c	c																											

工事成績採点の考查項目の考查項目別運用表

【検査職員】

工事成績採点の検査項目の検査項目別運用表

考査項目	工種	a	a'	b	b'	c	d	e																								
3 出来形及び出来ばえ II 品質	コンクリート橋上部工事(PC及びRCを対象)	<input type="checkbox"/> 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。<判断基準参照> [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別紙一4参照。					<input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指導を行い改善された。	<input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。																								
		●評価対象項目 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質(強度・W/C、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等)が確認できる。 <input type="checkbox"/> コンクリートの受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。 <input type="checkbox"/> 圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 施工条件や気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ及び締固め方法が、定められた条件を満足していることが確認できる。(寒中及び暑中コンクリート等を含む) <input type="checkbox"/> コンクリートの圧縮強度を管理して、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 鉄筋の品質が、証明書類で確認できる。 <input type="checkbox"/> 鉄筋の引張強度及び曲げ強度の試験値が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> コンクリート打設までにさび、どろ、油等の有害物が鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 圧接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 鉄筋の組立及び加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> コンクリートの養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> スペーサーの品質及び個数が、設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> プレビーム桁のプレフレクション管理が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 使用する装置及び機器のキャリブレーションを事前に実施していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> PC鋼材の緊張及びグラウト注入管理値が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> プレストッシング時のコンクリート圧縮強度が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> コンクリート圧縮強度の確認は、構造物と同様な養生条件におかれた供試体を用いていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 有害なクラックがない。 <input type="checkbox"/> その他〔理由: _____〕 	●判断基準 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">評価値</th> <th colspan="3">ばらつきで判断可能</th> <th rowspan="2">ばらつきで判断不可能</th> </tr> <tr> <th>50%以下</th> <th>80%以下</th> <th>80%を超える</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>90%以上</td> <td>a</td> <td>a'</td> <td>b</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td>75%以上90%未満</td> <td>a'</td> <td>b</td> <td>b'</td> <td>b'</td> </tr> <tr> <td>60%以上75%未満</td> <td>b</td> <td>b'</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> <tr> <td>60%未満</td> <td>b'</td> <td>c</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> </tbody> </table> <p>注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断が出来ない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する。</p> <p>① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)の値で評価する。 ③ 評価値(%) = 該当項目数() / 評価対象項目数() ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。</p>	評価値	ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能	50%以下	80%以下	80%を超える	90%以上	a	a'	b	b	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'	60%以上75%未満	b	b'	c	c	60%未満	b'	c	c	c	
評価値	ばらつきで判断可能				ばらつきで判断不可能																											
	50%以下	80%以下	80%を超える																													
90%以上	a	a'	b	b																												
75%以上90%未満	a'	b	b'	b'																												
60%以上75%未満	b	b'	c	c																												
60%未満	b'	c	c	c																												

工事成績採点の検査項目の検査項目別運用表

考査項目	工種	a	a'	b	b'	c	d	e																												
3 出来形及び出来ばえ II 品質	塗装工事	<input type="checkbox"/> 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。<判断基準参照> [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別紙一4参照。					<input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指導を行い改善された。	<input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。																												
		●評価対象項目 <input type="checkbox"/> 塗装作業にあたり、塗布面を十分に乾燥させて施工していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> ケレンを入念に実施していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 天候状況の確認、気温及び湿度の測定を行い、塗装作業を行っていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 塗料を使用前に攪拌し、容器の塗料を均一な状態にしてから使用していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 鋼材表面及び被塗装面の汚れ、油類等を除去し塗装を行っていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 塗料の空缶管理について写真等で確実に空であることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 塗り残し、ながれ、しわ等がなく塗装されていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 溶接部、ボルトの接合部分、構造の複雑な部分について、必要な塗膜厚を確保していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 塗料の品質が出荷証明書、塗料成績表により、製造年月日、ロット番号、色彩、数量が確認できる。 <input type="checkbox"/> その他〔理由: 〕																																		
●判断基準 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">評価値</th> <th colspan="3">ばらつきで判断可能</th> <th rowspan="2">ばらつきで判断不可能</th> </tr> <tr> <th>50%以下</th> <th>80%以下</th> <th>80%を超える</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>90%以上</td> <td>a</td> <td>a'</td> <td>b</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td>75%以上90%未満</td> <td>a'</td> <td>b</td> <td>b'</td> <td>b'</td> </tr> <tr> <td>60%以上75%未満</td> <td>b</td> <td>b'</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> <tr> <td>60%未満</td> <td>b'</td> <td>c</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> </tbody> </table> <p>注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断が出来ない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する。</p> <p>① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)の値で評価する。 ③ 評価値(%) = 該当項目数() / 評価対象項目数() ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。</p>									評価値	ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能	50%以下	80%以下	80%を超える	90%以上	a	a'	b	b	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'	60%以上75%未満	b	b'	c	c	60%未満	b'	c	c	c
評価値	ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能																																
	50%以下	80%以下	80%を超える																																	
90%以上	a	a'	b	b																																
75%以上90%未満	a'	b	b'	b'																																
60%以上75%未満	b	b'	c	c																																
60%未満	b'	c	c	c																																

工事成績採点の検査項目の検査項目別運用表

考査項目	工種	a	a'	b	b'	c	d	e																												
3 出来形及び出来ばえ II 品質	トンネル工事	<input type="checkbox"/> 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。<判断基準参照> [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別紙一4参照。					<input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指導を行い改善された。	<input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。																												
		●評価対象項目 <input type="checkbox"/> コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質(強度・W/C、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等)が確認できる。 <input type="checkbox"/> コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。 <input type="checkbox"/> 圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 施工条件や気象条件に適した運搬時間、打設方法及び締固め方法が、定められた条件を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 吹付コンクリートの配合及びロックボルトの種別、規格が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 設計図書に定められた岩区分(支保工パターン含む)の境界を確認して施工を行っていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 坑内観察調査などについて、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 計測管理を日々行っており、その結果に基づいた施工を行っていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 金網の継ぎ目を15cm以上重ね合わせて施工していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 吹付コンクリートの施工にあたって、浮石等を除いた後に、吹付コンクリートの一層の厚さが15cm以下で地山と密着するよう施工していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 吹付コンクリートを打継ぎする場合は、吹付完了面を清掃した上、湿潤状態で施工していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> ロックボルトの定着長が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 防水工に防水シートを使用する場合は、ロックボルト等の突起物にモルタルや保護マット等で防護対策を行っていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 逆巻の場合において、側壁コンクリートとアーチコンクリートの打継目が同一線上で施工していないことが確認できる。 <input type="checkbox"/> その他〔理由: _____〕																																		
●判断基準 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">評価値</th> <th colspan="3">ばらつきで判断可能</th> <th rowspan="2">ばらつきで判断不可能</th> </tr> <tr> <th>50%以下</th> <th>80%以下</th> <th>80%を超える</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>90%以上</td> <td>a</td> <td>a'</td> <td>b</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td>75%以上90%未満</td> <td>a'</td> <td>b</td> <td>b'</td> <td>b'</td> </tr> <tr> <td>60%以上75%未満</td> <td>b</td> <td>b'</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> <tr> <td>60%未満</td> <td>b'</td> <td>c</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> </tbody> </table> <p>注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断が出来ない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する。</p> <p>① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)の値で評価する。 ③ 評価値(%) = 該当項目数() / 評価対象項目数() ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。</p>									評価値	ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能	50%以下	80%以下	80%を超える	90%以上	a	a'	b	b	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'	60%以上75%未満	b	b'	c	c	60%未満	b'	c	c	c
評価値	ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能																																
	50%以下	80%以下	80%を超える																																	
90%以上	a	a'	b	b																																
75%以上90%未満	a'	b	b'	b'																																
60%以上75%未満	b	b'	c	c																																
60%未満	b'	c	c	c																																

工事成績採点の検査項目の検査項目別運用表

考査項目	工種	a	a'	b	b'	c	d	e
3 出来形及び出来ばえ II 品質	植栽工事	<input type="checkbox"/> 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。<判断基準参照> [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別紙一4参照。					<input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指導を行い改善された。	<input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。
		<p>●評価対象項目</p> <input type="checkbox"/> 活着が促されるよう管理していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 樹木などに損傷、はちくずれ等がないよう保護養生を行っていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 樹木等の生育に害のある害虫等がないことが確認できる。 <input type="checkbox"/> 施工完了後、余剰枝の剪定、整形その他必要な手入れを行っていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 肥料が直接樹木の根に触れないよう均一に施肥していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 植生する樹木に応じて、余裕のある植穴を堀り植穴底部を耕していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 添木をぐらつきがないよう設置していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 樹名板を視認しやすい場所に据付けていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> その他〔理由: _____〕						

●判断基準

評価値	ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
	50%以下	80%以下	80%を超える	
90%以上	a	a'	b	b
75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
60%以上75%未満	b	b'	c	c
60%未満	b'	c	c	c

注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断が出来ない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する。

- ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
- ② 削除項目のある場合は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)の値で評価する。
- ③ 評価値(%) = 該当項目数() / 評価対象項目数()
- ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

工事成績採点の検査項目の検査項目別運用表

考査項目	工種	a	a'	b	b'	c	d	e																												
3 出来形及び出来ばえ II 品質	防護柵(網)・標識・区画線等 設置工事	<input type="checkbox"/> 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。<判断基準参照> [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別紙一4参照。					<input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指導を行い改善された。	<input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。																												
		●評価対象項目 <input type="checkbox"/> 防護柵設置要綱、視線誘導標設置基準、道路標識ハンドブック等の規定を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 防護柵等の床堀りの仕上がり面において、地山の乱れや不陸が生じないように施工していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 防護柵等の基礎工の施工にあたって、無筋及び鉄筋コンクリートの規定を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 防護柵等の支柱の施工にあたって、既設舗装面へ影響がないよう施工していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 基礎設置箇所について地盤の地耐力を把握して、施工していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 防護柵の支柱の根入長が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> ガードケーブルを支柱に取付ける場合、設計図書に定められた所定の張力を与えているのが確認できる。 <input type="checkbox"/> ガードケーブルの端末支柱を土中に設置する場合、打設したコンクリートが設計図書に定められた強度以上であることが確認できる。 <input type="checkbox"/> ペイント式(常温式)区画線に使用するシンナーの使用量が、10%以下であることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 区画線の厚さが見本等で設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 区画線施工後の昼間及び夜間の視認性が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 区画線の施工にあたって、設置路面の水分、泥、砂じん及びほこりを取り除いて行っていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 区画線を消去の場合、表示材(塗料)のみの除去となっており、路面への影響が最小限となっていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> ブライマーの施工にあたって、路面に均等に塗布していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 区画線の材料が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> その他〔理由: _____〕																																		
●判断基準 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">評価値</th> <th colspan="3">ばらつきで判断可能</th> <th rowspan="2">ばらつきで判断不可能</th> </tr> <tr> <th>50%以下</th> <th>80%以下</th> <th>80%を超える</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>90%以上</td> <td>a</td> <td>a'</td> <td>b</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td>75%以上90%未満</td> <td>a'</td> <td>b</td> <td>b'</td> <td>b'</td> </tr> <tr> <td>60%以上75%未満</td> <td>b</td> <td>b'</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> <tr> <td>60%未満</td> <td>b'</td> <td>c</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> </tbody> </table> <p>注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断が出来ない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する。</p> <p>① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)の値で評価する。 ③ 評価値(%) = 該当項目数() / 評価対象項目数() ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。</p>									評価値	ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能	50%以下	80%以下	80%を超える	90%以上	a	a'	b	b	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'	60%以上75%未満	b	b'	c	c	60%未満	b'	c	c	c
評価値	ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能																																
	50%以下	80%以下	80%を超える																																	
90%以上	a	a'	b	b																																
75%以上90%未満	a'	b	b'	b'																																
60%以上75%未満	b	b'	c	c																																
60%未満	b'	c	c	c																																

工事成績採点の検査項目の検査項目別運用表

考査項目	工種	a	a'	b	b'	c	d	e
3 出来形及び出来ばえ II 品質	電線共同溝工事	<input type="checkbox"/> 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。<判断基準参照> [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別紙一4参照。					<input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指導を行い改善された。	<input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。
		<p>●評価対象項目</p> <p><input type="checkbox"/> 指定材料の規格が、品質を証明する書類で確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> 管路の通過試験を行っており、試験結果から全箇所が導通していることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> プラント出荷時、現場到着時、舗設時等において、アスファルト混合物の温度管理が記録していることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> 特殊部の施工基面の支持力が、均等となるようにかつ不陸がないように仕上げていることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> 特殊部等の施工において、隣接する各ブロックに目違いによる段差及び蛇行等がないよう敷設していることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> 埋戻しにおいて、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> 舗装の復旧等が適時行われ、路面の沈下や不陸がなく平坦性を確保していることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> 管枕及び埋設シートの設置及び土被りが、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> 管設置において、それぞれの管の最小曲げ半径を満足していることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> その他〔理由: _____〕</p>						

●判断基準

評価値	ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
	50%以下	80%以下	80%を超える	
90%以上	a	a'	b	b
75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
60%以上75%未満	b	b'	c	c
60%未満	b'	c	c	c

注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断が出来ない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する。

- ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
- ② 削除項目のある場合は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)の値で評価する。
- ③ 評価値(%) = 該当項目数() / 評価対象項目数()
- ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

工事成績採点の検査項目の検査項目別運用表

考査項目	工種	a	a'	b	b'	c	d	e
3 出来形及び出来ばえ II 品質	維持工事 (清掃工、除草工、付属物工、除雪、応急処理等)	<p>●評価対象項目</p> <p><input type="checkbox"/> 使用する材料の品質・形状等が適切であり、かつ現場において材料確認を適宜・的確に行っていことが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> 構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> 監督職員の指示事項に対して、現地状況を勘案し、施工方法や構造についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> 緊急的な作業において、迅速かつ適切に対応していることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> 理由: _____.</p> <p><input type="checkbox"/> 理由: _____.</p> <p><input type="checkbox"/> 理由: _____.</p> <p><input type="checkbox"/> 理由: _____.</p> <p>●判断基準</p> <p>※ 該当項目が6項目以上.....a</p> <p>※ 該当項目が5項目a'</p> <p>※ 該当項目が4項目b</p> <p>※ 該当項目が3項目b'</p> <p>※ 該当項目が2項目以下.....c</p>				<p><input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指導を行い改善された。</p>		<p><input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。</p>

注 記載の4項目を必須の評価対象項目とし、この他に適宜項目を追加して評価するものとする。

ただし、評価対象項目は最大8項目とする。

工事成績採点の検査項目の検査項目別運用表

考査項目	工種	a	a'	b	b'	c	d	e
3 出来形及び出来ばえ II 品質	修繕工事 (橋脚補強、耐震補強、落橋防止等)	<p>●評価対象項目</p> <p><input type="checkbox"/> 使用する材料の品質・形状等が適切であり、かつ現場において材料確認を適宜・的確に行っていことが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> 構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> 監督職員の指示事項に対して、現地状況を勘案し、施工方法や構造についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> 施工後のメンテナンスに対する提言や修繕サイクル等を勘案した提案等を行っていることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> 理由: _____.</p> <p><input type="checkbox"/> 理由: _____.</p> <p><input type="checkbox"/> 理由: _____.</p> <p><input type="checkbox"/> 理由: _____.</p>				<p><input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指導を行い改善された。</p>		<p><input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。</p>

●判断基準

- ※ 該当項目が6項目以上.....a
- ※ 該当項目が5項目a'
- ※ 該当項目が4項目b
- ※ 該当項目が3項目b'
- ※ 該当項目が2項目以下.....c

注 記載の4項目を必須の評価対象項目とし、この他に適宜項目を追加して評価するものとする。

ただし、評価対象項目は最大8項目とする。

工事成績採点の考查項目の考查項目別運用表

【検査職員】

考査項目	工種	a	a'	b	b'	c	d	e
3 出来形及び出来ばえ II 品質	機械設備工事	優れている	bより優れている	やや優れている	cより優れている	他の評価に該当しない	<input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であつたため、監督職員が文書で指導を行い改善された。	<input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であつたため、検査職員が修補指示を行った。
		<p>●評価対象項目</p> <p><input type="checkbox"/> 材料、部品の品質照合の書類(現物照合)を整理し品質の確認ができる。</p> <p><input type="checkbox"/> 設備の機能及び性能が、承諾図書のとおり確保され、品質の確認ができる。</p> <p><input type="checkbox"/> 設計図書の仕様を踏まえた詳細設計を行い、承諾図書として提出していることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> 機器の機能及び性能に係わる成績書が整理され、品質の確認ができる。</p> <p><input type="checkbox"/> 溶接管理基準の品質管理項目について、品質管理書類を整理し品質の確認ができる。</p> <p><input type="checkbox"/> 塗装管理基準の品質管理項目について、品質管理書類を整理し品質の確認ができる。</p> <p><input type="checkbox"/> 操作制御設備について、操作スイッチや表示灯が承諾図書のとおり配置され、正常に作動することが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> 操作制御設備の安全装置及び保護装置の機能・性能確認試験について、試験書類を整理し品質の確認ができる。</p> <p><input type="checkbox"/> 小配管、電気配線、配管が承諾図書のとおり敷設していることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> 設備の取扱説明書を適切に作成していることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> 完成図書(取扱説明書)に部品等の点検及び交換方法について、まとめていることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> 機器の配置が点検しやすいことが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> 設備の構造や機器の配置について、交換頻度の高い部品等の交換作業が容易にできることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> 二次コンクリートの配合試験及び試験練りを実施し、試験成績表にまとめていることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> パレプ類の平時の状態を示すラベルなどが見やすい状態で表示していることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> 計器類に運転時の適用範囲を見やすく表示していることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> 回転部や高温部等の危険箇所に表示又は防護をしていることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> 構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> 現地状況を勘案し、施工方法等についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> その他[理由:]</p>						

工事成績採点の考查項目の考查項目別運用表

【検査職員】

考査項目	工種	a	a'	b	b'	c	d	e
3 出来形及び出来ばえ II 品質	電気設備工事	優れている	bより優れている	やや優れている	cより優れている	他の評価に該当しない	<input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指導を行い改善された。	<input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。
		<p>●評価対象項目</p> <p><input type="checkbox"/> 製作着手前に、品質や性能の確保に係る技術検討が実施していることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> 材料・部品の品質照合の結果が品質保証書等(現物照合を含む)で確認でき、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> 機器の品質、機能及び性能が設計図書を満足して、成績表にまとめられていることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> 操作スイッチや表示灯が承諾図書のとおり配置され、操作性に優れていることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> ケーブル及び配管の接続などの作業が、施工計画書に記載された手順に沿って行われ、不具合がないことが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> 設備の機能及び性能が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> 操作制御関係の機能及び性能が、設計図書の仕様を満足しているとともに、必要な安全装置及び保護装置の作動が確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> 設備の総合性能が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> 現場条件によって機器(製品)の機能及び性能が確認できない場合において、工場試験などで確認していることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> 設備全体についての取扱説明書を適切に作成(修繕(改造・更新含む))の場合は、修正又は更新)していることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> 完成図書で定期的な点検や交換を要する部品及び箇所を明示していることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> 設備の構造において、点検や消耗品の取替え作業が容易にできることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> 障害、災害発生を想定した代替機能、迂回などのフェールセーフ機能を現地試験等で確認している。</p> <p><input type="checkbox"/> 設備の耐震設計について、受注者自らが確認、精査したことが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> その他〔理由: _____]</p> <p>●判断基準</p> <p>評価値が90%以上a</p> <p>評価値が80%以上90%未満.....a'</p> <p>評価値が70%以上80%未満.....b</p> <p>評価値が60%以上70%未満.....b'</p> <p>評価値が60%未満c</p> <p>① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)の値で評価する。 ③ 評価値(%) = 該当項目数() / 評価対象項目数() ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。</p>						

工事成績採点の検査項目の検査項目別運用表

考査項目	工種	a	a'	b	b'	c	d	e
3 出来形及び出来ばえ II 品質	通信設備工事・受変電設備工事	優れている	bより優れている	やや優れている	cより優れている	他の評価に該当しない	<input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であつたため、監督職員が文書で指導を行い改善された。	<input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であつたため、検査職員が修補指示を行った。
		<p>●評価対象項目 電気</p> <p><input type="checkbox"/> 設計図書に定められている品質管理を実施していることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> 材料及び構成部品の品質及び形状について、設計図書等と適合が確認できる証明書等を整備していることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> 材料の品質照合の結果が、品質保証書等(現物照合を含む)で確認でき、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> 設備、機器の品質、機能及び性能が、成績等で確認でき、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> ケーブル及び配管の接続などの作業が、施工計画書に記載された手順に沿って行われ、不具合がないことが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> 設備全体としての運転性能が所定の能力を満足していることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> 完成図書において、設備の機能並びに性能及び操作方法が容易に判別できる資料を整備していることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> 完成図書において、単体品の製造年月日及び製造者が判別できる資料を整備していることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> 設備全体及び各機器において、設計図書に規定した品質及び性能を工場試験記録により確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> 設備全体についての取扱説明書を適切に作成していることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> 完成図書で定期的な点検や交換を要する部品及び箇所を明示していることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> 設備の構造において、点検や消耗品の取替え作業が容易にできることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> 障害、災害発生を想定した代替機能、迂回などのフェールセーフ機能を現地試験等で確認している。</p> <p><input type="checkbox"/> 設備の耐震設計について、受注者自らが確認、精査したことが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> その他〔理由: _____〕</p> <p>●判断基準 評価値が90%以上a 評価値が80%以上90%未満.....a' 評価値が70%以上80%未満.....b 評価値が60%以上70%未満.....b' 評価値が60%未満c</p> <p>① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)の値で評価する。 ③ 評価値(%) = 該当項目数() / 評価対象項目数() ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。</p>						

工事成績採点の考查項目の考查項目別運用表

【検査職員】

考査項目	工種	〈A〉	a	a'	b	b'	c	d	e
			優れている	bより優れている	やや優れている	cより優れている	他の評価に該当しない		
3 出来形及び出来ばえ	上記以外の工事 浚渫工事							<input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指導を行い改善された。	<input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。
II 品質			<p>●評価対象項目</p> <p><input type="checkbox"/> 理由:現地状況を勘索し、施工方法や構造についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> 理由:緊急的な作業において、迅速かつ適切に対応していることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> 理由:周辺の構造物に影響がないように施工していることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> 理由:河積阻害がないよう施工していることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> 理由:</p> <p><input type="checkbox"/> 理由:</p> <p><input type="checkbox"/> 理由:</p>						
			<p>●判断基準</p> <p>※ 該当項目が90%以上a ※ 該当項目が80%以上90%未満.....a' ※ 該当項目が70%以上80%未満.....b ※ 該当項目が60%以上70%未満.....b' ※ 該当項目が60%未満c</p> <p>なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。</p>						

工事成績採点の考查項目の考查項目別運用表

【検査職員】

考査項目	工種		a	a'	b	b'	c	d	e																							
3 出来形及び出来ばえ II 品質	上記以外の工事 (情報ボックス等) 又は合併工事	〈A〉	優れている	bより優れている	やや優れている	cより優れている	他の評価に該当しない	<input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指導を行い改善された。	<input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。																							
		〈B〉	<input type="checkbox"/> 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。<判断基準参照> [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別紙一4参照。																													
<p>●評価対象項目</p> <p><input type="checkbox"/> 理由: <input type="checkbox"/> 理由:</p> <p>●判断基準</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>〈A〉 対象工事がばらつきによる評価が不適切な工事</p> <p>ex) 取壊し工等</p> <p>※ 該当項目が90%以上 a ※ 該当項目が80%以上90%未満..... a' ※ 該当項目が70%以上80%未満..... b ※ 該当項目が60%以上70%未満..... b' ※ 該当項目が60%未満 c</p> <p>なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>〈B〉 対象工事がばらつきによる評価が適切な工事</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">評価値</th> <th colspan="3">ばらつきで判断可能</th> </tr> <tr> <th>50%以下</th> <th>80%以下</th> <th>80%を超える</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>90%以上</td> <td>a</td> <td>a'</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td>75%以上90%未満</td> <td>a'</td> <td>b</td> <td>b'</td> </tr> <tr> <td>60%以上75%未満</td> <td>b</td> <td>b'</td> <td>c</td> </tr> <tr> <td>60%未満</td> <td>b'</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> </tbody> </table> <p>① 削除項目のある場合は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)の値で評価する。 ② 評価値(%) = 該当項目数() / 評価対象項目数() ③ 評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。</p> </div>										評価値	ばらつきで判断可能			50%以下	80%以下	80%を超える	90%以上	a	a'	b	75%以上90%未満	a'	b	b'	60%以上75%未満	b	b'	c	60%未満	b'	c	c
評価値	ばらつきで判断可能																															
	50%以下	80%以下	80%を超える																													
90%以上	a	a'	b																													
75%以上90%未満	a'	b	b'																													
60%以上75%未満	b	b'	c																													
60%未満	b'	c	c																													

工事成績採点の考查項目の考查項目別運用表

考査項目	工種	a 優れている	b やや優れている	c 他の評価に該当しない	d 劣っている
3 出来形及び出来ばえ	コンクリート構造物工事	●評価対象項目 <input type="checkbox"/> コンクリート構造物の表面状態が良い。 <input type="checkbox"/> コンクリート構造物の通りが良い。 <input type="checkbox"/> 天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。 <input type="checkbox"/> クラックがない。 <input type="checkbox"/> 漏水がない。 <input type="checkbox"/> 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当5項目以上.....a 該当4項目.....b 該当3項目.....c 該当2項目以下.....d	
III 出来ばえ	砂防構造物工事				
	トンネル工事				
	土工事 (盛土・築堤工事等)	●評価対象項目 <input type="checkbox"/> 仕上げが良い。 <input type="checkbox"/> 通りが良い。 <input type="checkbox"/> 天端及び端部の仕上げが良い。 <input type="checkbox"/> 構造物へのすりつけなどが良い。 <input type="checkbox"/> 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当4項目以上.....a 該当3項目.....b 該当2項目.....c 該当1項目以下.....d	
	切土工事	●評価対象項目 <input type="checkbox"/> 規定された勾配が確保されている。 <input type="checkbox"/> 切土法面の施工にあたって、法面の浮き石が除去されているなど、適切に施工されている。 <input type="checkbox"/> 法面勾配の変化部について、干渉部を設けるなど適切に施工されている。 <input type="checkbox"/> 滞水などによる施工面の損傷が発生しないよう処理が行われている。 <input type="checkbox"/> 関係構造物等との取り合いが設計図書を満足するよう施工されている。 <input type="checkbox"/> 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当5項目以上.....a 該当4項目.....b 該当3項目.....c 該当2項目以下.....d	
	護岸・根固・水制工事	●評価対象項目 <input type="checkbox"/> 通りが良い。 <input type="checkbox"/> 材料のかみ合わせがよく、クラックがない。 <input type="checkbox"/> 天端及び端部の仕上げが良い。 <input type="checkbox"/> 既設構造物とのすりつけが良い。 <input type="checkbox"/> 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当4項目以上.....a 該当3項目.....b 該当2項目.....c 該当1項目以下.....d	
	鋼橋工事	●評価対象項目 <input type="checkbox"/> 表面に補修箇所がない。 <input type="checkbox"/> 部材表面に傷及び錆がない。 <input type="checkbox"/> 溶接に均一性がある。 <input type="checkbox"/> 塗装に均一性がある。 <input type="checkbox"/> 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当4項目以上.....a 該当3項目.....b 該当2項目.....c 該当1項目以下.....d	

工事成績採点の考查項目の考查項目別運用表

考査項目	工種	a 優れている	b やや優れている	c 他の評価に該当しない	d 劣っている
3 出来形及び出来ばえ	地すべり防止工事	<ul style="list-style-type: none"> ●評価対象項目 <input type="checkbox"/> 地山との取り合いが良い。 <input type="checkbox"/> 天端、端部の仕上げが良い。 <input type="checkbox"/> 施工管理記録などから不可視部分の出来ばえの良さが伺える。 <input type="checkbox"/> 全体的な美観が良い。 		<ul style="list-style-type: none"> ●判断基準 該当3項目以上.....a 該当2項目.....b 該当1項目.....c 該当項目なし.....d 	
III 出来ばえ	舗装工事	<ul style="list-style-type: none"> ●評価対象項目 <input type="checkbox"/> 舗装の平坦性が良い。 <input type="checkbox"/> 構造物の通りが良い。 <input type="checkbox"/> 端部処理が良い。 <input type="checkbox"/> 構造物へのすりつけ等が良い。 <input type="checkbox"/> 雨水処理が良い。 <input type="checkbox"/> 全体的な美観が良い。 		<ul style="list-style-type: none"> ●判断基準 該当5項目以上.....a 該当4項目.....b 該当3項目.....c 該当2項目以下.....d 	
	法面工事	<ul style="list-style-type: none"> ●評価対象項目 <input type="checkbox"/> 通りが良い。 <input type="checkbox"/> 植生、吹付等の状態が均一である。 <input type="checkbox"/> 端部処理が良い。 <input type="checkbox"/> 全体的な美観が良い。 		<ul style="list-style-type: none"> ●判断基準 該当3項目以上.....a 該当2項目.....b 該当1項目.....c 該当項目なし.....d 	
	基礎工事(地盤改良等を含む)	<ul style="list-style-type: none"> ●評価対象項目 <input type="checkbox"/> 土工関係の仕上げが良い。 <input type="checkbox"/> 通りが良い。 <input type="checkbox"/> 端部及び天端の仕上げが良い。 <input type="checkbox"/> 施工管理記録などから不可視部分の出来ばえの良さが伺える。 <p>※地盤改良はb評価以下とする。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ●判断基準 該当3項目以上.....a 該当2項目.....b 該当1項目.....c 該当項目なし.....d 	
	コンクリート橋上部工事	<ul style="list-style-type: none"> ●評価対象項目 <input type="checkbox"/> コンクリート構造物の表面状態が良い。 <input type="checkbox"/> コンクリート構造物の通りが良い。 <input type="checkbox"/> 天端及び端部の仕上げが良い。 <input type="checkbox"/> 支承部の仕上げが良い。 <input type="checkbox"/> クラックがない。 <input type="checkbox"/> 全体的な美観が良い。 		<ul style="list-style-type: none"> ●判断基準 該当5項目以上.....a 該当4項目.....b 該当3項目.....c 該当2項目以下.....d 	

工事成績採点の考查項目の考查項目別運用表

考査項目	工種	a 優れている	b やや優れている	c 他の評価に該当しない	d 劣っている
3 出来形及び出来ばえ III 出来ばえ	塗装工事 (工場塗装を除く)	<ul style="list-style-type: none"> ●評価対象項目 <input type="checkbox"/> 塗装の均一性が良い。 <input type="checkbox"/> 細部まできめ細かな施工がされている。 <input type="checkbox"/> 補修箇所がない。 <input type="checkbox"/> ケレンの施工状況が良好である。 <input type="checkbox"/> 全体的な美観が良い。 		<ul style="list-style-type: none"> ●判断基準 該当4項目以上.....a 該当3項目.....b 該当2項目.....c 該当1項目以下.....d 	
	植栽工事	<ul style="list-style-type: none"> ●評価対象項目 <input type="checkbox"/> 樹木の活着状況が良い。 <input type="checkbox"/> 支柱の取り付けがきめ細かく施工がされている。 <input type="checkbox"/> 支柱の取り付けが堅固である。 <input type="checkbox"/> 全体的な美観が良い。 		<ul style="list-style-type: none"> ●判断基準 該当3項目以上.....a 該当2項目.....b 該当1項目.....c 該当項目なし.....d 	
	防護柵(網)工事	<ul style="list-style-type: none"> ●評価対象項目 <input type="checkbox"/> 通りが良い。 <input type="checkbox"/> 端部処理が良い。 <input type="checkbox"/> 部材表面に傷及び錆がない。 <input type="checkbox"/> 既設構造物等とのすりつけが良い。 <input type="checkbox"/> きめ細やかに施工されている。 <input type="checkbox"/> 全体的な美観が良い。 		<ul style="list-style-type: none"> ●判断基準 該当5項目以上.....a 該当4項目.....b 該当3項目.....c 該当2項目以下.....d 	
	標識工事	<ul style="list-style-type: none"> ●評価対象項目 <input type="checkbox"/> 設置位置に配慮がある。 <input type="checkbox"/> 標識板の向き並びに角度及びその支柱の通りが良い。 <input type="checkbox"/> 標識板の支柱に変色がない。 <input type="checkbox"/> 支柱基礎が入念に埋め戻されている。 <input type="checkbox"/> 全体的な美観が良い。 		<ul style="list-style-type: none"> ●判断基準 該当4項目以上.....a 該当3項目.....b 該当2項目.....c 該当1項目以下.....d 	
	区画線工事	<ul style="list-style-type: none"> ●評価対象項目 <input type="checkbox"/> 塗料の塗布が均一である。 <input type="checkbox"/> 視認性が良い。 <input type="checkbox"/> 接着状態が良い。 <input type="checkbox"/> 施工前の清掃が入念に実施されている。 <input type="checkbox"/> 全体的な美観が良い。 		<ul style="list-style-type: none"> ●判断基準 該当4項目以上.....a 該当3項目.....b 該当2項目.....c 該当1項目以下.....d 	

工事成績採点の考查項目の考查項目別運用表

考査項目	工種	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
3 出来形及び出来ばえ III 出来ばえ	機械設備工事	<p>●評価対象項目</p> <input type="checkbox"/> 主設備、関連設備及び操作制御設備が全体的に統制されており、運転操作性が良い。 <input type="checkbox"/> きめ細かな施工がなされている。 <input type="checkbox"/> 土木構造物、既設設備等とのすりつけが良い。 <input type="checkbox"/> 溶接、塗装、組立等にあたって、細部に渡る配慮がなされている。 <input type="checkbox"/> 全体的な美観が良い。	<p>●判断基準</p> 該当4項目以上.....a 該当3項目.....b 該当2項目.....c 該当1項目以下.....d		
	電気設備工事	<p>●評価対象項目</p> <input type="checkbox"/> きめ細やかな施工がなされている。 <input type="checkbox"/> 公共物として、安全性の確保、環境及び維持管理等への配慮がなされている。 <input type="checkbox"/> 動作状態において、電気的及び機械的な異常がなく、総合的な機能及び運用性が良い。 <input type="checkbox"/> ケーブル等の接続方法及び収納状況が適切である。 <input type="checkbox"/> 操作、保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。 <input type="checkbox"/> 全体的な美観が良い。	<p>●判断基準</p> 該当5項目以上.....a 該当4項目.....b 該当3項目.....c 該当2項目以下.....d		
	維持修繕工事	<p>●評価対象項目</p> <input type="checkbox"/> 小構造物等にも注意が払われている。 <input type="checkbox"/> きめ細かな施工がなされている。 <input type="checkbox"/> 既設構造物とのすりつけが良い。 <input type="checkbox"/> 全体的な美観が良い。	<p>●判断基準</p> 該当3項目以上.....a 該当2項目.....b 該当1項目.....c 該当項目なし.....d		
	電線共同溝工事	<p>●評価対象項目</p> <input type="checkbox"/> 歩道及び車道の舗装(含、仮復旧舗装)の勾配が適切で、有害な段差がなく平坦性が確保されている。 <input type="checkbox"/> プレキャストコンクリートブロックの蓋に、がたつきや不要な隙間が生じていない。 <input type="checkbox"/> 施工管理記録などから、不可視部分の出来ばえの良さが伺える。 <input type="checkbox"/> 全体的な美観が良い。	<p>●判断基準</p> 該当3項目以上.....a 該当2項目.....b 該当1項目.....c 該当項目なし.....d		
	通信設備工事 受変電設備工事	<p>●評価対象項目</p> <input type="checkbox"/> 主設備、関連設備等にきめ細かな施工がされている。 <input type="checkbox"/> 公共物として、安全性の確保、環境及び維持管理等への配慮がなされている。 <input type="checkbox"/> 動作状態において、電気的及び機械的な異常がなく、総合的な機能や運用性が良い。 <input type="checkbox"/> 当該設備及び関連設備が全体的に協調及び統制され、総合的な性能向上への配慮がなされている。 <input type="checkbox"/> 操作、保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。 <input type="checkbox"/> 全体的な美観が良い。	<p>●判断基準</p> 該当5項目以上.....a 該当4項目.....b 該当3項目.....c 該当2項目以下.....d		

工事成績採点の考查項目の考查項目別運用表

考査項目	工種	a 優れている	b やや優れている	c 他の評価に該当しない	d 劣っている
3 出来形及び出来ばえ	上記以外の工事 浚渫工事	●評価対象項目 <input type="checkbox"/> 理由: 小構造物等にも注意が払われている。 <input type="checkbox"/> 理由: きめ細かな施工がなされている。 <input type="checkbox"/> 理由: 既設構造物とのすりつけが良い。 <input type="checkbox"/> 理由: 仕上げが良い。 <input type="checkbox"/> 理由: 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当4項目以上.....a 該当3項目.....b 該当2項目.....c 該当1項目以下.....d	
III 出来ばえ		※ 評価対象項目で評価を行う。ただし、評価対象項目は最大5項目とする。			
	上記以外の工事 又は合併工事	●評価対象項目 <input type="checkbox"/> 理由: <input type="checkbox"/> 理由: <input type="checkbox"/> 理由: <input type="checkbox"/> 理由: <input type="checkbox"/> 理由:		●判断基準 該当4項目以上.....a 該当3項目.....b 該当2項目.....c 該当1項目以下.....d	
		※ 評価対象項目で評価を行う。ただし、評価対象項目は最大5項目とする。			

工事成績採点の検査項目別運用表の記入方法及び留意事項

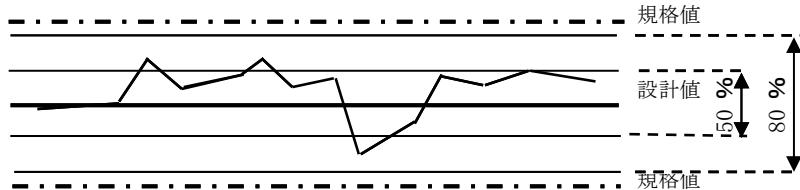
別紙一4

出来形及び品質のばらつきの考え方

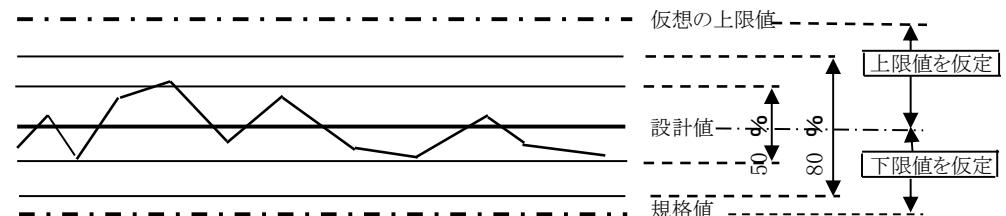
[管理図の場合]

(上・下限値がある場合)

①ばらつきが50%以下と判断できる例



(下限値のみの場合)

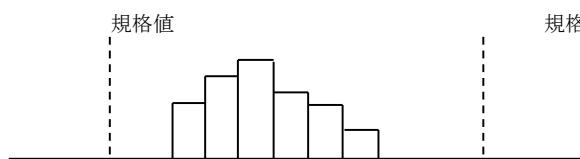


②ばらつきが80%以下と判断できる例

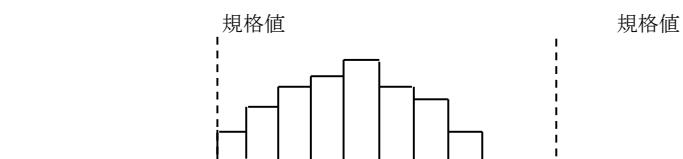


[度数表又は、ヒストグラムの場合]

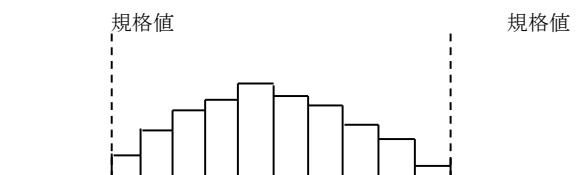
ばらつきが小さい



ばらついている



ばらつきが大きい



「施工プロセス」のチェックリスト

別紙-5【1】

1 工事名 工事名
2 工期 令和 年 月 日～令和 年 月 日
3 施工業者 施工業者

事業課
主任監督員
担当監督員

①「施工プロセス」チェックリストは、共通仕様書、契約書等に基づき、施工に必要なプロセスが適切に施工されているかを監督職員等が確認する。

②チェック欄では、書類もしくは現場等で確認した月日、及びその内容がOKであれば□にレマークを記入し、OKでなければ、備考欄に改善通知、改善指示及びその是正状況等を記入する。

工期内に行う契約変更後とする。

「施工プロセス」のチェックリスト

別紙-5【2】

考 査 目	細 別	確 認 項 目	チ エ ッ ク リ ス ト 一 覧 表	(チェックの目安)	チ エ ッ ク 時 期 (指 示 事 項)							備 考 (改善通知、改善指示及びその是正状況等)
					着 手 前	施 工 中					完 成 時	
1 施 工 体 制	II 配 置 技 術 者 ／ 現 場 代 理 人 ・ 監 理 技 術 者 ・ 主 任 技 術 者 等	○ 現 場 代 理 人 ○ 専 門 技 術 者 の 配 置 ○ 作 業 主 任 者 の 選 任 ○ 監 理 技 術 者 (主任技術者) の 専 任 制 ○ 現 場 技 術 者 ○ 下 請 負 者 の 把 握	・現場代理人は、現場に常駐している。 ・現場代理人は、監督職員との連絡調整及び対応を書面で行っている。	(施工時 1回／月程度)		(/) <input type="checkbox"/>						
			・専門技術者を専任し、配置している。	(施工計画時、 施工時適宜)		(/) <input type="checkbox"/>						
			・作業主任者を選任し、配置している。	(施工計画時、 施工時適宜)		(/) <input type="checkbox"/>						
			・資格者証の内容を確認した。	(着手前)		(/) <input type="checkbox"/>						
			・配置予定技術者、通知による監理技術者、施工体制台帳に記載された監理技術者と監理技術者証に記載された技術者及び本人が同一であった。(監理技術者補佐を配置する場合は、監理技術者補佐についても同様の確認をする)	(着手前)		(/) <input type="checkbox"/>						
			・監理技術者(監理技術者補佐を配置する場合は、監理技術者補佐についても同様の確認をする)が現場に常駐していた。不在の場合は適切な施工ができる体制を確保していた。	(施工時 1回／月程度)		(/) <input type="checkbox"/>						
			・施工計画や工事に係る工程、技術的事項を把握し、主体的に関わっていた。	(施工時 打合せ時)		(/) <input type="checkbox"/>						
			・施工に先立ち、創意工夫又は提案をもって工事を進めている。	(施工時適宜)		(/) <input type="checkbox"/>						
			・監督職員との対応が適切である。	(施工時適宜)		(/) <input type="checkbox"/>						
			・下請負者が京都市の工事指名競争参加資格者である場合には、指名停止期間中でない。	(施工時適宜)		(/) <input type="checkbox"/>						
2 施 工 状 況	I 施 工 管 理	○ 設 計 図 書 の 照 査 等	・契約書第20条第1項第1号から第4号に係わる設計図書の照査を行っている。	(着手前、 施工時適宜)		(/) <input type="checkbox"/>						
			・現場との相違事実がある場合、その事実が確認できる資料を書面により提出して確認を受けた。	(着手前、 施工時適宜)		(/) <input type="checkbox"/>						
		○ 施 工 計 画 書	・施工(変更を含む)に先立ち、提出した。	(着手前、変更時)		(/) <input type="checkbox"/>						
			・記載内容と現場施工方法と一致している。	(施工時適宜)		(/) <input type="checkbox"/>						
			・記載内容と現場施工体制が一致している。	(施工時適宜)		(/) <input type="checkbox"/>						
			・記載内容が、設計図書・現場条件等を反映している。	(着手前、変更時)		(/) <input type="checkbox"/>						
		○ 施 工 管 理 · 工 事 材 料 管 理 · 出 来 形 、 品 質 管 理	・京都市建設局電子納品実施要領(案)に基づく協議時期が適切である。	(着手時、検査前)								(/) <input type="checkbox"/>
			・工事材料の資料の整理及び確認がされ、管理している。	(施工時適宜)		(/) <input type="checkbox"/>						
			・品質管理確保のための対策など施工に関する工夫を書面で確認できる。	(施工時適宜)		(/) <input type="checkbox"/>						
			・日常の出来形、品質管理が書面にて確認できる。	(施工時適宜)		(/) <input type="checkbox"/>						
			・特記仕様書等に定められた事項や独自の取り組み又、地域等より評価されるものがある。	(施工時適宜)		(/) <input type="checkbox"/>						
		○ 檢 査 (確 認 を 含 む) 及 び 立 会 い 等 の 調 整	・監督員の立会いにあたって、あらかじめ立会願いを提出している。	(施工時適宜)		(/) <input type="checkbox"/>						
			・段階確認の確認時期が、適切である。	(施工時適宜)		(/) <input type="checkbox"/>						
		○ 工 事 の 着 手	・工事着手を確認した(特記仕様書に工事に着手すべき期日について定めがある場合は、その期日までに工事着手したことを確認した)。	(着手時)		(/) <input type="checkbox"/>						

「施工プロセス」のチェックリスト

別紙-5【3】

2 工 事 関 係 書 類

工事関係書類の様式一覧

様式番号	様式名	発行者名	宛名	提出部数	提出先	発行時期	発行根拠・備考
51	監督員通知書	市長	受注者	1	現場代理人	速やかに	契11条1項、3項 決定者：所属長
52	監督員変更通知書	市長	受注者	1	現場代理人	速やかに	契11条1項、3項 決定者：所属長
53	工事の中止通知書	市長	受注者	1	現場代理人	速やかに (請負者との協議不要)	契22条1、2項、 仕1-1-1-15条1項、2項 決定者：所属長
54	中止解除の通知書	市長	受注者	1	現場代理人	速やかに (請負者との協議不要)	契22条1、2項、 仕1-1-1-15条1項、2項 決定者：所属長
55	請負代金等の変更（協議開始日）通知書	市長	受注者	1	現場代理人	乙の意見を聴いた後に	契26条2項、27条2項、 33条2項、各条項 決定者：所属長
56	損害発生（調査結果）通知書	市長	受注者	1	現場代理人	速やかに	契32条2項 決定者：所属長
57	工事関係者に関する措置要求書	監督職員	受注者	1	現場代理人	現場にて	契14条1項、2項 決定者：所属長
58	臨機の措置指示書	監督職員	受注者	1	現場代理人	現場にて	契29条3項 決定者：所属長
59-1	破壊確認指示書（監督職員用）	監督職員	受注者	1	現場代理人	現場にて	契19条2項 決定者：所属長
59-2	破壊検査指示書（検査職員用）	検査職員	受注者	1	現場代理人	現場にて	契34条5項 決定者：所属長
60	改造・修補工事指示書	監督職員	受注者	1	現場代理人	現場にて	契19条1項 決定者：所属長
61	手直し工事指示書	検査職員	受注者	1	現場代理人	その場にて	契34条6項、 仕1-1-1-22条5項 決定者：所属長
62	中間検査日通知書 (現場・工場等派遣と併用)	市長	受注者	1	現場代理人	速やかに	仕3-1-1-8条5項 決定者：所属長
63	中間検査調書 (現場・工場等派遣と併用)	監督職員 検査職員	—	1	—	検査時に	事48条
64	中間検査結果通知書 (現場・工場等派遣と併用)	市長	受注者	1	現場代理人	検査後速やかに	契40条4項
65	工場等派遣中間検査復命書	監督職員 検査職員	市長	1	所属長	出張後速やかに	

工事関係書類の様式一覧

様式番号	様式名	発行者名	宛名	提出部数	提出先	発行時期	発行根拠・備考
66	既済部分検査日通知書 (既済部分検査(指定部分)等と併用)	市長	受注者	1	現場代理人	速やかに	契40条3項、41条1項、47条から56条、 仕1-1-1-23条6項、3-1-1-8条2項 決定者：所属長
67	既済部分検査調書 (既済部分検査(指定部分)等と併用)	監督職員 検査職員	—	1	—	検査時に	事48条
68	既済部分検査結果通知書 (既済部分検査(指定部分)等と併用)	市長	受注者	1	現場代理人	検査後速やかに	契40条4項
69	完成検査日通知書	市長	受注者	1	現場代理人	速やかに	契34条2項、 仕1-1-1-22条3項 決定者：所属長
70	完成検査調書	監督職員 検査職員	—	1	—	検査時に	事48条
71	完成検査結果通知書	市長	受注者	1	現場代理人	検査後速やかに	契34条2項
71 (別表)	項目別評定点表	市長	受注者	1	現場代理人	様式71に添えて	契34条2項
72	完成検査報告書	建設局長	行財政局長	1	契約課	完成検査後写し1部を速やかに	
73	現場中間検査・既済部分(部分引渡し)検査の成績採点表	監督職員 検査職員	—	1	—	検査時に	事48条
74-1	完成検査の成績採点表 [既済部分(部分引渡し)検査がない場合]	監督職員 検査職員	—	1	—	検査時に	事48条
74-2	完成検査の成績採点表 [既済部分(部分引渡し)検査(現場中間検査を兼ねる場合も含む)がある場合]	監督職員 検査職員	—	1	—	検査時に	事48条
74-2 別表	既済部分(部分引渡し)検査・完成検査の評定点合算表	監督職員 検査職員	—	1	—	検査時に	事48条
75	総合評価方式履行指示書	市長	受注者	1	現場代理人	口頭注意後で、履行されない時	京都市建設局総合評価方式ガイドライン 決定者：所属長
76	統括安全衛生管理義務者指名通知書	市長	指名した者	1	現場代理人	工事着手時または工事中に指名の必要が生じた時	安衛法30条2項 仕1-1-1-28条16項 決定者：所属長
77	統括安全衛生管理義務者の指名について(お知らせ)	市長	指名した者以外の 特定元方事業者	1	現場代理人	工事着手時または工事中に指名の必要が生じた時	安衛法30条2項 仕1-1-1-28条16項 決定者：所属長

注1：「発行根拠・備考」欄の「契」は、「請負契約書」の略である。

2：「同」欄の「仕」は、「共通仕様書」の略である。

3：「同」欄の「事」は、「京都市契約事務規則」の略である。

4：「同」欄の「安衛法」は、「労働安全衛生法」の略であり、同法対象工事が提出の対象である。

5：「同」欄の「決定者：所属長」は、文書管理システムの決定者のことである。

監 督 員 通 知 書

受注者

○ ○ ○ ○ 様

京都市長 ○ ○ ○ ○
事業課(所)
担当監督員
]

契約書第11条第1項若しくは第3項に基づき下記のとおり通知します。

記

1 工 事 名

2 工 事 場 所

3 置いた監督職員

- 総括監督員・職氏名
- 主任監督員・職氏名
- 担当監督員・職氏名
- 担当監督員・職氏名

4 各監督職員の権限は共通仕様書1-1-1-2条のとおり

5 上記の担当監督員の内、委託契約を締結した管理技術会社に監督の権限の一部を委任した場合
の監督職員の氏名及び権限内容

注： 内には、該当する項目にレを記入すること。

令和 年 月 日

監督員変更通知書

受注者

○ ○ ○ ○ 様

京都市長 ○ ○ ○ ○
事業課(所)
担当監督員

]

変更があったので契約書第11条第1項若しくは第3項に基づき下記のとおり通知します。

記

1 工事名

2 工事場所

3 変更があった日 令和 年 月 日

4 変更があった監督職員

- 総括監督員・職氏名
- 主任監督員・職氏名
- 担当監督員・職氏名
- 担当監督員・職氏名

5 各監督職員の権限は共通仕様書1-1-1-2条のとおり

6 上記の担当監督員の内、委託契約を締結した管理技術会社に監督の権限の一部を委任した場合
の監督職員の氏名及び権限内容

注： 内には、該当する項目にレを記入すること。

令和 年 月 日

工事の中止通知書

受注者

○ ○ ○ ○ 様

京都市長 ○ ○ ○ ○
事業課(所)
担当監督員]

契約書第22条 第1項
 第2項 に基づき下記のとおり工事を中止することを通知します。

記

1 工事名

2 工事場所

3 中止理由

注: 内には、該当する項目にレを記入すること。

様式54

令和 年 月 日

中止解除の通知書

受注者

○ ○ ○ ○ 様

京都市長 ○ ○ ○ ○
事業課(所)
担当監督員

]

契約書第22条に基づく工事の中止について下記のとおり解除することを通知します。

記

1 工事名

2 工事場所

3 解除理由

令和 年 月 日

請負代金額等の変更（協議開始日）通知書

受注者

 ○ ○ ○ ○ 様

京都市長

事業課(所)

担当監督員

 ○ ○ ○ ○

]

- | | |
|--|--|
| <input type="checkbox"/> 特許権等の使用に伴って（第10条） | <input type="checkbox"/> 支給材料及び貸与品の品質又は数量の変更に伴って（第17条第6項） |
| <input type="checkbox"/> 甲の責による改造・破壊等に伴って（第19条第1項） | <input type="checkbox"/> 条件変更に基づく設計図書の訂正又は変更に伴って（第20条第4項） |
| <input type="checkbox"/> 設計図書の変更の必要が生じたことに伴って（第21条） | <input type="checkbox"/> 工事の一時中止に伴って（第22条） |
| <input type="checkbox"/> 工期の短縮の必要が生じたことに伴って（第25条第1項） | <input type="checkbox"/> 賃金・材料・物価変動及びインフレに伴って（第28条第1、6、8項） |
| <input type="checkbox"/> 臨機の措置に伴って（第29条第1、3項） | <input type="checkbox"/> 一般的損害に伴って（第30条ただし書） |
| <input type="checkbox"/> 天災、不可抗力による損害に伴って（第32条第2項） | <input type="checkbox"/> その他に伴って（その他の条項） |
|
 | |
| <input type="checkbox"/> 工期若しくは請負代金を変更（第26条第2項及び第27条第2項） | <input type="checkbox"/> 請負代金額を変更（第27条第2項） |
| <input type="checkbox"/> 請負代金額の増額に代えて設計図書を変更（第33条第2項） | |

したいので、その内容に関する協議のため、下記のとおり通知します。

記

- 1 工事名
- 2 工事場所
- 3 協議開始日 令和 年 月 日
- 4 変更したい内容

- | | |
|--|---------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 請負代金額を減額して、 | <input type="checkbox"/> 工期を除く設計内容を変更 |
| <input type="checkbox"/> 請負代金額を増額して、 | <input type="checkbox"/> 工期のみ変更 |
| <input type="checkbox"/> 請負代金額増額の全部に代えて、 | <input type="checkbox"/> 工期を含む設計内容を変更 |
| <input type="checkbox"/> 請負代金額増額の一部に代えて、 | |
| <input type="checkbox"/> 請負代金額を変更せず、 | |

注： 内には、該当する項目にレを記入すること。

令和 年 月 日

損害発生（調査結果）通知書

受注者

○ ○ ○ ○ 様

京都市長
事業課(所)
担当監督員
○ ○ ○ ○

]

契約書第32条第2項に基づき下記のとおり通知します。

記

1 工事名

2 工事場所

3 調査結果及び措置

様式57

工事関係者に関する措置要求書				
工事名				
工事場所				
受注者				
現場代理人氏名				
主任技術者又は監理技術者氏名				
事業課(所)監督職員・職氏名				
要求日	令和 年 月 日			
<input type="checkbox"/> 第1項 契約書第14条に基づき下記のとおり必要な措置を採ることを請求します。 <input type="checkbox"/> 第2項				
要求内容及びその理由				

完了確認	完了日		現場代理人	主任技術者又は監理技術者
	令和 年 月 日			
	所属長	担当課長	総括監督員	主任監督員

注1：受注者は、本票を受理した後、当該請求に係る措置を講じ、完了した後に確認欄のそれぞれに記名（署名または押印含む）し、発注者へ提出すること。

2：受注者は、本票の請求があったときは、当該請求についての対応方法を決定し、その結果を、請求を受けた日から10日以内に打合簿にて発注者へ通知すること。

3：発注者は、完了を確認したときは、直ちに本票の確認欄のそれぞれに記名（署名または押印含む）の後、受注者へ発行する（これの写しを発注者側にて保存する。）こと。

様式58

臨機の措置指示書	
工事名	
工事場所	
受注者	
現場代理人氏名	
主任技術者又は監理技術者氏名	
事業課(所)監督職員・職氏名	
指示日	令和 年 月 日
契約書第29条第3項に基づき下記のとおり指示します。	
指示内容	

完了確認	完了日		現場代理人	主任技術者又は監理技術者
	令和 年 月 日			
	所属長	担当課長	総括監督員	主任監督員

注1：受注者は、本票を受理した後、直ちに臨機の措置を講じ、完了した時は、本票の確認欄のそれぞれに記名（署名または押印含む）し、発注者へ提出すること。

2：発注者は、完了を確認したときは、直ちに本票の確認欄のそれぞれに記名（署名または押印含む）の後、受注者へ発行する（これの写しを発注者側にて保存する。）こと。

様式59-1

破壊検査指示書（監督職員用）	
工事名	
工事場所	
受注者	
現場代理人氏名	
主任技術者又は監理技術者氏名	
事業課（所）監督職員・職氏名	
指示日	令和 年 月 日
契約書第19条第2項に基づき下記のとおり指示します。	
指示内容	

様式59-2

破壊検査指示書（検査職員用）	
工事名	
工事場所	
受注者	
現場代理人氏名	
主任技術者又は監理技術者氏名	
事業課（所）監督職員・職氏名	
検査職員・職氏名	
指示日	令和 年 月 日
契約書第34条第5項に基づき下記のとおり指示します。	
指示内容	

様式60

改造・修補工事指示書	
工事名	
工事場所	
受注者	
現場代理人氏名	
主任技術者又は監理技術者氏名	
事業課(所)監督職員・職氏名	
指示日	令和 年 月 日
契約書第19条第1項に基づき下記のとおり指示します。	
指示内容	
(改造・修補工事期限 令和 年 月 日)	

完了確認	完了日		現場代理人	主任技術者又は監理技術者
	令和 年 月 日			
	所属長	担当課長	総括監督員	主任監督員

注1：受注者は、本票を受理した後、工事期限日までに改造・修補工事を完了させ、完了したときは、直ちに本票に完了日を記入するとともに、確認欄のそれぞれに記名（署名または押印含む）し、発注者へ提出すること。

2：発注者は、完了を確認したときは、直ちに本票の確認欄のそれぞれに記名（署名または押印含む）の後、受注者へ発行する（これの写しを発注者側にて保存する。）こと。

様式61

手 直 し 工 事 指 示 書	
工 事 名	
工 事 場 所	
受 注 者	
現 場 代 理 人 氏 名	
主任技術者又は監理技術者氏名	
公 共 施 設 管 理 者	
事業課(所) 監督職員・職氏名	
検査職員・職氏名	
指 示 日	令和 年 月 日
契約書第34条第6項及び共通仕様書1-1-1-21条5項に基づき下記のとおり指示します。	
指 示 内 容	
(手直し工事期限 令和 年 月 日)	

完了 確認	完 了 日			現場代理人		主任技術者又は監理技術者	
	令和 年 月 日						
	監理検査課長	検査職員	所属長	担当課長	総括監督員	主任監督員	担当監督員

注1：受注者は、本票を受理した後、工事期限日までに手直し工事を完了させ、完了した時は、直ちに確認欄のそれぞれに記名（署名または押印含む）し、発注者へ提出すること。

2：発注者は、完了を確認したときは、直ちに確認欄のそれぞれに記名（署名または押印含む）し、本票を監理検査課へ提出すること。

3：検査職員は、完了を確認したときは、直ちに確認欄のそれぞれに記名（署名または押印含む）し、本票を監督職員へ送付する（これの写しを監理検査課にて保存する。）こと。

4：監督職員は、すべての手続きが完了したときは、本表を受注者へ発行する（これの写しを発注者側にて保存する。）こと。

5：各事業課(所)の職員が検査職員の場合は、必要箇所を訂正して使用すること。

令和 年 月 日

中間検査日通知書

受注者

○ ○ ○ ○ 様

京都市長 ○ ○ ○ ○
事業課(所)
担当監督員

□ (現場中間検査)

を行うので下記のとおり共通仕様書 3-1-1-8 条 5 項に基づき通知します。

□ (工場等派遣中間検査)

記

1 工事名

2 工事場所

3 検査日 令和 年 月 日

4 検査開始時間

□ 午前 時 分より
□ 午後 時 分より

注 : □ 内には、該当する項目に ✓ を記入すること。

<input type="checkbox"/> (現 場) <input type="checkbox"/> (工場等派遣)		中間検査調書						
令和 年 度				補 助 • 单 独				
工 事 名								
工 事 場 所								
工 事 種 別 (主工種)								
当初(変更)請負金額	¥	工 期 (契約工期)	自 (始期日)	令和 年 月 日	至 (終期日)	令和 年 月 日		
当初(変更)契約年月日	令和 年 月 日	受注者 住 所 氏 名	(法人にあっては、事務所の所在地、名称及び代表者名を記入)					
事業課(所) 担当監督員・職名・氏名		現場代理人氏名	主任技術者又は 監理技術者氏名					
主任監督員・職名・氏名								
総括監督員・職名・氏名		中間検査内容						
これまでの中間検査・ 既済部分検査の確認日 (成績採点したもののみ記入)	第1回(令和 年 月 日) 第3回(令和 年 月 日)	第2回(令和 年 月 日) 第4回(令和 年 月 日)	<small>第1回目の検査のときは、第1回目の検査年月日は記入不用であり、第2回目の検査のときは、 第1回目の年月日を記入し、第2回目の検査年月日は記入不用である。以下同じとする。</small>					
上記の工事について、中間検査を行った結果、設計図書のとおりできていることを確認したので、京都市契約事務規則第48条に基づき本調書を作成するとともに、受注者に対し、契約書に基づき通知する。								
中間検査 の年月日	(検査日)令和 年 月 日 (完了確認日)令和 年 月 日	手直し工事指示書の添付				有・無		
検査職員 職名・氏名		監理検査課長 氏名		担当課長 氏名				
評定点小計	点	検査記事						
工事成績								

注1:太線枠欄以外は監督職員が記入し、太線枠欄は検査職員が記入すること。

2: [] 内には、該当する項目にレを記入すること。

3:各「職名・氏名」欄には、それぞれに記名すること。

4:「評定点小計」欄は、別紙「中間・既済部分検査の成績採点表」の当該「評定点」数値を転記すること。ただし、「工場等派遣中間検査」の場合は、「-」を表示する。

5:「工事成績」欄は、評定点小計が18点以上は「特に優秀」、17~16点は「優秀」、15~14点は「良好」、13~12点は「普通」、11~10点は「やや不良」、9点以下は「不良」と表示すること。ただし、工場等派遣中間検査の場合は「合格」、「不合格」を表示する。

6:当該検査終了後においては、各事業課(所)にて本調書を保存し、受注者に対し、別紙「通知書」を発行すること。

7:各事業課(所)の職員が当該検査の検査職員の場合は、「監理検査課長 氏名」を「所属長 氏名」に訂正し、担当課長がない場合は「担当課長 氏名」の欄を抹消すること。

令和 年 月 日

 (現 場)
 (工場等派遣)

中間検査結果通知書

受注者

○ ○ ○ ○ 様

京都市長 ○ ○ ○ ○

貴社が受注した工事について、下記のとおり検査結果を通知します。

記

令和 年 度	補助・単独	検査年月日	令和 年 月 日
工事名			
工事場所			
工事種別 (主工種)			
当初(変更) 請負金額	¥	工 期 (契約工期)	自 (始期日) 令和 年 月 日 至 (終期日) 令和 年 月 日
当初(変更) 契約年月日	令和 年 月 日		
中間検査内容			
検査結果			
検査職員 職名・氏名			

注: 内には、該当する項目にレを記入すること。

令和 年 月 日

工場等派遣中間検査復命書

京都市長 ○ ○ ○ ○ 様

検査職員
所属()
職名()
氏名(印)

下記のとおり出張しましたので別紙を添えて復命します。

出張(検査)年月日	令和 年 月 日	監理検査課長 氏名
出張(検査)場所		担当課長 氏名
出張(検査)内容		課長補佐・事務担当係長 氏名
工事名		事務担当係員 氏名
工事場所		
監督職員所属・職氏名		

令和 年 月 日

既 濟 部 分 檢 查 日 通 知 書

受注者

○ ○ ○ ○ 様

京都市長 ○ ○ ○ ○

事業課(所)

担当監督員

)

第 40 条 第 3 項 (部 分 払、出来形部分検査)第 40 条 第 3 項 (部 分 払、工事材料検査)契約書 第 41 条 第 1 項 (部分引渡し、指定部分検査)について共通仕様書 1-1-1-22第 47 条から第 56 条 (其 の 他 の 檢 査)

条6項に基づき下記のとおり通知します。

記

1 工 事 名

2 工 事 場 所

3 檢 査 日 令和 年 月 日

4 檢査開始場所

()

5 檢査開始時間

()

注: 内には、該当する項目にレを記入すること。

様式67

<input type="checkbox"/> 部分払、出来形部分、 <input type="checkbox"/> 部分引渡し、指定部分	<input type="checkbox"/> 部分払、工事材料、 <input type="checkbox"/> その他の				
既済部分検査調書					
令和 年 度		補 助 ・ 单 独			
工 事 名					
工 事 場 所					
工 事 種 別 (主 工 種)					
当初(変更)請負金額	¥	工 期 (契約工期)	自 (始期日) 令和 年 月 日		
当初(変更) 契約年月日	令和 年 月 日		至 (終期日) 令和 年 月 日		
出 来 高 率	%	受 注 者 住 所 氏 名	(法人にあつては、事務所の所在地、名称及び代表者名を記入)		
出 来 高 額	¥		現場代理人氏名	主任技術者又は 監理技術者氏名	
事 業 課 (所) 担当監督員・職名・氏名		既済部分検査内容			
主任監督員・職名・氏名					
総括監督員・職名・氏名					
これまでの中間検査・ 既済部分検査の確認日 (成績採点したもののみ記入)	第1回 (令和 年 月 日) 第3回 (令和 年 月 日)	第2回 (令和 年 月 日) 第4回 (令和 年 月 日)	〔 第1回目の検査のときは、第1回目の検査年月日は記入不用であり、第2回目の検査のときは、 第1回目の年月日を記入し、第2回目の検査年月日は記入不用である。以下同じとする。〕		
上記の工事について、既済部分検査を行った結果、設計図書のとおりできていることを確認したので、京都市契約事務規則第48条に基づき本調書を作成するとともに、受注者に対し、契約書に基づき通知する。					
既 済 部 分 検 査 の 年 月 日	(検査日) 令和 年 月 日 (完了確認日) 令和 年 月 日	手直し工事指示書の添付		有・無	
検 査 職 員 職 名 ・ 氏 名			監理検査課長 氏名	担当課長 氏名	
評 定 点 小 計	点	検査記事			
工 事 成 績					

注1：太線枠欄以外は監督職員が記入し、太線枠欄は検査職員が記入すること。

2 : 内には、該当する項目にレを記入すること。

3 : 各「職名・氏名」欄には、それぞれに記名すること。

4 : 「評定点小計」欄は、「-」を表示すること。ただし、既済部分検査(部分引渡し)の場合は、別紙「中間・既済部分検査の成績採点表」の当該「評定点」数値を転記する。

5 : 「工事成績」欄は、「合格」、「不合格」を表示すること。ただし、既済部分検査(部分引渡し)の場合は、評定点小計が18点以上は「特に優秀」、17~16点は「優秀」、15~14点は「良好」、13~12点は「普通」、11~10点は「やや不良」、9点以下は「不良」と表示する。

6 : 当該検査終了後においては、各事業課(所)にて本調書を保存し、受注者に対し、別紙「通知書」を発行すること。

7 : 各事業課(所)の職員が当該検査の検査職員の場合は、「監理検査課長氏名」を「所属長氏名」に訂正し、担当課長がない場合は「担当課長氏名」の欄を抹消すること。

様式68

令和 年 月 日

既 済 部 分 檢 查 結 果 通 知 書

受注者

○ ○ ○ ○ 様

京都市長 ○ ○ ○ ○

貴社が受注した工事について、下記のとおり検査結果を通知します。

記

令和 年度	補助・単独	検査年月日	令和 年 月 日
工 事 名			
工 事 場 所			
工 事 種 別 (主 工 種)			
当初(変更)請負金額	¥	工 期 (契約工期)	自 (始期日) 令和 年 月 日
当初(変更)契約年月日	令和 年 月 日		至 (終期日) 令和 年 月 日
既済部分検査内容			
検 査 結 果			
検 査 職 員 職名・氏名			

令和 年 月 日

完 成 檢 査 日 通 知 書

受注者

○ ○ ○ ○ 様

京都市長 ○ ○ ○ ○

〔 事業課(所)
担当監督員 〕

共通仕様書1-1-1-21条3項に基づき下記のとおり通知します。

記

1 工 事 名

2 工 事 場 所

3 檢 査 日 令和 年 月 日

4 検査開始場所

〔 〕

5 検査開始時間

〔 午 前 時 分より
 午 後 時 分より 〕

注： 内には、該当する項目にレを記入すること。

様式 70

完 成 檢 查 調 書					工事番号	
					契約番号	
令和 年度	補助・単独	完成通知書提出日	令和 年 月 日	遅延日数(終期日の翌日より)		日
工事名						
工事場所						
工事種別 (主工種)						
当初請負金額	¥		工 期 (契約工期)	自 (始期日)	令和 年 月 日	
当初契約年月日	令和 年 月 日			至 (終期日)	令和 年 月 日	
変更(最終)請負金額	¥		工 期 (実施工期)	自 (始期日)	令和 年 月 日	
変更(最終)契約年月日	令和 年 月 日			至 (終期日)	令和 年 月 日	
事業課(所) 担当監督員・職名・氏名			受注者 住 所 氏 名	(法人にあっては、事務所の所在地、名称及び代表者名を記入)		
主任監督員・職名・氏名						
総括監督員・職名・氏名			現場代理人氏名			主任技術者又は 監理技術者氏名
これまでの中間検査・ 既済部分検査の確認日	第1回(令和 年 月 日) 第2回(令和 年 月 日) 第3回(令和 年 月 日) 第4回(令和 年 月 日) 第5回(令和 年 月 日)					
上記の工事について、完成検査を行った結果、設計図書のとおりできていることを確認したので、京都市契約事務規則第48条に基づき本調書を作成するとともに、受注者に対し、契約書に基づき通知する。						
完 成 檢 查 の 年 月 日	(検査日) 令和 年 月 日 (完了確認日) 令和 年 月 日		手直し工事指示書の添付			有・無
検査職員 職名・氏名				監理検査課長 氏名	担当課長 氏名	
評 定 点	点	検査記事				
工 事 成 績						

注1：本調書に、完成検査の採点表、中間段階の各調書及び各採点表を添えて提出すること。

2：太線枠欄以外は監督職員が記入し、太線枠欄は検査職員が記入すること。

3：各「職名・氏名」欄には、それぞれに記名すること。

4：「評定点」欄は、別紙「完成検査の成績採点表」の「評定点合計」数値を転記すること。

5：「工事成績」欄は、評定点が90点以上は「特に優秀」、89~80点は「優秀」、79~70点は「良好」、69~60点は「普通」、59~50点は「やや不良」、49点以下は「不良」と表示すること。

6：当該検査終了後においては、各事業課(所)にて本調書を保存し、受注者に対し、別紙「通知書」を発行すること。

7：各事業課(所)の職員が当該検査の検査職員の場合は、「監理検査課長氏名」を「所属長氏名」に訂正し、担当課長がない場合は「担当課長氏名」の欄を抹消すること。

令和 年 月 日

完 成 檢 查 結 果 通 知 書

受注者

○ ○ ○ ○ 様

京都市長 ○ ○ ○ ○

貴社が受注した工事について、下記のとおり検査結果を通知します。

なお、評定点に疑問があるときは、その疑問の旨を付して、この書面を受けた日から起算して14日（「休日」を含む。）以内に、書面により説明を求めることができます。

回答は書面により郵送します。

記

				契約番号				
令和 年度	補助・単独	検査年月日	令和 年 月 日	遅延日数(終期日の翌日より) 日				
工事名								
工事場所								
工事種別 (主工種)								
当初請負金額	¥		工 期	自 (始期日)	令和 年 月 日			
当初契約年月日	令和 年 月 日		(契約工期)	至 (終期日)	令和 年 月 日			
変更(最終) 請負金額	¥		工 期	自 (着手日)	令和 年 月 日			
変更(最終) 契約年月日	令和 年 月 日		(実施工期)	至 (完成日)	令和 年 月 日			
京都市建設局 週休2日工事 達成内容	□対象	□月単位の週休2日	□通期の週休2日	□未達成(4週8休未満)				
	□対象外							
京都市建設局 ICT活用工事 試行内容	□発注者指定型	実 施	工 种					
	□受注者希望型	□有 □無	施工プロセス	□① □② □③ □④ □⑤				
	□対象外	□有 □無	※実施有であっても対象外の工事は、ICT活用工事の試行を証明するものでない。					
検査結果								
評定点	点 (項目別評定点は別表のとおり)							
検査職員 職名・氏名								
説明を求める 書面の送付先	所 在 地							
	担当課(所)名							
手続等の 問い合わせ先	建設局 建設企画部 監理検査課	TEL (075-222-3548)						

項目別評定点表

(工事名)

(受注者名)

項目	細別	評定点	満点
1. 施工体制	施工体制一般	3.3	3.3
	配置技術者	4.1	4.1
2. 施工状況	施工管理	13.0	13.0
	工程管理	8.1	8.1
	安全対策	8.8	8.8
	対外関係	3.7	3.7
3. 出来形及び出来ばえ	出来形	14.9	14.9
	品質	17.4	17.4
	出来ばえ	8.5	8.5
4. 工事特性 (加点のみ)	施工条件等への対応	7.3	7.3
5. 創意工夫 (加点のみ)	创意工夫	5.7	5.7
6. 社会性等 (加点のみ)	地域への貢献度	5.2	5.2
7. 法令遵守等(減点のみ)		0	—
評定点合計		100	／100点

細目別評定点採点表

(工事名)

(受注者名)

考查項目	細別	()	①担当監督員	()	②主任監督員	()	③総括監督員	()	④検査職員	細目別評定点	満点
1. 施工体制	施工体制一般	1.0	()×0.2+1.6=	1.0	()×0.2+1.3=					3.3	3.3
	配置技術者	3.0	()×0.2+1.6=	3.0	()×0.2+1.3=					4.1	4.1
2. 施工状況	施工管理	4.0	()×0.2+1.6=	4.0	()×0.2+1.3=			5.0	()×0.4+6.5=	13.0	13.0
	工程管理	4.0	()×0.2+1.6=	4.0	()×0.2+1.3=	2.0	()×0.2+3.2=			8.1	8.1
	安全対策	5.0	()×0.2+1.6=	5.0	()×0.2+1.3=	3.0	()×0.2+3.3=			8.8	8.8
	対外関係	2.0	()×0.2+1.6=	2.0	()×0.2+1.3=					3.7	3.7
3. 出来形 及び 出来ばえ	出来形	4.0	()×0.2+1.5=	4.0	()×0.2+1.3=			10.0	()×0.4+6.5=	14.9	14.9
	品質	5.0	()×0.2+1.6=	5.0	()×0.2+1.3=			15.0	()×0.4+6.5=	17.4	17.4
	出来ばえ							5.0	()×0.4+6.5=	8.5	8.5
4. 工事特性	施工条件等 への対応					20.0	()×0.2+3.3=			7.3	7.3
5. 創意工夫	創意工夫			14.0	()×0.2+2.9=					5.7	5.7
6. 社会性等	地域への貢献度					10.0	()×0.2+3.2=			5.2	5.2
7. 法令遵守等						0.0	-()×1.0=			0	—
		18.6			21.4			20.0			40.0 評定点合計
											100 /100点

令和 年 月 日

完 成 檢 查 報 告 書

行 財 政 局 長 様

建 設 局 長

工事請負契約書第34条第1項に基づき受注者から完成通知があった工事について完成検査を行った結果、下記のとおり完成したことを確認しましたので報告します。

記

年 度	令和 年度	契 約 番 号	
工 事 名			
工 事 場 所			
受 注 者			
検査年月日	令和 年 月 日		
検査結果			
評定点		点	

※予算混合工事等一本の工事で複数の契約番号がある場合は、契約番号をすべて記入して下さい。

現場中間検査・既済部分(部分引渡し)検査の成績採点表

事業課(所、室)

工事名											受注者名											
工事場所																						
考査項目	(中間・既済) 令和 年 月 日										検査職員 氏名	(中間・既済) 令和 年 月 日										
細別	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	
1 施工体制	施工体制一般																					
	配置技術者																					
2 施工状況	施工管理	+5.0		+2.5		0	-7.5	-15	+5.0		+2.5		0	-7.5	-15	+5.0		+2.5		0	-7.5	-15
	工程管理																					
	安全対策																					
	対外関係																					
3 出来形及び品質	出来形	+10	+7.5	+5.0	+2.5	0	-10	-20	+10	+7.5	+5.0	+2.5	0	-10	-20	+10	+7.5	+5.0	+2.5	0	-10	-20
	出来ばえ	+15	+12	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25	+15	+12	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25	+15	+12	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25
	出来ばえ	+5.0		+2.5		0	-5.0		+5.0		+2.5		0	-5.0		+5.0		+2.5		0	-5.0	
4 工事特性	施工条件等への対応																					
5 創意工夫	創意工夫																					
6 社会性等	地域への貢献等																					
加減点合計(2+3)	±	点	±	点	±	点	±	点	±	点	±	点	±	点	±	点	±	点	±	点	±	
評定点(65±加減点合計)	①	点	①	点	①	点	①	点	①	点	①	点	①	点	①	点	①	点	①	点	①	
評定点小計=①×0.2	※1	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	
n 平均評定点 Xn=ΣXj = ※2 n j=1	第	回	現場中間検査	第	回	現場中間検査	第	回	現場中間検査	第	回	現場中間検査	第	回	現場中間検査	第	回	現場中間検査	第	回	現場中間検査	
			点			点			点			点			点			点			点	

※1 評定点小計は評定点(65±加減点合計)に0.2を乗じ、小数第二位を四捨五入し、小数第一位まで記入する。

※2 平均評定点は現場中間検査のみ実施した過去の評定点を含めた平均とし、小数第二位を四捨五入し、小数第一位まで記入する。既済部分検査(部分引渡し)を実施した場合は、平均評定点の欄を抹消する。

完成検査の成績採点表

事業課(所、室)

工事名											受注者名																	
工事場所											完成通知年月日	令和 年 月 日																
考査項目	担当監督員					主任監督員					総括監督員					(現場中間) 検査結果		検査職員										
考査項目	細別	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	一	a	a'	b	b'	c	d	e		
1 施工体制	施工体制一般	+1.0	+0.5	0	-5.0	-10	+1.0	+0.5	0	-5.0	-10								別									
	配置技術者	+3.0	+1.5	0	-5.0	-10	+3.0	+1.5	0	-5.0	-10																	
2 施工状況	施工管理	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10								紙	+5.0	+2.5	+2.5	0	-7.5	-15			
	工程管理	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10	+2.0	+1.0		0	-7.5	-15											
	安全対策	+5.0	+2.5	0	-5.0	-10	+5.0	+2.5	0	-5.0	-10	+3.0	+1.5		0	-7.5	-15	の										
	対外関係	+2.0	+1.0	0	-2.5	-5.0	+2.0	+1.0	0	-2.5	-5.0																	
3 出来形及び出来ばえ	出来形	+4.0	+2.0	0	-2.5	-5.0	+4.0	+2.0	0	-2.5	-5.0								と	+10	+7.5	+5.0	+2.5	0	-10	-20		
	品質	+5.0	+2.5	0	-2.5	-5.0	+5.0	+2.5	0	-2.5	-5.0								+15	+12	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25			
	出来ばえ																		お	+5.0	+2.5	0	-5.0					
4 工事特性	施工条件等への対応※2											+20.0	～	0														
5 創意工夫	创意工夫※3						+14	～	0										り									
6 社会性等	地域への貢献等											+10	+7.5	+5.0	+2.5	0			～									
加減点合計(1+2+3+4+5+6)		± 点					± 点					± 点					± 点					± 点						
評定点(65点±加減点合計)		① ± 点					② ± 点					③ ± 点					④ ± 点		⑤ ± 点					± 点				
評定点小計		①×0.2 点					②×0.2 点					③×0.2 点					(現場中間)が2回以上の場合は平均値		現場中間検査があった場合 : ⑤×0.2 現場中間検査がなかった場合 : ⑤×0.4 点					± 点				
7 法令遵守等	※7																											
総合評価技術提案		※7															履行 不履行 対象外											
監督職員所見※5		担当監督員					主任監督員					総括監督員					9 評定点合計※8					(評定点小計の和-7 法令遵守等)点						

※1 評定点小計は評定点(65点±加減点合計)に0.2~0.4を乗じ、小数第二位を四捨五入し、小数第一位まで記入する。

※2 工事特性は、当該工事特有の難度の高い条件(構造物の特殊性、特殊な技術、都市部等の作業環境・社会条件、厳しい自然・地盤条件、長期工事における安全確保等)に対して適切に対応したことを評価する項目である。評価に際しては、主任監督員からの報告を受けて総括監督員が評価するものとする。

※3 創意工夫は、工事特性のような難度を伴わない工事において、企業の工夫やノウハウにより特筆すべき便益があった場合に評価する項目である。

※4 4、5、6は加点評価のみとする。

※5 監督職員所見は必ず記載する。

※6 考査項目ごとの採点は、担当監督員、主任監督員は別紙-1【1】～別紙-1【14】の項目、総括監督員は別紙-2【1】～別紙-2【4】の項目、検査職員は別紙-3【1】～別紙-3【34】の項目により採点を行う。検査職員による完成検査の評価に先立ち担当監督員、主任監督員、総括監督員が記入する。

※7 法令遵守等及び総合評価技術提案の評価は総括監督員が行い、減点評価のみとする。技術提案の履行が確認できない場合は、『不履行』を選択する。

※8 評定点合計は、小数第一位を四捨五入し、整数とする。

様式 74-2 [既済部分(部分引渡し)検査(現場中間検査を兼ねる場合も含む)がある場合]

完 成 検 査 の 成 績 採 点 表

事業課(所、室)

工事名											受注者名											
工事場所											完成通知年月日	令和 年 月 日										
考査項目		担当監督員					主任監督員					総括監督員					(現場中間・既済) 検査結果		検査職員			
考査項目	細別	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	(別紙 【様式 74-2別表】 のとおり)	(別紙 【様式 74-2別表】 のとおり)		
1 施工体制	施工体制一般	+1.0	+0.5	0	-5.0	-10	+1.0	+0.5	0	-5.0	-10											
	配置技術者	+3.0	+1.5	0	-5.0	-10	+3.0	+1.5	0	-5.0	-10											
2 施工状況	施工管理	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10											
	工程管理	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10	+2.0		+1.0		0	-7.5	-15				
	安全対策	+5.0	+2.5	0	-5.0	-10	+5.0	+2.5	0	-5.0	-10	+3.0		+1.5		0	-7.5	-15				
	対外関係	+2.0	+1.0	0	-2.5	-5.0	+2.0	+1.0	0	-2.5	-5.0											
3 出来形及び出来ばえ	出来形	+4.0	+2.0	0	-2.5	-5.0	+4.0	+2.0	0	-2.5	-5.0											
	品質	+5.0	+2.5	0	-2.5	-5.0	+5.0	+2.5	0	-2.5	-5.0											
	出来ばえ																					
4 工事特性	施工条件等への対応	※2										+20.0	～	0								
5 創意工夫	創意工夫	※3										+14	～	0								
6 社会性等	地域への貢献等											+10	+7.5	+5.0	+2.5	0						
加減点合計(1+2+3+4+5+6)		± 点					± 点					± 点										
評定点(65点±加減点合計)		① 点					② 点					③ 点										
評定点小計	※1	①×0.2 点					②×0.2 点					③×0.2 点										
7 法令遵守等	※1																					
総合評価技術提案	※1											履行 不履行 対象外										
監督職員所見	※5	担当監督員					主任監督員					総括監督員					9 評定点合計※8 (評定点小計の和-7 法令遵守等)					

※1 評定点小計は評定点(65点±加減点合計)に0.2~0.4を乗じ、小数第二位を四捨五入し、小数第一位まで記入する。

※2 工事特性は、当該工事特有の難度の高い条件(構造物の特殊性、特殊な技術、都市部等の作業環境・社会条件、厳しい自然・地盤条件、長期工事における安全確保等)に対して適切に対応したことを評価する項目である。評価に際しては、主任監督員からの報告を受けて総括監督員が評価するものとする。

※3 創意工夫は、工事特性のような難度を伴わない工事において、企業の工夫やノウハウにより特筆すべき便益があった場合に評価する項目である。

※4 4、5、6は加点評価のみとする。

※5 監督職員所見は必ず記載する。

※6 考査項目ごとの採点は、担当監督員、主任監督員は別紙-1【1】～別紙-1【14】の項目、総括監督員は別紙-2【1】～別紙-2【4】の項目、検査職員は別紙-3【1】～別紙-3【34】の項目により採点を行う。検査職員による完成検査の評価に先立ち担当監督員、主任監督員、総括監督員が記入する。

※7 法令遵守等及び総合評価技術提案の評価は総括監督員が行い、減点評価のみとする。技術提案の履行が確認できない場合は、『不履行』を選択する。

※8 評定点合計は、小数第一位を四捨五入し、整数とする。

様式 74-2 別表

既済部分（部分引渡し）検査・完成検査の評定点合算表

工事名								受注者名										
工事場所								完成通知年月日	令和 年 月 日									
考査項目		完成検査 (現場中間・既済部分(部分引渡し)以外)							現場中間検査 (既済部分(部分引渡し)検査を兼ねない場合)			既済部分(部分引渡し)検査 (現場中間検査を兼ねる場合も含む)						
考査項目	細別	a	a'	b	b'	c	d	e	採用値(平均値)	第1回	第2回	第1回	第2回	第3回				
1 施工体制	施工体制一般								(別紙【様式7-3】のとおり)	(別紙【様式7-3】のとおり)	(別紙【様式7-3】のとおり)	(別紙【様式7-3】のとおり)	(別紙【様式7-3】のとおり)	(別紙【様式7-3】のとおり)				
	配置技術者																	
2 施工状況	施工管理	+5.0		+2.5		0	-7.5	-15	(別紙【様式7-3】のとおり)	(別紙【様式7-3】のとおり)	(別紙【様式7-3】のとおり)	(別紙【様式7-3】のとおり)	(別紙【様式7-3】のとおり)	(別紙【様式7-3】のとおり)				
	工程管理																	
	安全対策																	
	対外関係																	
3 出来形及び出来ばえ	出来形	+10	+7.5	+5.0	+2.5	0	-10	-20	(別紙【様式7-3】のとおり)	(別紙【様式7-3】のとおり)	(別紙【様式7-3】のとおり)	(別紙【様式7-3】のとおり)	(別紙【様式7-3】のとおり)	(別紙【様式7-3】のとおり)				
	品質	+15	+12	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25										
	出来ばえ	+5.0		+2.5		0	-5.0											
4 工事特性	施工条件等への対応																	
5 創意工夫	創意工夫																	
6 社会性等	地域への貢献等																	
加減点合計(1+2+3+4+5+6)		± 点																
評定点(65点±加減点合計)		① 点				② (現場中間) が2回以上の場合は平均値 点 点 点			③ 点 点 点			③ 点 点 点						
評定点平均値(現場中間検査と完成検査) ※1 ④ = (①+②) / 2		④ 点																
検査金額構成比 ※2																		
評定点小計(検査職員のみ) ※3 ③×検査金額構成比×0.4, ④×検査金額構成比×0.4																		
評定点合計(検査職員のみ)		点																

※1 評定点平均値は現場中間検査と完成検査の評定点の平均値であり、小数第二位を四捨五入し、小数第一位まで記入する。

※2 検査金額構成比とは、最終請負金額から各検査対象(既済部分(部分引渡し)検査・完成検査)に相応する金額割合を指し、小数第三位を四捨五入し、小数第二位まで記入する。

※3 評定点小計は評定点(65点±加減点合計)に検査金額構成比、0.4を乗じ、小数第二位を四捨五入し、小数第一位まで記入する。

令和 年 月 日

総合評価方式履行指示書

受注者

○ ○ ○ ○ 様

京都市長
事業課(所)
担当監督員
○ ○ ○ ○

]

京都市建設局総合評価方式ガイドラインに基づき、総合評価方式の下記提案内容について、速やかに履行するよう指示します。

記

1 工事名

2 工事場所

3 提案内容

統括安全衛生管理義務者指名通知書

様

京都市長 ○ ○ ○ ○

(担当 建設局○○部○○課(所))

労働安全衛生法第30条第2項の規定に基づき、貴社を同条第1項に規定する措置を講ずべき者（統括安全衛生管理義務者）として指名したので通知します。労働安全衛生法の規定に基づき、労働災害防止のために適正な対応をしてください。

なお、その期間は特別の通知のない限り工事契約完了までとします。

1 工 事 名

2 工 事 場 所

3 工 期 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで

4 同一現場で実施される工事（貴社で実施する工事を含む）

工事種別 (主工種)	工事名	受注業者名 (契約済の場合)

令和 年 月 日

統括安全衛生管理義務者の指名について（お知らせ）

様

京都市長 ○ ○ ○ ○

(担当 建設局○○部○○課(所))

労働安全衛生法第30条第2項の規定に基づき、下記の施工業者を同条第1項に規定する措置を講ずべき者（統括安全衛生管理義務者）として指名したのでお知らせします。労働安全衛生法の規定に基づき、本現場内での労働災害防止のためにご協力をお願いします。

なお、その期間は特別の通知のない限り工事契約完了までとします。

1 指名した施工業者

2 上記施工業者の請け負う工事の名称

3 工 事 場 所

4 上記工事の工期 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで

5 同一現場で実施される工事（貴社で実施する工事を含む）

工事種別 (主工種)	工事名	受注業者名 (契約済の場合)

完成検査に必要な工事関係書類一覧表【受注者用】

令和6年8月

工事名						受注者名			
分類	作成時期	提出書類	様式	根拠法令等	提出	提示	電子検査対象	備考	
1 契約関係	着手前	□ 現場代理人等通知書・変更通知書及び経歴書	○	契12条、特記	○	○	○	・資格者証、雇用証明を添付 変更した場合も提出	
		□ 工事工程表	○	契3条、共仕3-1-1-2	○	○	○	・変更した場合も提出	
		□ 請負代金内訳書	○	契3条、共仕3-1-1-1	○	○	○	・法定福利費を明記すること 変更した場合も提出	
		□ 工事保険等の証券(写)		契59条、特記、共仕1-1-1-42	○	○	○	・工事保険、労災保険加入済証、損害保険など契約内容が分かるもの(工期延期分も含む)	
	施工中	□ 建退共掛金収納書	○	特記、共仕1-1-1-42、国通知	○	○	○	・証紙が不要な場合は、理由書(元請)、辞退届(下請負人)、理由の分かる公的文書の写しを提出	
		□ 建退共証紙受払資料		特記、国通知	○	○	○	・受払簿、出勤表、証紙申請・受領書等 監督員が求めた場合は提出	
		□ 完成通知書	○	契34条、共仕1-1-1-22、3-1-1-8	○	○	○		
		□ 総合評価・技術提案一覧表	○	特記	○	○	○	・総合評価方式の場合	
2 施工体制	着手前	□ CORINS登録内容確認書	○	共仕1-1-1-6	○	○	○	・請負金額500万円未満は不要 契約・変更(工期・技術者のみ)・竣工後、土・日・祝日を除く10日以内に登録 竣工登録は検査後	
		□ 施工体制台帳及び添付資料(備考欄を参照)	○	特記、共仕1-1-1-11、国通知	○	○	○	・下請契約を締結する場合に提出 ・工期延期等、変更した場合は追加提出	
		□ 施工体系図	○		○	○	○	・下請契約書、再下請通知書、建設業許可通知書(通知書がない場合は建設業許可証明書でも可)、監理(主任)技術者の資格者証・雇用証明、作業員名簿(元請業者及び全ての下請業者)を添付 ・警備業者も施工体制台帳、施工体系図に記載すること	
3 建設副産物	着手前	□ 再生資源利用計画書・再生資源利用促進計画書	○	特記、共仕1-1-1-20	○	○	○	・請負金額100万円以上の全工事について施工計画書に添付して提出	
		□ 建り法に関する「説明書(12条様式)」	○	建り12条	○	○	○	・請負金額500万円未満は建り法対象外	
		□ 同「分別解体の方法等(13条様式)」	○	建り13条	○	○	○		
		□ 建設廃棄物処理委託契約書(写)		特記	○	○	○	・建設廃棄物処分業許可証、収集運搬業許可証の写しを添付	
	施工中	□ 産業廃棄物管理票(紙マニフェスト又は電子マニフェスト)		特記、共仕1-1-1-20	○	○	○		
		□ 建設副産物の受入確認書、集計表(運搬管理表)		(運搬、処分状況の確認資料)	○	○	○	・設計数量と受入数量の比較をすること	
		□ 建設副産物の伝票			○	○	○	・産業廃棄物は対象外	
		□ 再生資源利用実施書・再生資源利用促進実施書	○	特記、共仕1-1-1-20	○	○	○	・請負金額100万円以上の全工事について提出	
4 施工計画	着手前	□ 建り法に関する「再資源化等報告書(18条様式)」	○	建り18条、特記	○	○	○	・再生資源利用促進実施書の提出により省略可	
		□ 施工計画書		共仕1-1-1-5	○	○	○	・「施工計画書作成要領」に基づき作成 ・工法変更や追加工種等の重要な変更が生じた場合(工期や数量変更等の軽微な変更を除く)は、そのつど当該工種等の着手前に、変更施工計画書を提出(当該工種等に関連する箇所のみ)	
5 履行報告等	施工中	□ 設計図書の照査確認資料		契20条、特記、共仕1-1-1-3	○	○	○	・打合せ簿で提出	
		□ 工事履行報告書	○	契13条、共仕1-1-1-26	○	○	○	・工程変更後の予定工程()は、工期変更がされた月から記入	
		□ 工事月報	○	(履行報告書の添付資料)	○	○	○	・監督員が承諾した場合、実施工表(日々の稼働の有無が分かるように作成)で代替可	
		□ 夜間・休日作業届出		共仕1-1-1-38	○	○	○	・官公庁の休日又は夜間作業は事前連絡 現道上の工事は書面提出	
		□ 交通誘導員の集計表		特記、(出来形数量の確認資料)	○	○	○	・設計数量と比較すること	
		□ 交通誘導員の日報			○	○	○		
6 工事材料 資料の提出	施工中	□ 工事材料資料の確認及び品質規格証明書類		共仕2-1-2	○	○	○	・設計図書に規格が明示された工事材料は打合せ簿にて提出・受理(工事材料の規格を変更する場合は協議・承諾) ・配合設計書、材料試験表、規格、管理データ、証明書、JIS製品のミルシート等を添付 ・JIS規格製品は、JISマーク表示状態を示す写真の提出に変更可能	
		□ 材料確認書	○	契15条、16条、特記、共仕2-1-2、3-1-1-4	○	○	○	・特記仕様書又は品質管理基準に明示された材料について実施 ・原則臨場(机上も可)で確認し、確認状況写真他を添付して提出	
7 品質管理	施工中	□ 品質管理記録		特記、共仕1-1-1-25	○	○	○※ ⁽¹⁾	・品質管理基準、施工計画書に基づき管理し、規格値から外れていないことを確認 ・生コン、As合材等の各種試験結果及び日常管理記録並びに施工時の管理記録等	
		□ 品質管理図表(ばらつき判定実施時のみ)			○	○	○※ ⁽¹⁾	・工程能力図、ヒストグラム等を添付	
8 段階確認書、 立会願	施工中	□ 段階確認書	○	特記、共仕3-1-1-4	○	○	○	・共仕(段階確認一覧)及び特記仕様書に基づき、完成時不可視部分等を確認 ・原則臨場(机上も可)で確認 確認記録・確認状況写真を添付して提出	
		□ 立会願	○		○	○	○	・設計図書に従って、受注者が監督員との立会いを求めた場合に実施し、確認	
9 出来形図書	施工中	□ 工種ごとの出来形数量計算書		共仕1-1-1-22、 1-1-1-25、 3-1-1-5	○	○	○※ ⁽¹⁾	・数量算出根拠・計算過程が分かるよう数量計算書を作成して整理	
		□ 出来形成果表			○	○	○※ ⁽¹⁾	・出来形管理基準、施工計画書に基づき管理し、規格値を外れていないことを確認	
		□ 出来形数量総括表(一部の材料納品数量集計表を含む)			○	○	○※ ⁽¹⁾	・出来形数量と設計数量を対比すること(材料納品数量と設計数量も対比すること)	
		□ 出来形管理図表(ばらつき判定実施時のみ)			○	○	○※ ⁽¹⁾	・工程能力図、ヒストグラム等を添付	
		□ 出来形図			○	○	○※ ⁽¹⁾	・出来形測量に基づき作成し、出来形不足がないことを監督員が現場確認	
10 打合せ簿	施工中	□ 打合せ簿一覧表	○	契11条、20条、21条、特記、 共仕1-1-1-7、1-1-1-16	○	○	○※ ⁽²⁾	・備考欄には打合せ簿原本の添付場所を記載	
		□ 打合せ簿	○		○	○	○	・設計変更に関わる事項は必ず打合せ簿で確認(追加、廃工、構造変更、数量変更等)	
11 納品伝票	施工中	□ 納品数量一覧表、納品伝票		共仕2-1-2、3-1-1-9	○	○	○	・設計数量と比較すること・納品伝票に替えて出荷証明書も可能とする。 ・設計図書に規格の明示がされた工事材料について作成	
12 工事写真	完成時	□ 工事写真		共仕1-1-1-22	○	○	○※ ⁽³⁾	・必携一写真管理基準に基づき撮影し、整理 ・出来形規格値、品質管理に関する規格値等を満足していることが確認できること ・工事材料の保管状況写真(養生写真)を添付	
13 安全管理	施工中	□ 安全教育・訓練の記録		共仕1-1-1-28	○	○	○	・工事着手から現場作業終了まで	
14 電子納品	着手前	□ 事前協議チェックシート	○	特記、共仕3-1-1-7、 電子要領	○	○	○		
		□ 電子成果品	○		○	(電子媒体)	○	・成果品は2部作成し、1部を工事担当課から監理検査課に提出	
		□ 電子媒体納品書	○		○	(紙媒体)	○	・京都市建設局電子納品チェックシステムにより照査	
		□ チェックシステム結果	○		○	(紙媒体)	○		
		□ 創意工夫等		共仕3-1-1-10	○	○	○		

※本表は、土木請負工事を対象として、契約図書や土木工事共通仕様書等に基づき、発注者への提出・提示が必要な書類のうち、各種工事に共通する書類についての一覧表です。書類を取りまとめる際の参考としてください。また、契約図書や土木工事共通仕様書、各種法令等に基づき、不備や不足がないよう留意してください。

※共仕:土木工事共通仕様書、契:工事請負契約書、特記:特記仕様書、建り:建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)、電子要領:京都市建設局電子納品実施要領(工事編)

※電子検査とは、情報共有システム等の電子納品支援ソフトを利用した検査をいいます。

※電子検査対象欄の「○」は、情報共有システムを利用して電子成果品で納品した場合に電子検査の実施ができます。(紙媒体は不要)

※電子検査における「提示」資料については、紙媒体もしくは電子データのいずれかの資料を示して説明できます。

※⁽¹⁾電子検査の場合は、現場検査用としてタブレット表示や紙媒体により資料確認ができるようにしてください。

※⁽²⁾電子検査の場合は、工事帳票(打合せ簿、材料確認書、段階確認書、工事履行報告書及び立会願)の一覧表を提出してください(電子検査用ビューアによる電子データ、もしくは紙媒体)。

※⁽³⁾電子検査の場合は、工事写真的電子データに加えて、別途、工事の全体概要や当該工事で

既済部分検査(部分払)に必要な工事関係書類一覧表【受注者用】

令和6年8月

工事名						受注者名			
分類	作成時期	提出書類	様式	根拠法令等	提出	提示	電子検査(対象)	備考	
1 契約関係	着手前	□ 現場代理人等通知書・変更通知書及び経歴書	○	契12条、特記	○	○	○	・資格者証、雇用証明を添付 変更した場合も提出	
		□ 工事工程表	○	契3条、共仕3-1-1-2	○	○	○	・変更した場合も提出	
		□ 請負代金内訳書	○	契3条、共仕3-1-1-1	○	○	○	・法定福利費を明記すること 変更した場合も提出	
		□ 工事保険等の証券(写)		契59条、特記、共仕1-1-1-42	○	○	○	・工事保険、労災保険加入済証、損害保険など契約内容が分かるもの(工期延期分も含む)	
	施工中	□ 建退共掛金収納書	○	特記、共仕1-1-1-42、国通知	○	○	○	・証紙が不要な場合は、理由書(元請)、辞退届(下請負人)、理由の分かる公的文書の写しを提出	
		□ 建退共証紙受取資料		特記、国通知	○	○	○	・受取簿、出勤表、証紙申請 受領書等 監督員が求めた場合は提出	
	完成時	□ 既済部分検査請求書	○	契40条、共仕1-1-1-23	○	○	○	・既済部分検査(部分払)の場合	
	完成時	□ 総合評価・技術提案一覧表	○	特記	○	○	○	・総合評価方式の場合	
2 施工作業	着手前	□ CORING登録内容確認書	○	共仕1-1-1-6	○	○	○	・請負金額500万円未満は不要 契約 変更(工期 技術者のみ) 塚工後、土日・祝日を除く10日以内に登録 塚工登録は検査後	
		□ 施工作業台帳及び添付資料(備考欄を参照)	○		○	○	○	・下請契約を締結する場合に提出 ・工期延期等、変更した場合は追加提出 ・下請契約書、再下請通知書、建設業許可通知書(通知書がない場合は建設業許可證明書でも可)、監理(主任)技術者の資格証・雇用証明、作業員名簿(元請業者及び全ての下請業者)を添付 ・警備業者も施工工作台帳、施工体系図に記載すること	
		□ 施工体系図	○	特記、共仕1-1-1-11、国通知	○	○	○		
3 建設副産物	着手前	□ 再生資源利用計画書・再生資源利用促進計画書	○	特記、共仕1-1-1-20	○	○	○	・請負金額100万円以上の全工事について施工計画書に添付して提出	
		□ 建り法に関する「説明書(12条様式)」	○	建り12条	○	○	○	・請負金額500万円未満は建り法対象外	
		□ 同「分別解体の方法等(13条様式)」	○	建り13条	○	○	○		
	施工中	□ 建設廃棄物処理委託契約書(写)		特記	○	○	○	・建設廃棄物処分業許可証、収集運搬業許可証の写しを添付	
		□ 産業廃棄物管理票(紙マニフェスト又は電子マニフェスト)		特記、共仕1-1-1-20	○	○	○		
		□ 建設副産物の受入確認書、集計表(運搬管理表)		(運搬、処分状況の確認資料)	○	○	○	・設計数量と受入数量の比較をすること	
	完成時	□ 建設副産物の伝票			○	○	○	・産業廃棄物は対象外	
		□ 再生資源利用実施書 再生資源利用促進実施書	○	特記、共仕1-1-1-20	○	○	○	・請負金額100万円以上の全工事について提出	
		□ 建り法に関する「再資源化等報告書(10条様式)」	○	建り19条、特記	○	○	○	・再生資源利用促進実施書の提出により省略可	
4 施工計画	着手前	□ 施工計画書		共仕1-1-1-5	○	○	○	・施工計画書作成要領に基づき作成 ・工法変更や追加工種等の重要な変更が生じた場合(工期や数量変更等の軽微な変更を除く)は、そのつど当該工種等の着手前に、変更施工計画書を提出(当該工種等に関連する箇所のみ)	
		□ 設計図書の照査確認資料		契20条、特記、共仕1-1-1-3	○	○	○	・打合せ簿で提出	
5 履行報告等	施工中	□ 工事履行報告書	○	契10条、共仕1-1-1-26	○	○	○	・工程変更後の予定工程()は、工期変更がされた月から記入	
		□ 工事月報	○	(履行報告書の添付資料)	○	○	○	・監督員が承諾した場合、実施工表(日々の稼働の有無が分かるように作成)で代替可	
		□ 夜間・休日作業届出		共仕1-1-1-38	○	○	○	・官公署の休日又は夜間作業は事前連絡 現道上の工事は書面提出	
		□ 交通誘導員の集計表		特記、(出来形数量の確認資料)	○	○	○	・設計数量と比較すること	
		□ 交通誘導員の日報			○	○	○		
6 工事材料 資料の提出	施工中	□ 工事材料資料の確認及び品質規格証明書類		共仕2-1-2	○	○	○	・設計図書に規格が明示された工事材料は打合せ簿にて提出・受理(工事材料の規格を変更する場合は協議、承諾) ・配合設計書、材料試験表、規格、管理データ、証明書、JIS製品のミルシート等を添付 ・JIS規格製品は、JISマーク表示状態を示す写真の提出に変更可能	
		□ 材料確認書	○	契15条、16条、特記、共仕2-1-2、3-1-1-4	○	○	○	・特記仕様書又は品質管理基準に明示された材料について実施 ・原則臨場(机上も可)で確認し、確認状況写真他を添付して提出	
7 品質管理	施工中	□ 品質管理記録		特記、共仕1-1-1-25	○	○	○※ ⁽¹⁾	・品質管理基準、施工計画書に基づき管理し、規格値から外れていないことを確認 ・生コン、As合材等の各種試験結果及び日常管理記録並びに施工時の管理記録等	
		□ 品質管理図表(ばらつき判定実施時のみ)			○	○	○※ ⁽¹⁾	・工程能力図、ヒストグラム等を添付	
8 段階確認書、 立会願	施工中	□ 段階確認書	○	特記、共仕3-1-1-4	○	○	○	・共仕(段階確認一覧)及び特記仕様書に基づき、完成時不可視部分等を確認 ・原則臨場(机上も可)で確認 確認記録・確認状況写真を添付して提出	
		□ 立会願	○		○	○	○	・設計図書に従って、受注者が監督員との立会いを求めた場合に実施し、確認	
9 出来形図書	施工中	□ 段階確認書		共仕1-1-1-22、 1-1-1-25、 3-1-1-5	○	○	○※ ⁽¹⁾	・数量算出根拠・計算過程が分かるよう数量計算書を作成して整理	
		□ 出来形成果表			○	○	○※ ⁽¹⁾	・出来形管理基準、施工計画書に基づき管理し、規格値を外れていないことを確認	
		□ 出来形数量総括表(一部の材料納品数量集計表を含む)			○	○	○※ ⁽¹⁾	・出来形数量と設計数量を対比すること(材料納品数量と設計数量も対比すること)	
		□ 出来形管理図表(ばらつき判定実施時のみ)			○	○	○※ ⁽¹⁾	・工程能力図、ヒストグラム等を添付	
10 打合せ簿	施工中	□ 出来形図			○	○	○※ ⁽¹⁾	・出来形測量に基づき作成し、出来形不足がないことを監督員が現場確認	
		□ 打合せ簿一覧表	○	契11条、20条、21条、特記、 共仕1-1-1-7、1-1-1-16	○	○	○※ ⁽²⁾	・備考欄には打合せ簿原本の添付場所を記載	
		□ 打合せ簿	○		○	○	○	・設計変更に関わる事項は必ず打合せ簿で確認(追加、廃工、構造変更、数量変更等)	
		□ 納品伝票	○		○	○	○	・設計数量と比較すること・納品伝票に替えて出荷証明書も可能とする。 ・設計図書に規格の明示がされた工事材料について作成	
11 納品伝票	施工中	□ 納品数量一覧表、納品伝票		共仕2-1-2、3-1-1-9	○	○	○		
12 工事写真	完成時	□ 工事写真		共仕1-1-1-22	○	○	○※ ⁽³⁾	・必携一写真管理基準に基づき撮影し、整理 ・出来形規格値、品質管理に関する規格値等を満足していることが確認できること ・工事材料の保管状況写真(養生写真)を添付	
13 安全管理	施工中	□ 安全教育・訓練の記録		共仕1-1-1-28	○	○	○	・工事着手から現場作業終了まで	
14 電子納品	着手前	□ 事前協議チェックシート	○	特記、共仕3-1-1-7、 電子要領	○	○	○		
		□ 電子成果品	○		○	○	(電子媒体)		
		□ 電子媒体納品書	○		○	○	(紙媒体)	・成果品は2部作成し、1部を工事担当課から監理検査課に提出	
		□ チェックシステム結果	○		○	○	(紙媒体)	・京都府建設局電子納品チェックシステムにより照査	
		□ 創意工夫等		共仕3-1-1-10	○	○	○		

※本表は、土木請負工事を対象として、契約図書や土木工事共通仕様書等に基づき、発注者への提出・提示が必要な書類のうち、各種工事に共通する書類についての一覧表です。書類を取りまとめる際の参考としてください。また、契約図書や土木工事共通仕様書、各種法令等に基づき、不備や不足がないよう留意してください。

※共仕:土木工事共通仕様書、契:工事請負契約書、特記:特記仕様書、建り:建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)、電子要領:京都市建設局電子納品実施要領(工事編)

※電子検査とは、情報共有システム等の電子納品支援ソフトを利用した検査をいいます。

※電子検査対象欄の「○」は、情報共有システムを利用して、電子成果品で納品した場合に電子検査の実施ができます。(紙媒体は不要)

※電子検査における「提示」資料については、紙媒体もしくは電子データのいずれかの資料を示して説明できます。

※⁽¹⁾電子検査の場合は、現場検査用としてタブレット表示や紙媒体により資料確認ができるようにしてください。

※⁽²⁾電子検査の場合は、工事帳票(打合せ簿、材料確認書、段階確認書、工事履行報告書及び立会願)の一覧表を提出してください(電子検査用ビューアによる電子データ、もしくは紙媒体)。

※⁽³⁾電子検査の場合は、工事写真的電子データに加えて、別途、工事の全体概要や当該工事で重要となる部分がわかる「代表写真帳」を紙媒体で提出してください。

既済部分検査(部分引渡し)に必要な工事関係書類一覧表【受注者用】

令和6年8月

工事名	受注者名							
分類	作成時期	提出書類	様式	根拠法令等	提出	提示	電子検査(対象)	備考
1 契約関係	着手前	□ 現場代理人等通知書・変更通知書及び経歴書	○	契12条、特記	○	○	○	・資格者証、雇用証明を添付 変更した場合も提出
		□ 工事工程表	○	契3条、共仕3-1-1-2	○	○	○	・変更した場合も提出
		□ 請負代金内訳書	○	契3条、共仕3-1-1-1	○	○	○	・法定福利費を明記すること 変更した場合も提出
		□ 工事保険等の証券(写)		契59条、特記、共仕1-1-1-42	○	○	○	・工事保険、労災保険加入済証、損害保険など契約内容が分かるもの(工期延期分も含む)
	施工中	□ 建退共掛金収納書	○	特記、共仕1-1-1-42、国通知	○	○	○	・証紙が不要な場合は、理由書(元請)、辞退届(下請負人)、理由の分かる公的文書の写しを提出
		□ 建退共証紙受払資料		特記、国通知	○	○	○	・受払簿、出勤表、証紙申請・受領書等 監督員が求めた場合は提出
2 施工体制	着手前	□ 指定部分完成通知書	○	契41条、共仕1-1-1-23	○	○	○	・既済部分検査(部分引渡し)の場合
		□ 総合評価・技術提案一覧表	●	特記	●	●	●	総合評価方式の場合
		□ CORINS登録内容確認書	○	共仕1-1-1-6	○	○	○	・請負金額500万円未満は不要 契約・変更(工期・技術者のみ)・竣工後、土日・祝日を除く10日以内に登録 竣工登録は検査後
3 建設副産物	着手前	□ 施工体制台帳及び添付資料(備考欄を参照)	○	特記、共仕1-1-1-11、国通知	○	○	○	・下請契約を締結する場合に提出 ・工期延期等、変更した場合は追加提出 ・下請契約書、再下請通知書、建設業許可通知書(通知書がない場合は建設業許可証明書でも可)、監理(主任)技術者の資格者証・雇用証明、作業員名簿(元請業者及び全ての下請業者)を添付 ・警備業者も施工体制台帳、施工体系図に記載すること
		□ 施工体系図	○		○	○	○	
		□ 再生資源利用計画書・再生資源利用促進計画書	○		○	○	○	・請負金額100万円以上の全工事について施工計画書に添付して提出
	施工中	□ 建り法に関する「説明書(12条様式)」	○	建り12条	○	○	○	・請負金額500万円未満は建り法対象外
		□ 同「分別解体の方法等(13条様式)」	○	建り13条	○	○	○	
		□ 建設廃棄物処理委託契約書(写)		特記	○	○	○	・建設廃棄物処分業許可証、収集運搬業許可証の写しを添付
4 施工計画	着手前	□ 産業廃棄物管理票(紙マニフェスト又は電子マニフェスト)		特記、共仕1-1-1-20	○	○	○	
		□ 施工計画書		共仕1-1-1-5	○	○	○	・施工計画書作成要領に基づき作成 ・工法変更や追加工種等の重要な変更が生じた場合(工期や数量変更等の軽微な変更を除く)は、そのつど当該工種等の着手前に、変更施工計画書を提出(当該工種等に関連する箇所のみ)
	着手前	□ 設計図書の照査確認資料		契20条、特記、共仕1-1-1-3	○	○	○	・打合せ簿で提出
		□ 計算図書の照査確認資料						
5 履行報告等	施工中	□ 工事履行報告書	○	契13条、共仕1-1-1-26	○	○	○	・工程変更後の予定工程()は、工期変更がされた月から記入
		□ 工事月報	○	(履行報告書の添付資料)	○	○	○	・監督員が承諾した場合、実施工表(日々の稼働の有無が分かるように作成)で代替可
		□ 夜間・休日作業届出		共仕1-1-1-28	●	●	●	・官公庁の休日又は夜間作業は事前連絡 現道上の工事は書面提出
		□ 交通誘導員の集計表						
		□ 交通誘導員の日報						
6 工事材料 資料の提出	施工中	□ 工事材料資料の確認及び品質規格証明書類		共仕2-1-2	○	○	○	・設計図書に規格が明示された工事材料は打合せ簿にて提出・受理(工事材料の規格を変更する場合は協議、承諾) ・配合設計書、材料試験表、規格、管理データ、証明書、JIS製品のミルシート等を添付 ・JIS規格製品は、JISマーク表示状態を示す写真の提出に変更可能
		□ 材料確認書	○	契15条、16条、特記、共仕2-1-2、3-1-1-4	○	○	○	・特記仕様書又は品質管理基準に明示された材料について実施 ・原則臨場(机上も可)で確認し、確認状況写真他を添付して提出
7 品質管理	施工中	□ 品質管理記録		特記、共仕1-1-1-25	○	○※ ⁽¹⁾	○	・品質管理基準、施工計画書に基づき管理し、規格値から外れていないことを確認 ・生ゴム、As合材等の各種試験結果及び日常管理記録並びに施工時の管理記録等 ・工程能力図、ヒストグラム等を添付
		□ 品質管理図表(ばらつき判定実施時のみ)			○	○※ ⁽¹⁾	○	
8 段階確認書、 立会願	施工中	□ 段階確認書	○	特記、共仕3-1-1-4	○	○	○	・共仕(段階確認一覧)及び特記仕様書に基づき、完成時不可視部分等を確認 ・原則臨場(机上も可)で確認 確認記録・確認状況写真を添付して提出
		□ 立会願	○		○	○	○	・設計図書に従って、受注者が監督員との立会いを求めた場合に実施し、確認
9 出来形図書	施工中	□ 工種ごとの出来形数量計算書		共仕1-1-1-22、 1-1-1-25、 3-1-1-5	○	○※ ⁽¹⁾	○	・数量算出根拠・計算過程が分かるよう数量計算書を作成して整理
		□ 出来形成果表			○	○※ ⁽¹⁾	○	・出来形管理基準、施工計画書に基づき管理し、規格値を外れていないことを確認
		□ 出来形数量総括表(一部の材料納品数量集計表を含む)			○	○※ ⁽¹⁾	○	・出来形数量と設計数量を対比すること(材料納品数量と設計数量も対比すること)
		□ 出来形管理図表(ばらつき判定実施時のみ)			○	○※ ⁽¹⁾	○	・工程能力図、ヒストグラム等を添付
		□ 出来形図			○	○※ ⁽¹⁾	○	・出来形測量に基づき作成し、出来形不足がないことを監督員が現場確認
10 打合せ簿	施工中	□ 打合せ簿一覧表	○	契11条、20条、21条、特記、 共仕1-1-1-7、1-1-1-16	○	○※ ⁽²⁾	○	・備考欄には打合せ簿原本の添付場所を記載
		□ 打合せ簿	○		○	○	○	・設計変更に関わる事項は必ず打合せ簿で確認(追加、廃工、構造変更、数量変更等)
11 納品伝票	施工中	□ 納品数量一覧表、納品伝票		共仕2-1-2、3-1-1-9	○	○	○	・設計数量と比較すること・納品伝票に替えて出荷証明書も可能とする。 ・設計図書に規格の明示がされた工事材料について作成
12 工事写真	完成時	□ 工事写真		共仕1-1-1-22	○	○※ ⁽³⁾	○	・必携一写真管理基準に基づき撮影し、整理 ・出来形規格値、品質管理に関する規格値等を満足していることが確認できること ・工事材料の保管状況写真(養生写真)を添付
13 安全管理	施工中	□ 安全教育・訓練の記録		共仕1-1-1-28	●	●	●	工事着手から現場作業終了まで
14 電子納品	着手前	□ 事前協議チケンシート	●	特記、共仕3-1-1-7、 電子要領	●	●	●	
		□ 電子成果品	●		(電子媒体)			
		□ 電子媒体納品書	●		(紙媒体)			成果品は2部作成し、1部を工事担当課から監理検査課に提出 京都市建設局電子納品チェックシステムにより照査
		□ チェックシステム結果	●		(紙媒体)			
		□ 創意工夫等		共仕3-1-1-10	●	●	●	

※本表は、土木請負工事を対象として、契約図書や土木工事共通仕様書等に基づき、発注者への提出・提示が必要な書類のうち、各種工事に共通する書類についての一覧表です。書類を取りまとめる際の参考としてください。また、契約図書や土木工事共通仕様書、各種法令等に基づき、不備や不足がないよう留意してください。

※共仕:土木工事共通仕様書、契:工事請負契約書、特記:特記仕様書、建り:建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)、電子要領:京都市建設局電子納品実施要領(工事編)

※電子検査とは、情報共有システム等の電子納品支援ソフトを利用した検査をいいます。

※電子検査対象欄の「○」は、情報共有システムを利用して、電子成果品で納品した場合に電子検査の実施ができます。(紙媒体は不要)

※電子検査における「提示」資料については、紙媒体もしくは電子データのいずれかの資料を示して説明できます。

※⁽¹⁾電子検査の場合は、現場検査用としてタブレット表示や紙媒体により資料確認ができるようにしてください。

※⁽²⁾電子検査の場合は、工事帳票(打合せ簿、材料確認書、段階確認書、工事履行報告書及び立会願)の一覧表を提出してください(電子検査用ビューアによる電子データ、もしくは紙媒体)。

※⁽³⁾電子検査の場合は、工事写真的電子データに加えて、別途、工事の全体概要や当該工事で重要となる部分がわかる「代表写真帳」を紙媒体で提出してください。

※原則、既済部分検査(部分引渡し)により確認した部分は、次回以降、評価の対象としません。

「土木請負工事監督・検査諸規程 3 検査に必要な工事関係書類一覧表」

現場中間検査に必要な工事関係書類一覧表【受注者用】

令和6年8月

工事名						受注者名		
分類	作成時期	提出書類	様式	根拠法令等	提出	提示	電子検査(対象)	備考
1 契約関係	着手前	□ 現場代理人等通知書・変更通知書及び経歴書	○	契12条、特記	○	○	○	・資格者証、雇用証明を添付 変更した場合も提出
		□ 工事工程表	○	契3条、共仕3-1-1-2	○	○	○	・変更した場合も提出
		□ 請負代金内訳書	○	契3条、共仕3-1-1-1	○	○	○	・法定福利費を明記すること 変更した場合も提出
		□ 工事保険等の証券(写)		契59条、特記、共仕1-1-1-42	○	○	○	・工事保険、労災保険加入済証、損害保険など契約内容が分かるもの(工期延期分も含む)
	施工中	□ 建退共掛金収納書	○	特記、共仕1-1-1-42、国通知	○	○	○	・証紙が不要な場合は、理由書(元請)、辞退届(下請負人)、理由の分かる公的文書の写しを提出
		□ 建退共証紙受払資料		特記、国通知	○	○	○	・受払簿、出勤表、証紙申請・受領書等 監督員が求めた場合は提出
		□ 中間検査申請書	○	共仕3-1-1-8	○	○	○	・現場中間検査の場合
	完成時	□ 総合評価・技術提案一覧表	●	特記	●	●	●	総合評価方式の場合
2 施工体制	着手前	□ CORINS登録内容確認書	○	共仕1-1-1-6	○	○	○	・請負金額500万円未満は不要 契約・変更(工期・技術者のみ)・竣工後、土日・祝日を除く10日以内に登録 竣工登録は検査後
		□ 施工体制台帳及び添付資料(備考欄を参照)	○	特記、共仕1-1-1-11、国通知	○	○	○	・下請契約を締結する場合に提出
		□ 施工体系図	○		○	○	○	・工期延期等、変更した場合は追加提出 ・下請契約書、再下請通知書、建設業許可通知書(通知書がない場合は建設業許可証明書でも可)、監理(主任)技術者の資格者証・雇用証明、作業員名簿(元請業者及び全ての下請業者)を添付 ・警備業者も施工体制台帳、施工体系図に記載すること
3 建設副産物	着手前	□ 再生資源利用計画書・再生資源利用促進計画書	○	特記、共仕1-1-1-20	○	○	○	・請負金額100万円以上の全工事について施工計画書に添付して提出
		□ 建り法に関する「説明書(12条様式)」	○	建り12条	○	○	○	・請負金額500万円未満は建り法対象外
		□ 同「分別解体の方法等(13条様式)」	○	建り13条	○	○	○	
		□ 建設廃棄物処理委託契約書(写)		特記	○	○	○	・建設廃棄物処分業許可証、収集運搬業許可証の写しを添付
	施工中	□ 産業廃棄物管理票(紙マニフェスト又は電子マニフェスト)		特記、共仕1-1-1-20	○	○	○	
		□ 建設副産物の受入確認書、集計表(運搬管理表)		(運搬、処分状況の確認資料)	●	●	●	・設計数量と受入数量の比較をすること
		□ 建設副産物の伝票			○	○	○	・産業廃棄物は対象外
	完成時	□ 再生資源利用実施書 再生資源利用促進実施書	●	特記、共仕1-1-1-20	●	●	●	・請負金額100万円以上の全工事について提出
		□ 建り法に関する「再資源化等報告書(10条様式)」	●	建り19条、特記	●	●	●	・再生資源利用促進実施書の提出により省略可
4 施工計画	着手前	□ 施工計画書		共仕1-1-1-5	○	○	○	・施工計画書作成要領に基づき作成 ・工法変更や追加工種等の重要な変更が生じた場合(工期や数量変更等の軽微な変更を除く)は、そのつど当該工種等の着手前に、変更施工計画書を提出(当該工種等に関連する箇所のみ)
		□ 設計図書の照査確認資料		契20条、特記、共仕1-1-1-3	○	○	○	・打合せ簿で提出
5 履行報告等	施工中	□ 工事履行報告書	○	契13条、共仕1-1-1-26	○	○	○	・工程変更後の予定工程()は、工期変更がされた月から記入
		□ 工事月報	○	(履行報告書の添付資料)	○	○	○	・監督員が承諾した場合、実施工表(日々の稼働の有無が分かるように作成)で代替可
		□ 夜間・休日作業届出		共仕1-1-1-38	●	●	●	・官公庁の休日又は夜間作業は事前連絡 現道上の工事は書面提出
		□ 交通誘導員の集計表		特記、(出来形数量の確認資料)	●	●	●	・設計数量と比較すること
		□ 交通誘導員の日報			●	●	●	
6 工事材料 資料の提出	施工中	□ 工事材料資料の確認及び品質規格証明書類		共仕2-1-2	○	○	○	・設計図書に規格が明示された工事材料は打合せ簿にて提出・受理(工事材料の規格を変更する場合は協議、承諾) ・配合設計書、材料試験表、規格、管理データ、証明書、JIS製品のミルシート等を添付 ・JIS規格製品は、JISマーク表示状態を示す写真の提出に変更可能
		□ 材料確認書	○	契15条、16条、特記、共仕2-1-2、3-1-1-4	○	○	○	・特記仕様書又は品質管理基準に明示された材料について実施 ・原則臨場(机上も可)で確認し、確認状況写真他を添付して提出
7 品質管理	施工中	□ 品質管理記録		特記、共仕1-1-1-25	○	○	○	・品質管理基準、施工計画書に基づき管理し、規格値から外れていないことを確認 ・生コン、As合材等の各種試験結果及び日常管理記録並びに施工時の管理記録等
		□ 品質管理図表(ばらつき判定実施時のみ)			○	○	○	・工程能力図、ヒストグラム等を添付
8 段階確認書、 立会願	施工中	□ 段階確認書	○	特記、共仕3-1-1-4	○	○	○	・共仕(段階確認一覧)及び特記仕様書に基づき、完成時不可視部分等を確認 ・原則臨場(机上も可)で確認 確認記録・確認状況写真を添付して提出
		□ 立会願	○		○	○	○	・設計図書に従って、受注者が監督員との立会いを求めた場合に実施し、確認
9 出来形図書	施工中	□ 工種ごとの出来形数量計算書		共仕1-1-1-22、 1-1-1-25、 3-1-1-5	○	○	○	・数量算出根拠・計算過程が分かるよう数量計算書を作成して整理
		□ 出来形成果表			○	○	○	・出来形管理基準、施工計画書に基づき管理し、規格値を外れていないことを確認
		□ 出来形数量総括表(一部の材料納品数量集計表を含む)			○	○	○	・出来形数量と設計数量を対比すること(材料納品数量と設計数量も対比すること)
		□ 出来形管理図表(ばらつき判定実施時のみ)			○	○	○	・工程能力図、ヒストグラム等を添付
		□ 出来形図			○	○	○	・出来形測量に基づき作成し、出来形不足がないことを監督員が現場確認
10 打合せ簿	施工中	□ 打合せ簿一覧表	○	契11条、20条、21条、特記、 共仕1-1-1-7、1-1-1-16	○	○	○	・備考欄には打合簿原本の添付場所を記載
		□ 打合せ簿	○		○	○	○	・設計変更に関わる事項は必ず打合せ簿で確認(追加、廃工、構造変更、数量変更等)
11 納品伝票	施工中	□ 納品数量一覧表、納品伝票		共仕2-1-2、3-1-1-9	○	○	○	・設計数量と比較すること・納品伝票に替えて出荷証明書も可能とする。 ・設計図書に規格の明示がされた工事材料について作成
12 工事写真	完成時	□ 工事写真		共仕1-1-1-22	○	○	○	・必携一写真管理基準に基づき撮影し、整理 ・出来形規格値、品質管理に関する規格値等を満足していることが確認できること ・工事材料の保管状況写真(養生写真)を添付
13 安全管理	施工中	□ 安全教育・訓練の記録		共仕1-1-1-28	●	●	●	工事着手から現場作業終了まで
14 電子納品	着手前	□ 事前協議チケンシート	●	特記、共仕3-1-1-7、 電子要領	●	●	●	
		□ 電子成果品	●		●	(電子媒体)	●	成果品は2部作成し、1部を工事担当課から監理検査課に提出
		□ 電子媒体納品書	●		●	(紙媒体)	●	京都市建設局電子納品チェックシステムにより照査
		□ チェックシステム結果	●		●	(紙媒体)	●	
		□ 創意工夫等		共仕3-1-1-10	●	●	●	

※本表は、土木請負工事を対象として、契約図書や土木工事共通仕様書等に基づき、発注者への提出・提示が必要な書類のうち、各種工事に共通する書類についての一覧表です。書類を取りまとめる際の参考としてください。また、契約図書や土木工事共通仕様書、各種法令等に基づき、不備や不足がないよう留意してください。

※共仕:土木工事共通仕様書、契:工事請負契約書、特記:特記仕様書、建り:建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)、電子要領:京都市建設局電子納品実施要領(工事編)

※電子検査とは、情報共有システム等の電子納品支援ソフトを利用した検査をいいます。

※電子検査対象欄の「○」は、情報共有システムを利用して、電子成果品で納品した場合に電子検査の実施ができます。(紙媒体は不要)

※電子検査における「提示」資料については、紙媒体もしくは電子データのいずれかの資料を示して説明できます。

※⁽¹⁾電子検査の場合は、現場検査用としてタブレット表示や紙媒体により資料確認ができるようにしてください。

※⁽²⁾電子検査の場合は、工事帳票(打合せ簿、材料確認書、段階確認書、工事履行報告書及び立会願)の一覧表を提出してください(電子検査用ビューアによる電子データ、もしくは紙媒体)。

※⁽³⁾電子検査の場合は、工事写真的電子データに加えて、別途、工事の全体概要や当該工事で重要となる部分がわかる「代表写真帳」を紙媒体で提出してください。

※原則、現場中間検査により確認した部分は、次回以降、評価の対象としません。

「土木請負工事監督・検査諸規程 3 検査に必要な工事関係書類一覧表」

現場中間検査及び既済部分検査(部分払)を兼ねた場合に必要な工事関係書類一覧表【受注者用】

令和6年8月

工事名						受注者名			
分類	作成時期	提出書類	様式	根拠法令等	提出	提示	電子 検査 (対象)	備考	
1 契約関係	着手前	□ 現場代理人等通知書・変更通知書及び経歴書	○	契12条、特記	○	○	○	・資格者証、雇用証明を添付 変更した場合も提出	
		□ 工事工程表	○	契3条、共仕3-1-1-2	○	○	○	・変更した場合も提出	
		□ 請負代金内訳書	○	契3条、共仕3-1-1-1	○	○	○	・法定福利費を明記すること 変更した場合も提出	
		□ 工事保険等の証券(写)		契59条、特記、共仕1-1-1-42	○	○	○	・工事保険、労災保険加入済証、損害保険など契約内容が分かるもの(工期延期分も含む)	
	施工中	□ 建退共掛金収納書	○	特記、共仕1-1-1-42、国通知	○	○	○	・証紙が不要な場合は、理由書(元請)、辞退届(下請負人)、理由の分かる公的文書の写しを提出	
		□ 建退共証紙受払資料		特記、国通知	○	○	○	・受払簿、出勤表、証紙申請・受領書等 監督員が求めた場合は提出	
		□ 中間検査申請書	○	共仕3-1-1-8	○	○	○	・現場中間検査の場合	
	完成時		□ 既済部分検査請求書		○	○	○	・既済部分検査(部分払)の場合	
			□ 総合評価・技術提案・覧表		○	○	○	総合評価方式の場合	
2 施工体制	着手前	□ CORINS登録内容確認書	○	共仕1-1-1-6	○	○	○	・請負金額500万円未満は不要 契約・変更(工期・技術者のみ)・竣工後、土日・祝日を除く10日以内に登録 竣工登録は検査後	
		□ 施工体制台帳及び添付資料(備考欄を参照)	○		○	○	○	・下請契約を締結する場合に提出	
		□ 施工体系図	○	特記、共仕1-1-1-11、国通知	○	○	○	・工期延期等、変更した場合は追加提出 ・下請契約書、再下請通知書、建設業許可通知書(通知書がない場合は建設業許可証明書でも可)、監理(主任)技術者の資格者証・雇用証明、作業員名簿(元請業者及び全ての下請業者)を添付 ・警備業者も施工体制台帳、施工体系図に記載すること	
3 建設副産物	着手前	□ 再生資源利用計画書・再生資源利用促進計画書	○	特記、共仕1-1-1-20	○	○	○	・請負金額100万円以上の全工事について施工計画書に添付して提出	
		□ 建り法に関する「説明書(12条様式)」	○	建り12条	○	○	○	・請負金額500万円未満は建り法対象外	
		□ 同「分別解体の方法等(13条様式)」	○	建り13条	○	○	○	・請負金額500万円未満は建り法対象外	
		□ 建設廃棄物処理委託契約書(写)		特記	○	○	○	・建設廃棄物処分業許可証、収集運搬業許可証の写しを添付	
	施工中	□ 産業廃棄物管理票(紙マニフェスト又は電子マニフェスト)		特記、共仕1-1-1-20	○	○	○	・設計数量と受入数量の比較をすること	
		□ 建設副産物の受入確認書、集計表(運搬管理表)		(運搬、処分状況の確認資料)	○	○	○	・産業廃棄物は対象外	
		□ 建設副産物の伝票			○	○	○	・請負金額100万円以上の全工事について提出	
	完成時		□ 再生資源利用実施書・再生資源利用促進実施書	○	特記、共仕1-1-1-20	○	○	・再生資源化等報告書(10条様式)	
			□ 建り法に関する「再生資源化等報告書(10条様式)」	○	建り19条、特記	○	○	・再生資源利用促進実施書の提出により省略可	
4 施工計画	着手前	□ 施工計画書		共仕1-1-1-5	○	○	○	・施工計画書作成要領に基づき作成 ・工法変更や追加工種等の重要な変更が生じた場合(工期や数量変更等の軽微な変更を除く)は、そのつど当該工種等の着手前に、変更施工計画書を提出(当該工種等に関連する箇所のみ)	
		□ 設計図書の照査確認資料		契20条、特記、共仕1-1-1-3	○	○	○	・打合せ簿で提出	
5 履行報告等	施工中	□ 工事履行報告書	○	契13条、共仕1-1-1-26	○	○	○	・工程変更後の予定工程()は、工期変更がされた月から記入	
		□ 工事月報	○	(履行報告書の添付資料)	○	○	○	・監督員が承諾した場合、実施工程表(日々の稼働の有無が分かるように作成)で代替可	
		□ 夜間・休日作業届出		共仕1-1-1-38	○	○	○	・官公署の休日又は夜間作業は事前連絡 現道上の工事は書面提出	
		□ 交通誘導員の集計表		(出来形数量の確認資料)	○	○	○	・設計数量と比較すること	
		□ 交通誘導員の日報			○	○	○	・設計数量と比較すること	
6 工事材料 資料の提出	施工中	□ 工事材料資料の確認及び品質規格証明書類		共仕2-1-2	○	○	○	・設計図書に規格が明示された工事材料は打合せ簿にて提出・受理(工事材料の規格を変更する場合は協議、承認) ・配合設計書、材料試験表、規格、管理データ、証明書、JIS製品のミルシート等を添付 ・JIS規格製品は、JISマーク表示状態を示す写真の提出に変更可能	
		□ 材料確認書	○	契15条、16条、特記、共仕2-1-2、3-1-1-4	○	○	○	・特記仕様書又は品質管理基準に明示された材料について実施 ・原則臨場(机上も可)で確認し、確認状況写真他を添付して提出	
7 品質管理	施工中	□ 品質管理記録		特記、共仕1-1-1-25	○	○	○※ ⁽¹⁾	・品質管理基準、施工計画書に基づき管理し、規格値から外れていないことを確認 ・生コン、As合材等の各種試験結果及び日常管理記録並びに施工時の管理記録等	
		□ 品質管理図表(ばらつき判定実施時のみ)			○	○	○※ ⁽¹⁾	・工程能力図、ヒストグラム等を添付	
8 段階確認書、 立会願	施工中	□ 段階確認書	○	特記、共仕3-1-1-4	○	○	○	・共仕(段階確認一覧)及び特記仕様書に基づき、完成時不可視部分等を確認 ・原則臨場(机上も可)で確認 確認記録・確認状況写真を添付して提出	
		□ 立会願	○		○	○	○	・設計図書に従って、受注者が監督員との立合いを求めた場合に実施し、確認	
9 出来形図書	施工中	□ 工種ごとの出来形数量計算書		共仕1-1-1-22、 1-1-1-25、 3-1-1-5	○	○	○※ ⁽¹⁾	・数量算出根拠・計算過程が分かるよう数量計算書を作成して整理	
		□ 出来形成果表			○	○	○※ ⁽¹⁾	・出来形管理基準、施工計画書に基づき管理し、規格値を外れていないことを確認	
		□ 出来形数量総括表(一部の材料納品数量集計表を含む)			○	○	○※ ⁽¹⁾	・出来形数量と設計数量を対比すること(材料納品数量と設計数量も対比すること)	
		□ 出来形管理図表(ばらつき判定実施時のみ)			○	○	○※ ⁽¹⁾	・工程能力図、ヒストグラム等を添付	
		□ 出来形図			○	○	○※ ⁽¹⁾	・出来形測量に基づき作成し、出来形不足がないことを監督員が現場確認	
10 打合せ簿	施工中	□ 打合せ簿一覧表	○	契11条、20条、21条、特記、 共仕1-1-1-7、1-1-1-16	○	○	○※ ⁽²⁾	・備考欄には打合せ簿原本の添付場所を記載	
		□ 打合せ簿	○		○	○	○	・設計変更に関わる事項は必ず打合せ簿で確認(追加、廃工、構造変更、数量変更等)	
11 納品伝票	施工中	□ 納品数量一覧表、納品伝票		共仕2-1-2、3-1-1-9	○	○	○	・設計数量と比較すること・納品伝票に替えて出荷証明書も可能とする。 ・設計図書に規格の明示がされた工事材料について作成	
12 工事写真	完成時	□ 工事写真		共仕1-1-1-22	○	○	○※ ⁽³⁾	・必携一写真管理基準に基づき撮影し、整理 ・出来形規格値、品質管理に関する規格値等を満足していることが確認できること ・工事材料の保管状況写真(養生写真)を添付	
13 安全管理	施工中	□ 安全教育・訓練の記録		共仕1-1-1-28	○	○	○	・工事着手から現場作業終了まで	
14 電子納品	着手前	□ 事前協議チェックシート	○	特記、共仕3-1-1-7、 電子要領	○	○	○		
		□ 電子成果品	○		○	○	(電子媒体)	・成果品は2部作成し、1部を工事担当課から監理検査課に提出	
		□ 電子媒体納品書	○		○	○	(紙媒体)	・京都府建設局電子納品チェックシステムにより照査	
		□ チェックシステム結果	○		○	○	(紙媒体)		
		□ 創意工夫等		共仕3-1-1-10	○	○	○		

※本表は、土木請負工事を対象として、契約図書や土木工事共通仕様書等に基づき、発注者への提出・提示が必要な書類のうち、各種工事に共通する書類についての一覧表です。書類を取りまとめる際の参考としてください。また、契約図書や土木工事共通仕様書、各種法令等に基づき、不備や不足がないよう留意してください。

※共仕:土木工事共通仕様書、契:工事請負契約書、特記:特記仕様書、建り:建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)、電子要領:京都市建設局電子納品実施要領(工事編)

※電子検査とは、情報共有システム等の電子納品支援ソフトを利用した検査をいいます。

※電子検査対象欄の「○」は、情報共有システムを利用して電子データ表示や紙媒体により資料確認ができるようにしてください。

※電子検査における「提示」資料については、紙媒体もしくは電子データのいずれかの資料を示して説明できます。

※⁽¹⁾電子検査の場合は、現場検査用としてタブレット表示や紙媒体により資料確認ができるようにしてください。

現場中間検査及び既済部分検査(部分引渡し)を兼ねた場合に必要な工事関係書類一覧表【受注者用】

令和6年8月

工事名						受注者名			
分類	作成時期	提出書類	様式	根拠法令等	提出	提示	電子検査(対象)	備考	
1 契約関係	着手前	□ 現場代理人等通知書・変更通知書及び経歴書	○	契12条、特記	○	○	○	・資格者証、雇用証明を添付 変更した場合も提出	
		□ 工事工程表	○	契3条、共仕3-1-1-2	○	○	○	・変更した場合も提出	
		□ 請負代金内訳書	○	契3条、共仕3-1-1-1	○	○	○	・法定福利費を明記すること 変更した場合も提出	
		□ 工事保険等の証券(写)		契59条、特記、共仕1-1-1-42	○	○	○	・工事保険、労災保険加入済証、損害保険など契約内容が分かるもの(工期延期分も含む)	
	施工中	□ 建退共掛金収納書	○	特記、共仕1-1-1-42、国通知	○	○	○	・証紙が不要な場合は、理由書(元請)、辞退届(下請負人)、理由の分かる公的文書の写しを提出	
		□ 建退共証紙受払資料		特記、国通知	○	○	○	・受払簿、出勤表、証紙申請・受領書等 監督員が求めた場合は提出	
		□ 中間検査申請書	○	共仕3-1-1-8	○	○	○	・現場中間検査の場合	
	完成時	□ 指定部分完成通知書	○	契41条、共仕1-1-1-23	○	○	○	・既済部分検査(部分引渡し)の場合	
2 施工体制	着手前	□ CORINS登録内容確認書	○	共仕1-1-1-6	○	○	○	・請負金額500万円未満は不要 契約・変更(工期・技術者のみ)・竣工後、土日・祝日を除く10日以内に登録 竣工登録は検査後	
		□ 施工体制台帳及び添付資料(備考欄を参照)	○		○	○	○	・下請契約を締結する場合に提出 ・工期延期等、変更した場合は追加提出	
		□ 施工体系図	○	特記、共仕1-1-1-11、国通知	○	○	○	・下請契約書、再下請通知書、建設業許可通知書(通知書がない場合は建設業許可証明書でも可)、監理(主任)技術者の資格者証・雇用証明、作業員名簿(元請業者及び全ての下請業者)を添付 ・警備業者も施工体制台帳、施工体系図に記載すること	
3 建設副産物	着手前	□ 再生資源利用計画書・再生資源利用促進計画書	○	特記、共仕1-1-1-20	○	○	○	・請負金額100万円以上の全工事について施工計画書に添付して提出	
		□ 建り法に関する「説明書(12条様式)」	○	建り12条	○	○	○	・請負金額500万円未満は建り法対象外	
		□ 同「分別解体の方法等(13条様式)」	○	建り13条	○	○	○		
		□ 建設廃棄物処理委託契約書(写)		特記	○	○	○	・建設廃棄物処分業許可証、収集運搬業許可証の写しを添付	
	施工中	□ 産業廃棄物管理票(紙マニフェスト又は電子マニフェスト)		特記、共仕1-1-1-20	○	○	○		
		□ 建設副産物の受入確認書、集計表(運搬管理表)		(運搬、処分状況の確認資料)	○	○	○	・設計数量と受入数量の比較をすること	
		□ 建設副産物の伝票			○	○	○	・産業廃棄物は対象外	
	完成時	□ 再生資源利用実施書・再生資源利用促進実施書	○	特記、共仕1-1-1-20	○	○	○	・請負金額100万円以上の全工事について提出	
		□ 建り法に関する「再生資源化等報告書(18条様式)」	○	建り18条、特記	○	○	○	・再生資源利用促進実施書の提出により省略可	
4 施工計画	着手前	□ 施工計画書		共仕1-1-1-5	○	○	○	・「施工計画書作成要領」に基づき作成 ・工法変更や追加工種等の重要な変更が生じた場合(工期や数量変更等の軽微な変更を除く)は、そのつど当該工種等の着手前に、変更施工計画書を提出(当該工種等に関連する箇所のみ)	
		□ 設計図書の照査確認資料		契20条、特記、共仕1-1-1-3	○	○	○	・打合せ簿で提出	
5 履行報告等	施工中	□ 工事履行報告書	○	契13条、共仕1-1-1-26	○	○	○	・工程変更後の予定工程()は、工期変更がされた月から記入	
		□ 工事月報	○	(履行報告書の添付資料)	○	○	○	・監督員が承諾した場合、実施工表(日々の稼働の有無が分かるように作成)で代替可	
		□ 夜間・休日作業届出		共仕1-1-1-38	○	○	○	・官公庁の休日又は夜間作業は事前連絡 現道上の工事は書面提出	
		□ 交通誘導員の集計表		特記、(出来形数量の確認資料)	○	○	○	・設計数量と比較すること	
		□ 交通誘導員の日報			○	○	○		
6 工事材料 資料の提出	施工中	□ 工事材料資料の確認及び品質規格証明書類		共仕2-1-2	○	○	○	・設計図書に規格が明示された工事材料は打合せ簿にて提出・受理(工事材料の規格を変更する場合は協議、承諾) ・配合設計書、材料試験表、規格、管理データ、証明書、JIS製品のミルシート等を添付 ・JIS規格製品は、JISマーク表示状態を示す写真の提出に変更可能	
		□ 材料確認書	○	契15条、16条、特記、共仕2-1-2、3-1-1-4	○	○	○	・特記仕様書又は品質管理基準に明示された材料について実施 ・原則臨場(机上も可)で確認し、確認状況写真他を添付して提出	
7 品質管理	施工中	□ 品質管理記録		特記、共仕1-1-1-25	○	○※ ⁽¹⁾	○	・品質管理基準、施工計画書に基づき管理し、規格値から外れていないことを確認 ・生コン、As合材等の各種試験結果及び日常管理記録並びに施工時の管理記録等	
		□ 品質管理図表(ばらつき判定実施時のみ)			○	○※ ⁽¹⁾	○	・工程能力図、ヒストグラム等を添付	
8 段階確認書、 立会願	施工中	□ 段階確認書	○	特記、共仕3-1-1-4	○	○	○	・共仕(段階確認一覧)及び特記仕様書に基づき、完成時不可視部分等を確認 ・原則臨場(机上も可)で確認 確認記録・確認状況写真を添付して提出	
		□ 立会願	○		○	○	○	・設計図書に従って、受注者が監督員との立合いを求めた場合に実施し、確認	
9 出来形図書	施工中	□ 工種ごとの出来形数量計算書		共仕1-1-1-22、 1-1-1-25、 3-1-1-5	○	○※ ⁽¹⁾	○	・数量算出根拠・計算過程が分かるよう数量計算書を作成して整理	
		□ 出来形成果表			○	○※ ⁽¹⁾	○	・出来形管理基準、施工計画書に基づき管理し、規格値を外れていないことを確認	
		□ 出来形数量総括表(一部の材料納品数量集計表を含む)			○	○※ ⁽¹⁾	○	・出来形数量と設計数量を対比すること(材料納品数量と設計数量も対比すること)	
		□ 出来形管理図表(ばらつき判定実施時のみ)			○	○※ ⁽¹⁾	○	・工程能力図、ヒストグラム等を添付	
		□ 出来形図			○	○※ ⁽¹⁾	○	・出来形測量に基づき作成し、出来形不足がないことを監督員が現場確認	
10 打合せ簿	施工中	□ 打合せ簿一覧表	○	契11条、20条、21条、特記、 共仕1-1-7、1-1-16	○	○※ ⁽²⁾	○	・備考欄には打合せ簿原本の添付場所を記載	
		□ 打合せ簿	○		○	○	○	・設計変更に関わる事項は必ず打合せ簿で確認(追加、廃工、構造変更、数量変更等)	
11 納品伝票	施工中	□ 納品数量一覧表、納品伝票		共仕2-1-2、3-1-1-9	○	○	○	・設計数量と比較すること・納品伝票に替えて出荷証明書も可能とする。 ・設計図書に規格の明示がされた工事材料について作成	
12 工事写真	完成時	□ 工事写真		共仕1-1-1-22	○	○※ ⁽³⁾	○	・必携一写真管理基準に基づき撮影し、整理 ・出来形規格値、品質管理に関する規格値等を満足していることが確認できること ・工事材料の保管状況写真(養生写真)を添付	
13 安全管理	施工中	□ 安全教育・訓練の記録		共仕1-1-1-28	○	○	○	・工事着手から現場作業終了まで	
14 電子納品	着手前	□ 事前協議チェックシート	○	特記、共仕3-1-1-7、 電子要領	○	○	○	・予定価格3,000万円未満は任意	
		□ 電子成果品	○		(電子媒体)	○	○	・成果品は2部作成し、1部を工事担当課から監理検査課に提出 ・京都市建設局電子納品チェックシステムにより照査	
	完成時	□ 電子媒体納品書	○		(紙媒体)	○	○		
		□ チェックシステム結果	○		(紙媒体)	○	○		
		□ 創意工夫等		共仕3-1-1-10	○	○	○		

※本表は、土木請負工事を対象として、契約図書や土木工事共通仕様書等に基づき、発注者への提出・提示が必要な書類のうち、各種工事に共通する書類についての一覧表です。書類を取りまとめる際の参考としてください。また、契約図書や土木工事共通仕様書、各種法令等に基づき、不備や不足がないよう留意してください。

*共仕:土木工事共通仕様書、契:工事請負契約書、特記:特記仕様書、建り:建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)、電子要領:京都市建設局電子納品実施要領(工事編)

*電子検査とは、情報共有システム等の電子納品支援ソフトを利用した検査をいいます。

*電子検査対象欄の「○」は、情報共有システムを利用して、電子成果品で納品した場合に電子検査の実施ができます。(紙媒体は不要)

*電子検査における「提示」資料については、紙媒体もしくは電子データのいずれかの資料を示して説明できます。

*⁽¹⁾電子検査の場合は、現場検査用としてタブレット表示や紙媒体により資料確認ができるようにしてください。

*⁽²⁾電子検査の場合は、工事帳票(打合せ簿、材料確認書、段階確認書、工事履行報告書及び立会願)の一覧表を提出してください(電子検査用ビューアによる電子データ、もしくは紙媒体)。

*⁽³⁾電子検査の場合は、工事写真的電子データに加えて、別途、工事の全体概要や当該工事で重要となる部分がわかる「代表写真帳」を紙媒体で提出してください。

*原則、現場中間検査及び既済部分検査(部分引渡し)により確認した部分は、次回以降、評価の対象としません。

「土木請負工事監督・検査諸規程 3 検査に必要な工事関係書類一覧表」